



Policy Research Institute
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

プロジェクト研究
〔主要国農業政策・
食料需給〕
研究資料 第6号

令和5年度カントリーレポート

ベトナム，中国，インド， 西アフリカ

令和6年3月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果について、主として行政での活用に資するため取りまとめた資料であり、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

このカントリーレポートは、当研究所の研究者が世界の主要各国について農業・農政の分析を行った成果を広く一般に提供するものである。

当研究所においては、平成19（2007）年度から、単年度の「行政対応特別研究」の枠組みの下で毎年カントリーレポートを作成・公表してきたが、平成25（2013）年度からは、研究の枠組みが3年度にわたる「プロジェクト研究」に移行した。プロジェクト研究は、平成25（2013）年度から平成27（2015）年度までを一期目、平成28（2016）年度から平成30（2018）年度までを二期目、平成31（2019）年度から令和3（2021）年度までを三期目とし、令和4（2022）年度から四期目を実施している。

これまで当研究所では、農業政策立案の観点から重要となる国・地域を対象とした農業情勢と関連政策の分析と国際食料需給の分析を実施してきた。四期目の「主要国における農業政策の改革の進展とそれを踏まえた中長期的な世界食料需給に関する研究」においても、これまでに蓄積された知見を活用しながら、世界の主要国・地域の農業情勢及び関連政策の調査研究を行っている。そして、国・地域別の知見と定量的な食料需給予測の連携を深め、よりの確な需給見通しの策定に努めている。さらに、多くの国々が共通した課題に直面するようになっていく現状を踏まえ、各国・地域単独での分析に加えて、関連した複数国を横断する課題を設定し、各国の政策や関連状況を比較・分析している。

本レポートは、農林水産政策研究所における研究成果について、主として行政での活用に資するため取りまとめた資料であり、学術的な審査を経たものではない。農林水産政策研究所では今後も海外農業情報の収集・分析を充実させる方針であり、広範の読者の方より、御指導・御指摘を賜れば幸いである。

【参考】 平成 19 年～令和 5 年度カントリーレポート

（平成 19 年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 1 号 中国，韓国
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 2 号 ASEAN，ベトナム
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 3 号 インド，サブサハラ・アフリカ
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 4 号 オーストラリア，アルゼンチン，EU 油糧種子政策の展開

（平成 20 年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 5 号 中国，ベトナム
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 6 号 オーストラリア，アルゼンチン
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 7 号 米国，EU
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 8 号 韓国，インドネシア

（平成 21 年度）

- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 9 号 中国の食糧生産貿易と農業労働力の動向
- 行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 10 号 中国，インド

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 11 号 オーストラリア, ニュージーランド, アルゼンチン

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 12 号 EU, 米国, ブラジル

行政対応特別研究〔二国間〕研究資料第 13 号 韓国, タイ, ベトナム

(平成 22 年度所内プロジェクトカントリーレポート)

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 1 号 アルゼンチン, インド

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 2 号 中国, タイ

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 3 号 EU, 米国

所内プロジェクト研究〔二国間〕研究資料第 4 号 韓国, ベトナム

(平成 23 年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, 韓国 (その 1)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 タイ, ベトナム

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 米国, カナダ, ロシア及び大規模災害対策
(チェルノブイリ, ハリケーン・カトリーナ, 台湾・大規模水害)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 EU, 韓国, 中国, ブラジル, オーストラリア

(平成 24 年度行政対応特別研究カントリーレポート)

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 1 号 中国, タイ

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 2 号 ロシア, インド

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 3 号 EU, 米国, 中国, インドネシア, チリ

行政対応特別研究〔主要国横断〕研究資料第 4 号 カナダ, フランス, ブラジル, アフリカ,
韓国, 欧米国内食料援助

(平成 25 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 1 号 中国, タイ, インド, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 2 号 EU, ブラジル, メキシコ, インドネシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 3 号 アメリカ, 韓国, ベトナム, アフリカ

(平成 26 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 4 号 タイ, オーストラリア, 中国

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 5 号 米国, WTO, ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 6 号 EU (フランス, デンマーク)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 7 号 インド, アルゼンチン, ベトナム, インドネシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 8 号 米国農業法, ブラジル, 韓国, 欧州酪農

(平成 27 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 9 号 総括編，食料需給分析編

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 10 号 EU (CAP 改革，フランス，スコットランド，デンマーク，フィンランド，酪農)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 11 号 中国，インド，インドネシア，中南米，アフリカ

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 12 号 タイ，ベトナム，ミャンマー，オーストラリア，ロシア，ブラジル

プロジェクト研究〔主要国農業戦略〕研究資料第 13 号 米国，フランス，韓国，GMO (米国，EU)

(平成 28 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 1 号 総論，横断的・地域的研究，需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 2 号 米国 (農業支援政策，SNAP 制度)，EU (価格所得政策と CAP 簡素化，酪農，農業リスク管理，フランス)，韓国，台湾

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 3 号 タイ，ベトナム，オーストラリア，ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 4 号 中国，インド，インドネシア，メキシコ，ケニア

(平成 29 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 5 号 横断的・地域的研究，需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 6 号 米国 (米国農業法，農業経営の安定化と農業保険，SNAP-Ed)，EU (CAP 農村振興政策，フランス，英国)，韓国，台湾

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 7 号 タイ，ベトナム，オーストラリア，ロシア，ブラジル

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 8 号 中国，インド，インドネシア，メキシコ，アフリカ，フィリピン

(平成 30 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 9 号 横断的・地域的研究，需給見通し

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 10 号 米国，カナダ，EU (条件不利地域における農業政策，共通農業政策 (CAP) の変遷における政治的要因等の検討，ドイツ，フランス，英国)，ロシア

プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 11 号 中国, 韓国, 台湾, インドネシア, フィリピン, タイ, インド, アフリカ
プロジェクト研究〔主要国農業戦略横断・総合〕研究資料第 12 号 メキシコ, ブラジル, アルゼンチン, オーストラリア

(令和元年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 1 号 米国, EU (CAP), フランス, 英国, CETA, ロシア
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 2 号 中国, 台湾, ベトナム, アフリカ (ケニア)
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 3 号 ブラジル, メキシコ, アルゼンチン, ウルグアイ, オーストラリア
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 4 号 横断的・地域的研究, 世界食料需給分析

(令和 2 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 5 号 EU (農産物貿易政策等, 持続可能性確保と経済復興・成長に向けた取組, フランス), 英国, ロシア
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 6 号 タイ, ベトナム, インドネシア, 韓国, 中国
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 7 号 ブラジル, アルゼンチン, パラグアイ, オーストラリア
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 8 号 横断的・地域的研究, 世界食料需給分析

(令和 3 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 9 号 EU (農産物貿易政策等), 英国, ロシア
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 10 号 タイ, ベトナム, インドネシア, 中国, インド, 西アフリカ
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 11 号 ブラジル, アルゼンチン, パラグアイ, オーストラリア
プロジェクト研究〔主要国農業政策・貿易政策〕研究資料 第 12 号 横断的・地域的研究, 世界食料需給分析

(令和 4 年度プロジェクト研究資料)

プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第 1 号 EU, ドイツ, ロシア・ウクライナ
プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第 2 号 タイ, ベトナム, 中国, インド, アフリカ, セネガル

プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第3号 ブラジル，アルゼンチン
プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第4号 横断的・地域的研究，世
界食料需給分析

（令和5年度プロジェクト研究資料）

プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第5号 アルゼンチン

プロジェクト研究 「主要国における農業政策の改革の進展とそれを踏まえた中長期的な
世界食料需給に関する研究」

令和5年度 カントリーレポート 第6号

ベトナム，中国，インド，西アフリカ

目 次

第1章 ベトナムーコメ輸出大国の国内事情ー

(岡江恭史)

はじめに

1. ベトナム農政の変遷
2. 国際米価高騰とベトナムの対策
3. 最近のコメ政策・動向

第2章 中国ー対外情勢不安定な中，食糧安全保障を最優先，「農業強国」を 目指すー

(百崎賢之)

1. はじめに一習政権三期目の「郷村振興」=農業強国建設の加速化ー
2. 2023年の「三農」(農業・農村・農民)をめぐる状況と生産・輸入の動向
3. 中国の食糧安全保障ー食糧安全保障法の成立ー

第3章 インドー水不足下におけるサトウキビ作農民の選択ー

(草野拓司)

1. はじめに
2. 主要農産物の需給動向
3. 水不足下におけるサトウキビ作農民の経営改善の方策に関する一考察
4. まとめ

第4章 西アフリカー市場志向型の国産米生産と課題ー

(丸山優樹)

1. はじめに

2. アフリカ地域におけるコメの生産・消費動向
3. 西部アフリカにおけるコメの自給率向上に向けた取組
4. 中長期的な視点でのコメ生産の課題
5. おわりに

第1章 ベトナム —コメ輸出大国の国内事情—

岡江 恭史

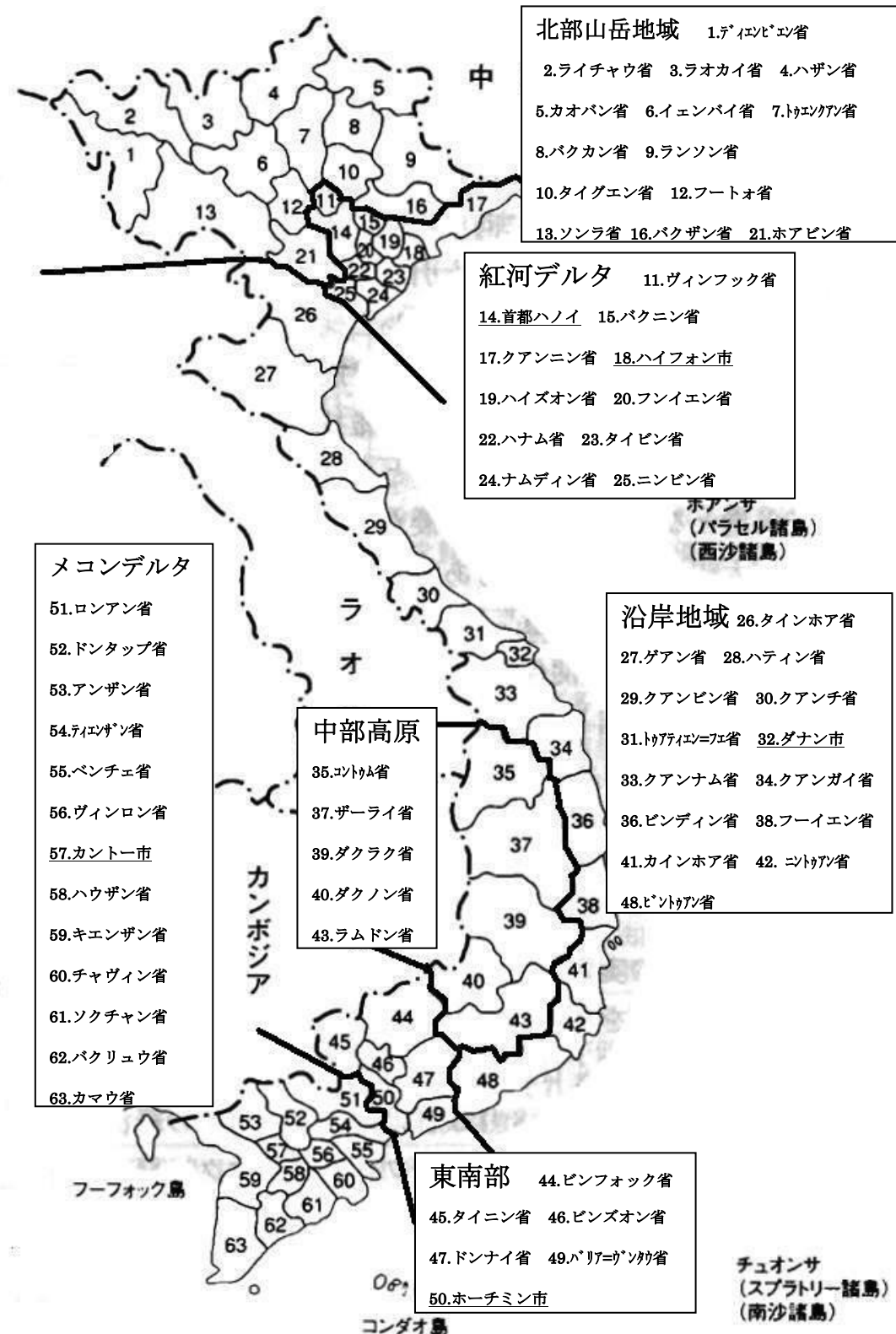
はじめに

ベトナムはかつて旧ソ連型中央計画経済体制下にあったが、1980年代から経済自由化・対外開放政策（いわゆるドイモイ政策）を採用したことによってその後高い経済成長率を示した。農林水産分野では、近年常に世界第2～3位のコメ輸出国であり続け、2023年には過去最高のコメ輸出量・輸出金額を記録した。

本論に入る前に、ベトナムの行政区分と自然環境を第1図に示す。ベトナムは大陸部東南アジア（インドシナ半島）の東端に位置し、南北1,650kmの細長い国土（東西の幅は最も狭いところで50kmもない）をしている。北に中国と、西にラオス・カンボジアと陸で国境を接する。また南シナ海（ベトナムではBien Dong（東海）と呼ぶ）を挟んでフィリピン・マレーシア等と向き合っている。ベトナムの国土面積は331,346km²（日本全国から九州を除いた面積にほぼ相当）、人口は99,474千人である（2022年の数字。TCTK online）。

地方行政組織としては63の省及び省と同格の中央直轄市（首都ハノイ・ハイフォン市・ダナン市・ホーチミン市・カントー市）が存在する。また複数の各地方省⁽¹⁾をまとめて、「紅河デルタ（Dong bang song Hong）」、「北部山岳地域（Trung du va mien nui phia Bac）」、「沿岸地域（Bac Trung Bo va duyen hai mien Trung）」、「中部高原（Tay Nguyen）」、「東南部（Dong Nam Bo）」、「メコンデルタ（Dong bang song Cuu Long）」という地域区分も用いられる。

本章の構成は以下のとおりである。まず「1. ベトナム農政の変遷」において、共産政権下におけるベトナム農政の歴史を紹介する。「2. 国際米価高騰とベトナムの対策」において、2007年から国際米価が急騰した際に、当時のベトナム政府が取った対策について解説する。「3. 最近のコメ政策・動向」で、最新のコメに関する政策と2023年のコメ生産・輸出動向について国際米価高騰期との違いを中心に分析する。



第1図 ベトナムの地域区分

資料：アジア経済研究所（2020）のベトナム地図に筆者が加筆。

注．下線が省と同格の中央直轄市。

1. ベトナム農政の変遷

(1) ベトナムの村落と農業集団化

フランスによる植民地化以前のベトナム王朝では、分裂や戦乱が続く中でかつて国有地（公田）を管理する単位だった「社」が、特に紅河デルタにおいては自立した村落共同体として成長していった。そして公田も村落の共有財産として公認された（桜井，1987）。村落の行政に関しては、朝廷から官吏が直接派遣されることはなく、村民によって選出された組織が自治の担い手となっていた。村落自治を体現する「村の掟」は、「郷約」として成文化されるのが常であった（白石，2002）。

第二次世界大戦中に仏領インドシナを占領していた日本軍が撤退した後、北ベトナムの共産政権（ベトナム民主共和国）は1945年9月に成立を宣言したものの、当初どこの国からも承認されなかった。これを1949年に誕生した中国共産政権（中華人民共和国）が最初に承認し、支援したことが北ベトナムの革命路線における「中国モデル」の導入を促すことになった。第一次インドシナ戦争を終結させ北ベトナムにおける共産政権を公認したジュネーヴ協定が成立した1954年以降、北ベトナムでは土地を地主から取り上げて貧農に分配する土地改革（Cai cach ruong dat）が本格的に実施された。ベトナム労働党⁽²⁾は、中央政府レベルではチュオン・チン（Truong Chinh）書記長を委員長とする中央土地改革委員会を設けてその実施に当たったが、各地方省の土地改革委員会には中国の顧問が招かれ、中国の経験に学ぶという形で展開された。土地改革は1956年7月までに北ベトナムの平野部では基本的に完了したが、その過程で農村人口の5%は地主という中国の経験が機械的に導入され、実際には中農までが「地主」と判定されて土地没収の対象となった。ドイモイ後の公式のベトナム共産党史では、この時期に行われた土地革命は「不必要」であったと総括している（古田，1996）。

ベトナム農村では1958年から中国にならった初級農業生産合作社（hop tac xa san xuat nong nghiep bac thap, 以下「初級合作社」）が組織され、農業集団化が始まった（白石，1993）。そして、1959年4月の第16回ベトナム労働党中央会議によって合作社の高級化が決定された。この後、初級合作社の多くが高級農業生産合作社（hop tac xa san xuat nong nghiep bac cao, 以下「高級合作社」）に移行した。初級合作社は集落単位に生産労働を集団化したが、土地は各農民が所有していた。高級合作社は初級合作社よりさらに集団化を進めたもので、土地の共有化が行われ、一合作社の管轄範囲も集落から自然村へと広がった。各農民は合作社の下部組織である生産隊（Doi san xuat）に所属した。生産隊は合作社から生産量・労働点数・生産費の3項目について経営を請け負い（三請負制）、所属の農民との間に作業契約を結んだ。各農民は作業ごとの労働点数に応じて報酬を受けることになっていた。1960年末には北部での合作社化が完了し、40,422の合作社が誕生した。その結果農業生産性は低下したが、第一次5か年計画（1961～65年）において農業集団化がさらに強力に推進され、1961年には高級合作社の数が8,403（全合作社の33.8%）だったのが、1967年には18,560（全合作社の76.7%）になった（Nguyen Sinh Cuc, 1995）。

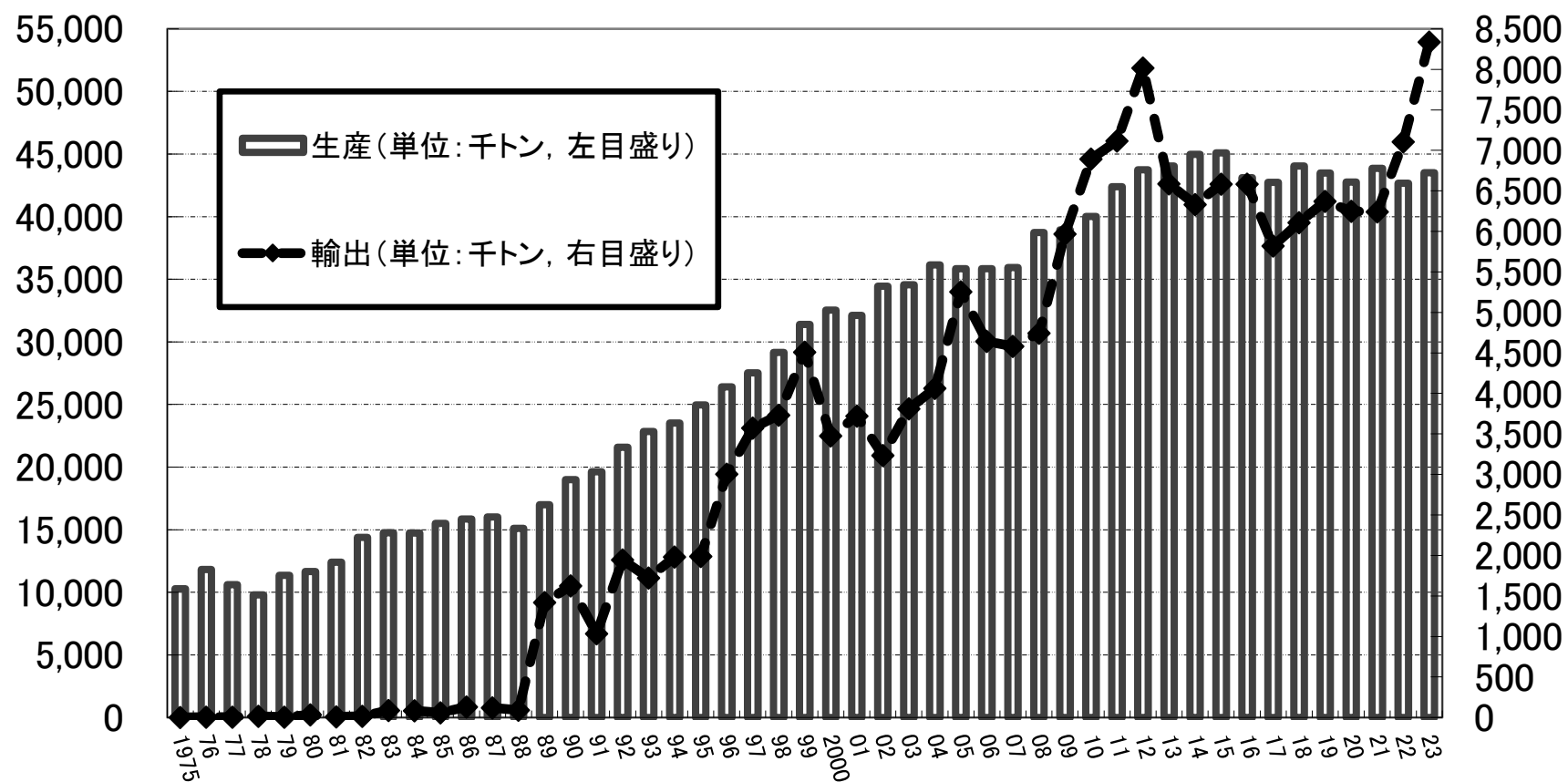
東西対立の最前線としてアメリカ・南ベトナム（西側陣営）と北ベトナム（東側陣営）との間で戦われたベトナム戦争は、1975年に北ベトナムが南ベトナムを占領・吸収することによって終結し、翌76年に統一ベトナム（ベトナム社会主義共和国）が発足した。ベトナム共産政権は、北部で行われていた統制経済・集団農業生産体制を南部にも強いたが、このことは商品作物の生産に適するように長年築き上げられてきた農業生産の仕組みを破壊することになり、農民による生産放棄と深刻な食糧不足を引き起こした。

またそれまでアメリカという共通の敵を前に団結していた中越両国は、ベトナム戦争末期の米中接近（72年のニクソン米大統領訪中）、74年の中国の南シナ海のパラセル諸島（それまで南ベトナムが実効支配）占領によって対立が激化し、79年には両国間の戦争に発展した（中越戦争）。冷戦後期中ソ対立の国際情勢の中でベトナムはソ連陣営に所属（1978年にコメコン加盟）し、ソ連・東欧からの援助を受けた。

（2）ドイモイ政策と農政の転換

厳しい国際環境と経済情勢の中でベトナム共産政権は、集団農業生産の修正をせざるを得なくなった。1981年1月13日共産党中央書記局は100号指示（DCSVN, 1981）を出し、これまでの生産隊単位による共同作業から、各世帯を単位とする農業生産へ移行した。100号指示によって農家世帯は、合作社からの請負契約量以上の生産物は自由に処分する権利を得た。この改革は農家の意欲を刺激し、多くの農家が請負を完遂したうえにさらに5～20%の余剰生産をなした。そして1986年の第6回党大会では、従来の統制経済システムを抜本的に変革して、市場原理を導入することを決定した。これはドイモイ（Doi moi）政策と呼ばれ、今日までの市場経済化路線を決定づけたといわれる（白石, 1993）。さらに1988年には共産党政治局10号決議（DCSVN, 1988）によって、農家は税金と合作社基金（組合費）を支払ったのちには、生産物を自由に処分する権利を認められ、集団農業生産は事実上終えんを迎えた。また1996年合作社法によって、合作社はかつての集団農業生産の執行機関から市場経済下の農協へとその法的位置づけが根本的に転換した（QHVN, 1996）。

また第2図にベトナム戦争終了（1975年）の後のコメの生産と輸出をグラフ化した。集団農業生産体制を終わらせた10号決議の翌年（89年）から本格的な輸出が始まったこと、またそれ以降右肩上がり生産・輸出が伸びていることがわかる。近年ではタイ・インドと並ぶコメ輸出国の地位を確立し、2023年には過去最高の輸出量を達成した。



第2図 ベトナム戦争以降のコメの生産と輸出

資料：1999年まではTCTK(2000)，2000年以降はTCTK(online; 2005; 2008; 2023)。2022,23年は速報値。

1980年代から始めた一連の大胆な経済改革―農業の脱集団化、価格の自由化、民間経済部門の促進、貿易及び投資の自由化、為替レート的一本化、統一によって経済を安定させ高度成長を持続的にもたらしたベトナムを移行経済の成功例として評価した世界銀行の世界開発報告（World Bank, 1996）が出されたのが1996年である。だが市場経済化の進行とともに貧富の格差が拡大するのは避けられず、上記報告書が出された正にその年に開かれた第8回党大会では、社会的公正の即時実現が主張された。同大会で採択された1996～2000年経済開発戦略には、①さらなる高度成長への志向、②雇用促進と各地域の均等開発（特に後進農山村・地域への社会政策の強化）という2つの特徴が現れている（竹内，1997）。①とは国内における市場経済化と貿易・投資の対外開放（事実上の資本主義化）であり、②は社会的公正の実現（理念としての社会主義）である。ドイモイ政策は、この両者のバランスを取りながら進められることになった。

ソ連・東欧の共産圏が崩壊した1990年代以降は、かつての敵国であった西側諸国や中国との関係を急速に改善した。対東南アジアでは、ベトナムはASEANに95年7月に加盟し翌96年1月にはASEAN自由貿易地域（AFTA）の共通効果特惠関税（CEPT）スキームにも参加した。対米では、94年2月にアメリカは75年より継続してきた対越経済制裁を全面解除し、95年8月には国交正常化条約に調印した。対日では、92年11月に日本は79年度以降見合わせてきた円借款の再開を決定した。対中では、91年11月に国交正常化し近年は経済関係も緊密になっている。

（3）2000年代のベトナム農政

脱集団化・市場経済化に進む80～90年代のベトナムでは、主食であるコメはひたすら量的拡大が求められ、劣等地へも生産拡大が進められた。そのため、肥沃なデルタ地帯では6 t/ha以上の生産をあげる一方、山間地や土地条件の悪いところでは2 t/ha程度のところもある。この時期におけるコメ輸出拡大も、もっぱら価格の優位性（安価）によるものであり、ベトナム米の品質は国際的にも評価が低いものであった。

こういった問題を解決するため、ベトナム政府は2000年6月15日に第9号政府決議（CPVN, 2000）を公布し2010年に向けての農業発展戦略を打ち出した。同決議はそれまでの市場経済化による量的拡大という農業政策を海外市場への販売を前提にした農林水産物の高品質化へと転換するものであった。さらに2005年6月20日付け第150号政府首相決定（CPVN, 2005）によってこの路線が補強された（第1表参照）。コメに関しては、生産性の低い水田の転作を促す反面、輸出用米の主産地であるメコンデルタにおいては灌漑整備事業への投資を増加させることとしている。

また2000年代には南シナ海紛争等で再び中国との対立を深めたことから、西側（欧米日）との関係強化を図っている。対米では、2001年12月には米越通商協定が発効した。対欧州では、2020年8月にEU・ベトナム自由貿易協定が発効し、EUを離脱した英国とも2021年5月に英国・ベトナム自由貿易協定が発効した。対日では、2004年12月には日越投資協定が発効し、2009年10月には日越経済連携協定（JVEPA）が発効した。また近年では、「環太

平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11 協定）」にも参加している（ベトナムは 2019 年に発効）。

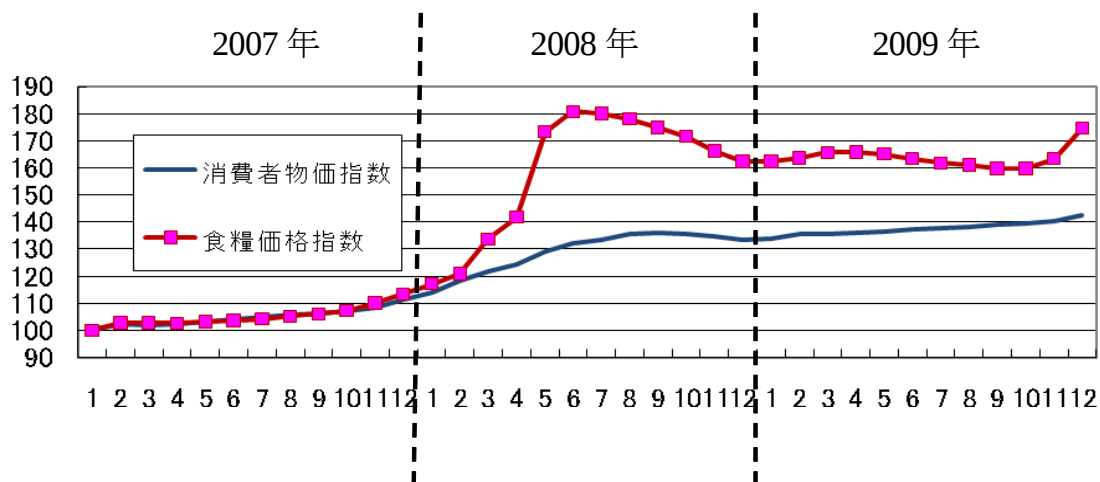
第 1 表 2000 年代初期の農業発展戦略

	政策の柱	コメ政策
政府決議第 9 号 (2000 年 6 月)	①農業生産における新技術の導入 ②生産と加工・販売との効果的結合 ③農村内インフラへの投資促進と農業保険の充実 ④外国市場の情報収集とマーケティング能力開発 ⑤商業的農産品販売に備えた行政の効率化	灌漑設備の整備された水田を 400 万 ha 維持するとともに、生産性の低い水田は他のもっと適当な作物や養殖に転換する。
首相決定第 150 号 (2005 年 6 月)	①農地の集積による経営基盤の強化 ②AFTA (ASEAN 自由貿易地域)・WTO 加盟交渉のための国際的合意事項の遵守 ③品目ごとの生産適地を特定して生産集中を図る	特にメコンデルタにおける灌漑整備事業への投資を増加して輸出米を増産させる。

資料：CPVN(2000;2005)。

2. 国際米価高騰とベトナムの対策

(1) 国内物価の高騰と 2008 年に取られた政策



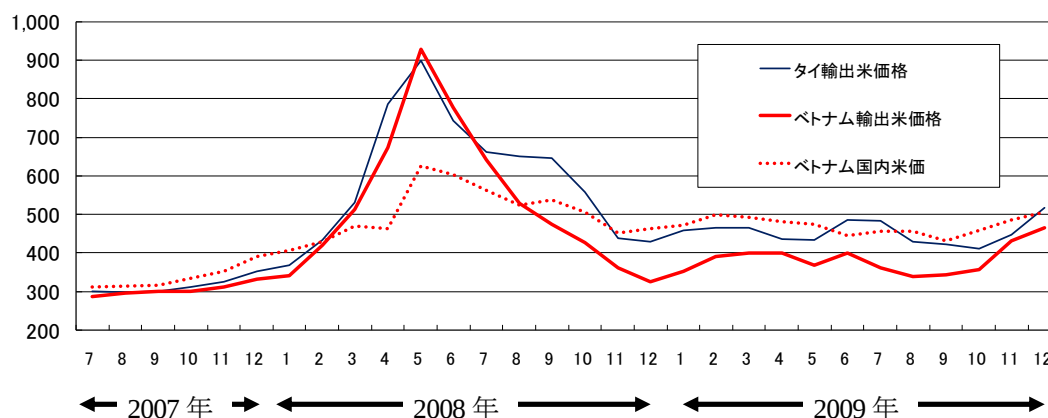
第 3 図 2007～09 年におけるベトナム国内の物価上昇

資料：TCTK(online)。

注. 2007 年 1 月を基準 (100) とする指数。

第3図は、世界的に穀物価格が高騰した2007～09年におけるベトナム国内の消費者物価指数と食糧価格指数の上昇を、2007年1月を100として示したグラフである。なお、この「食糧」とはコメ・トウモロコシ・イモ類等のデンプン質を豊富に含む主食物を表すベトナム語 “luong thuc”の訳であり、食料品全体ではない。2007年10月頃から消費者物価指数も食糧価格指数も上昇し始めているが、特に食糧が2008年4～6月に急騰している。6月以降は食糧価格も下落傾向にあるが、下落幅はわずかであり、2009年12月の消費者物価指数及び食糧価格指数は2007年1月から42%増・75%増と高値を維持している。

食糧価格が高騰に至った最大の理由は、コメが重要な輸出産品であるために国際価格と国内米価とが密接にリンクしていることである。第4図は国際価格（タイ輸出米価格）とベトナムの輸出米価格・国内米価の2007年後半～09年における変動をグラフ化したものである。新輸出契約の停止が発表される2008年3月までの間は3者がともに上昇傾向にあり、強い相関関係にあることがわかる。コメは国民の圧倒的な主食であるために、コメ価格の急騰により食糧価格全体と物価全般も急騰した。



第4図 2007～09年におけるタイ輸出米価格・ベトナム輸出米価格・ベトナム国内米価

資料：価格はCCPDTV（2010）、TTPNN（2009）より。

注．輸出米価格は両国とも25%砕米価格。ベトナム国内米価は、メコンデルタのコメ生産地カントー市（第1図の57）における通常米（Gia te thuong）価格。単位はいずれも米ドル/t。

米価高騰に対処するため、2008年3月25日には第78号政府通達（CPVN, 2008a）によって6月末までの間は新たにコメ輸出の契約（政府間契約だけでなくすべての契約が対象）は行わない（すでに契約済みのものは履行）ことを決定した。第4図に見るように、この輸出規制によって、国内米価の上昇が抑えられた反面、ベトナムの輸出米価格が急上昇し、コメの国際指標価格となっているタイ米の上昇につながった。

前述のように2000年の政府決議第9号によって水田の転作が認められたが、その結果その後は水田の転作が政府の予想をはるかに超える速度で進行した。このことも人々に国内

需給逼迫の不安をあおり食糧価格の高騰の一因となったことから、2008年には農地規制策が新たに取られた。4月18日に第391号首相決定（CPVN, 2008b）が公布され、水田専作地の転作の原則禁止の方針を打ち出された。同決定では、やむを得ない事情で水田転作を行う場合には、各地方省・中央直轄市が必要な転作面積を最小限にする土地計画を策定して事前に中央政府の認可を得ることが義務づけられた。上記の手続きを経た計画以外での水田転作が発覚した場合には、その土地を収用することも明記された。

（２）政府決議 63 号と国家食糧安全保障

物価高騰の混乱を踏まえて農業問題が2008年7月に開催された第10期ベトナム共産党中央執行委員会第7回総会において議論され、2010年及び2020年までの農業政策の目標を示した「農業・農民・農村に関する中央執行委員会第26号決議」（DCSVN, 2008）が8月5日に公布された。さらにこれを受けて、政府の今後の食糧政策の方針として翌09年12月23日に「国家食糧安全保障に関する政府決議 63 号」（CPVN, 2009c）が公布された。これは、ドイモイ以降の農業の市場経済化・近代化の方針を引き継ぐ一方で、国家食糧安全保障を農業政策の最優先課題にしたものである。

具体的な目標として、国内需要を満たすために、2020年まで380万haの水田（うち320万haは2期作以上の栽培ができる灌漑設備の整った水田）を維持することによって41～43百万トンの生産を維持することとしている。そのために、稲作生産費の30%以上を生産者の利益として確保し、2020年までに食糧生産者の収入を現在の2.5倍にする目標を立てている。

またベトナム国内のコメ流通・加工業者の多くが零細で設備が整っておらず貯蔵施設も未整備のため、ベトナムはコメの大生産・輸出国にもかかわらず国際的な価格変動が国内の需給逼迫に直結するという問題を抱えている。そのため食糧流通と輸出システムの合理化を目標として、63号決議では業者に対して容量400万トンの貯蔵施設（当時の国内総在庫の約2倍の容量）の建設を2012年までに完成させるように指示している。さらに政府機関への指示として、財務省に対して稲作生産の保険のスキームを、農業農村開発省に対しては農民と農村の各経済事業体（農協・企業・研究機関・流通・輸出業者）との連携に関するスキームをそれぞれ、政府に提出するように求めている。

（３）政府議定 109 号と新コメ政策

上記の63号決議の方針を執行するために政府議定109号（CPVN, 2010）が2010年11月4日に公布（施行は2011年1月1日）された。この政府議定109号から、新しく導入された政策を以下に紹介する。

① 価格支持策の導入

2009年3月9日に首相府において第78号通達（CPVN, 2009a）が公布された。同通達で出された方針は稲作生産費のうち少なくとも30%は生産者の利益となるように南北食糧総

会社は買い取り価格を設定し、関係機関・銀行はそれを支援するために総会社への優遇策を取るというものである。この生産費の30%を生産者の利益とする方針は、同年12月23日の政府決議63号にも盛り込まれた。

その後、政府は2009年の夏秋作の収穫が始まる時期に入った8月10日に、ベトナム食糧協会を通じて会員業者に対し臨時備蓄用米として最低価格3,800ベトナムドン/kg（湿度17%の乾燥粳米）以上で輸出米の主産地であるメコンデルタの農民から買い取るように指示を出した。この時の買い取り目標量40万トンが達成された後、さらに第2弾として9月9日にさらに同条件で50万トンの買い取り策が出された。政府としてこの方針をさらに支援するため、9月22日付首相決定1518号（CPVN, 2009b）により、メコンデルタを管轄する南部食糧総会社傘下の業者が夏秋米の購入のために銀行から融資を受けた場合は全額政府が利息を負担することを決定した。2010年以降においても同様に臨時備蓄用米の買い取り指示が出され、融資に際しての利子補給も同様にとられた。

さらに109号議定によって、2011年からは新たに国内の下限価格（基準買い取り価格）と上限価格（放出価格）、さらに輸出最低価格を設けたシステムへと整備された。基準買い取り価格の計算方法は以下のとおりである。各期初に財務省が稲作生産費の計算方法を公表する。それに応じて各地方省がその地域の平均的な稲作生産費を計算する。各地方省から上がってきた数値を元に財務省が稲作生産費の30%を生産者の利益となるように計算して基準買い取り価格を決定する。収穫期になって市場価格が基準買い取り価格より下になるようであれば、政府（農業農村開発省・財務省・商工省・国家銀行・食糧協会）はコメの販売価格が下がらないような策を講じることになっている。さらに財務省は各期に国内外の市場等を勘案して最低輸出価格を定めることになっている。また買い取りの上限価格（放出価格）も各期に設定し、国内市場価格が放出価格を上回ったら業者に備蓄米を国内市場に放出させる規定も設けた。

この価格支持策は、政府決議63号で規定された稲作生産保険スキームの具体化であろう。ドイモイ以降市場の変動にさらされてきた稲作農家にとっては画期的な政策の導入であるが、その制度には多くの問題を含まれる。まず政府は業者に指定価格での買い入れを求めるが、政府による財政支出は業者が買い入れ費用のために銀行から借り入れた際の利子補給のみである。つまり業者によっては利子負担は軽減されても、支持買い入れ価格以上で販売できなかった場合のリスクは自ら負担しなければならない。しかも販売価格にも上限が定められている。このような市場メカニズムも業者のインセンティブも無視した政策は業者の不正を誘発する可能性がある。また稲作生産費の30%という数字の意味を考えてみるために、アンザン省（第1図の53.）の冬春作（雨季作）の事例で計算してみると、2006年は54%、2007年は46%、2008年は39%と減少している（TTPNN, 2008;2009）。確かに2007年末以降米価は急騰したが、それ以上に肥料などの生産資材の価格高騰のため取り分が減少して農家の不満がたまっていたのであろう。これをみれば、30%の保障は所得移転というほどの水準ではなく、タイにおける導入当初の担保融資制度と同様、季節変動による買いたたきを防ぐための最低価格保障というに過ぎない。

② 輸出業者の規制

また政府決議 63 号で目標とされた「食糧流通と輸出システムの合理化」「農民と農村の各経済事業体との連携」を進めるため、109 号議定では政府が要求する基準を満たす事業者のみがコメ輸出業者として許可されることになった。具体的な基準は、5,000 トン以上のコメの収容能力がある倉庫と 1 時間当たり 10 トン以上の処理能力がある精米所を所有していることである。認可を求める業者について各地方省の商工局が検査を行い、条件に適合すると判断されたら商工省が 5 年間有効の認可証を交付することになっている。認可された輸出業者はさらに過去 6 か月間の輸出量の 10% のコメを貯蔵し続けることも義務づけられている。その上、業者はコメの買い付けごとに品質と種類ごとの価格を地方省の人民委員会（行政の執行機関）に知らせる義務がある。地方省人民委員会は担当地区の農民が不当に業者から買ったたかれないように、その価格情報を公開することになっている。さらに業者は四半期ごとに輸出量と備蓄量を報告する義務がある。

なお同議定に基づきコメ輸出を希望する業者は上記の条件を整えて 2012 年 10 月 1 日までに政府の認可を受ける必要があった。その結果、2013 年には小規模業者の破産が相次いだ。さらに 2013 年 8 月には、過去 2 年間に 1 万トン/年の輸出が達成できないと認可取り消しになる規則が追加された（CCPDTV, 2014）。

3. 最近のコメ政策・動向

（1）農地政策

「1.（2）ドイモイ政策と農政の転換」で前述したように、農家に生産物を自由に処分する権利を認めた 1988 年 10 号決議によって、集団農業生産は事実上終えんを迎えた。これを法的に保証するために、1993 年に土地法が改正され、土地の国家管理（全人民所有）の建前を維持しつつも、各個人に土地使用权を分配するという形を取った。ここでの「使用权」は譲渡・賃貸・相続・売買・抵当を含み、実質的な私有権公認に近い（QHVN, 1993）。

「2.（1）国内物価の高騰と 2008 年に取られた政策」で前述したように、2000 年の政府決議第 9 号による水田の転作容認は、国際米価が高騰した 2008 年には農地規制策へと転換された。しかしその後生産過剰の状態となり、2013 年 6 月の首相決定第 899 号（CPVN, 2013a）では、必要な生産量を維持しつつも、農地の効率的な活用（水田を他の農作物へ転作）を推奨するようにと、再び政策転換が行われた。また同年 10 月「農産品の生産と販売の連携を強化し、大圃場^{ほじょう}を建設するための奨励政策に関する政府首相決定第 62 号」（CPVN, 2013b）が公布され、積極的に大規模農業を奨励するようになった。同決定は、大規模な圃場を経営する農民又は農民組織（合作社など）が企業と契約して販売を行う際の様々な助成制度（農地使用税免税、技術普及や新規種子購入費用の補助など）を規定している。

上記のような大規模農地建設の政策の中心地域は、輸出米の主産地となっている南部のメコンデルタである。2002 年の首相 80 号決定は、企業が農民に対して、販路保証の契約に加えて、生産に必要な資金を融資したり、技術を補助したりする複合契約を実施することを

奨励している。元々メコンデルタではフランス植民地下の19世紀以降、このような複合取引が農民と商人との間で結ばれていた。農業集団化の過程で一時停滞したものの、80年代以降の市場経済化によって復活し、90年代末には南ベトナムで農産物売買の80～90%を担っていた（竹内、2022）。2000年代以降政府が、商人の担っていた機能を企業との直接契約で代替させようとした理由として、商人の大半が華僑・華人であることが考えられる。「1. ベトナム農政の変遷」で前述したように、ベトナムと中国とはしばしば戦争・紛争など政治的対立が激化してきた関係であり、ベトナムは中国の経済的影響力の拡大にも警戒している。

「1.（2）ドイモイ政策と農政の転換」で前述したように、ドイモイ政策は、「事実上の資本主義化」と「理念としての社会主義」の両者のバランスを取りながら進められることになった。米価高騰期以降のコメ新政策では後者に重点をおいた食糧安全保障が志向されるようになった。農地に関しても、1993年土地法では個人に交付される使用権の面積上限（稲作は3haまで）の規定がされているが、大規模経営推進の政策に沿って2013年11月には土地法も改正され、個人使用の上限を維持しつつ借地・賃貸の場合は制限を設けない（QHVN, 2013）等、社会主義の建前（平等性）をもちつつ、経営規模拡大による合理化を推進したいという政策の意図が見られる。なお最新の農業農村開発戦略（CPVN, 2022）でも、「量から質への転換に焦点を当て、大規模な商品生産地を形成」「多品目栽培地域を維持しつつも、必要に応じて稲作生産に戻ることができるようにする」と、市場化対応・大規模化と食糧安全保障の両立を唱えている。

（2）新コメ政策のその後

前述のように2010年政府議定109号は、①価格支持策・②業者規制という新たなコメ政策を打ち出した。それらの政策とその後の状況は以下のとおりである。まず①に関しては最低・最高価格を定めて業者に指示するとあった。だが実際に行われたのは、米価下落時にコメを購入した業者が銀行から融資を受けた際の利子補給である。この価格支持策も実際には機能していない。②に関しては、倉庫と精米施設の所有を条件に輸出業者を認可した。しかし基準を満たしているかの検査は認可時のみで、その後は実際にはどの機関も業者への監視は行っていない。さらに民間備蓄の統計データがないので備蓄の目標が達成されたかも不明である。

上記の新政策の実施状況を見て政府は、109号議定に代わる新たな政府文書（107号議定）を2018年8月15日に交付した（CPVN, 2018）。元々機能していなかった価格支持に対して、107号議定は価格政策を正式に廃止した。また107号議定はコメ輸出管理の方法も大きく変えることになった。ベトナムのコメ輸出は1990年代から輸出割当制度を維持しつつ徐々に規制緩和が図られてきた。109号議定の規定では、政府間契約の輸出米のうち20%は契約事務を行った業者自身が輸出するが、残り80%はコメ輸出業者の業界団体であるベトナム食糧協会が参加業者に割り当てることになっている（第16条）。食糧協会は1989年に食糧貿易を行う業者が相互扶助を目的として自主的に設立したことになっている団体であるが、

実際には政策を代行（市場動向把握，業者監督等）する役割を担ってきた。しかし 107 号議定によって，輸出業者は食糧協会を通さずに直接輸出できるようになった（ただし毎月の商工省への報告が必要）。現在の食糧協会の仕事は，事業に対する補助，貿易のプロモーション（セミナーの開催や輸入国への訪問等）等である。

107 号議定第 4 条にコメ輸出業者として認可される条件として，「基準を満たすコメ倉庫及び精米機を所有する。」とあり，また第 22 条 6 項 d で上記のコメ倉庫及び精米機の事後検査を規定している。しかし実際には，第 4 条の事前審査は行っているが，第 22 条の事後検査は行っていない。さらに同議定第 12 条に「輸出業者は過去 6 か月分のコメ輸出量の 5 % に相当する最低流通準備量を維持する」とあるが，実際には，検査も行われず制度は実現していない⁽³⁾。

このように 2010 年政府議定 109 号から始まったコメ新政策は，実質的に機能したのはコメ輸出業者の規制という，ドイモイ政策の流れ（市場経済化）に逆行するものであった。しかもそれは参入障壁を高くするだけで参入後のモニタリングは行っていない。新政策は，生産維持・流通効率化・在庫確保を目的だとされているが，それだけでなく「（1）農地政策」で前述したようにドイモイ後に再び活発化した華僑・華人商人への対策もあるのではないだろうか。だとすれば，コメ輸出業者の参入障壁を高くした結果，零細業者（その多くは華僑・華人商人）が破産したことで川上から川下までの流通ネットワークを持つ国有企業に有利な条件が整備されたことは，政府のもくろみどおりだったといえる。

（3）2023 年のコメ輸出とその背景

2007 年からの国際米価高騰期と同様，2023 年にもインドがコメの輸出規制を行ったが，ベトナムは輸出規制を行わなかった。そして同年のベトナムのコメ輸出は，輸出量（8338 千 t，前年度比 17.4%増）・輸出金額（4816 百万米ドル，前年度比 39.4%増）ともに過去最高を記録した。また「2.（1）国内物価の高騰と 2008 年に取られた政策」で前述したように，2007～09 年には激しい物価上昇に見舞われたベトナムであったが，2023 年の消費者物価は前年度比 3.25%増，食糧価格は 6.85%増に過ぎなかった（TCTK, 2023）。

2023 年のコメ輸出がこのように「成功」した理由は，実質的にコメ輸出業者の参入障壁を高くしただけのコメ新政策だけではなく，コメ生産・輸出の構造が 2007 年当時と大きく異なっていると考えられる。一番大きいのは，かつてベトナムは低品質・低価格米の輸出だったが，高価格の香り米等の輸出に移行している（CCPDTV, 2023）点である。具体的には，2010 年段階ではベトナムのコメ輸出金額のうち白米の割合が 89.8%と圧倒的で，香り米が 3.7%，もち米が 2.0%に過ぎなかった。それに対して 2017 年にはそれぞれ 36.4%，29.0%，23.5%と大きく構造を変えている（Doan Thi Thu Huong et al., 2022）。つまり，白米が中心の国内市場と香り米が大きな比重を占める輸出市場との分離が進み，国際米価と国内米価との相関関係が小さくなってきことが，2023 年のコメ輸出の「成功」をもたらしたと考えられる。

注（1）本章において「各地方省」という場合には、中央直轄市も含める。

（2）設立当初のベトナム民主共和国は、共産主義者以外のカトリック教徒や穏健なナショナリストも関係に取り込んだ。さらに、1945年11月には仏領インドシナ全域の革命を目指すインドシナ共産党も偽装解散した。その後冷戦構造に組み込まれていく過程で党を再び公然化する必要があり、同党は「ベトナム労働党」と改称した（白石, 1993）。さらにベトナム戦争後の1976年にベトナム共産党と改称し、現在に至る。

（3）2023年2月28日、ベトナム市況分析予報株式会社（AgroMonitor 社、ベトナム農業省関連団体）チーフエコノミスト Pham Quang Dieu 氏へのインタビューより。

〔引用文献〕

【日本語文献】

アジア経済研究所(2020)『アジア動向年報 2020』アジア経済研究所.

桜井由躬雄(1987)『ベトナム村落の形成』創文社.

白石昌也(1993)『ベトナムー革命と建設のはざまー』東京大学出版会.

白石昌也(2002)「ベトナムにおける中央・地方関係」東アジア地域研究会・赤木攻・安井三吉編『東アジア政治のダイナミズム（講座・東アジア近現代史5）』青木書店.

竹内郁雄(1997)「ベトナム共産党第8回大会と新経済開発戦略」『アジア経済』38(8), アジア経済研究所.

竹内郁雄（編著）(2022)『ベトナムにおける「共同体」の存在と役割——現代ベトナム農村開発論』明石書店.

古田元夫（1996）『ホー・チ・ミンー民族解放とドイモイ（現代アジアの肖像 10）』岩波書店.

【英語・ベトナム語文献（書籍及びウェブサイト）】

CCPD TV (Cong ty Co phan Phan tich va Du bao Thi truong Viet Nam, ベトナム市況分析予報株式会社) (2010) *Bao Cao thuong nien Nganh hang lua gao Viet Nam va The gioi 2009 - Trien vong 2010* (2009 年度のベトナム及び世界のコメ及び次年度の展望に関する年次報告)

CCPD TV(2014) *Bao Cao Nganh lua gao Viet Nam 2013 - Trien vong 2014* (2013 年度のベトナムのコメ及び次年度の展望に関する報告)

CCPD TV(2023) *Bao Cao Nganh lua gao Viet Nam 2022 - Trien vong 2023* (2022 年度のベトナムのコメ及び次年度の展望に関する報告)

Doan Thi Thu Huong, Pham Quang Dieu, Dao The Anh(2022) *Market Structure of Rice Export in Vietnam from 2010 to 2020*, The Food and Fertilizer Technology Center for the Asian and Pacific Region (FFTC)

Nguyen Sinh Cuc (1995) *Nong Nghiep Viet Nam 1945-1995* (1945～1995 年のベトナム農業), Nha Xuat Ban Thong Ke (統計出版社).

TCTK (Tong Cuc Thong Ke, ベトナム統計総局) (online) <http://www.gso.gov.vn> (2024 年 3 月 1 日アクセス).

TCTK(2000) *So Lieu Thong Ke Nong-Lam Nghiep Thuy San 1975-2000* (1975～2000 年農林水産業統計). Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK (2005) *Nien Giam Thong Ke 2004* (2004 年度統計年鑑). Nha Xuat Ban Thong Ke

TCTK(2008) *Nien Giam Thong Ke 2007* (2007 年度統計年鑑). Nha Xuat Ban Thong Ke

TTPNN (Trung tam Thông tin Phát triển Nông nghiệp - Nông thôn, 農業農村開発情報センター) (2008) *Bao Cao thường niên Ngành hàng lúa gạo Việt Nam 2007 và Triển vọng 2008* (2007 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告)

TTPNN (2009) *Bao Cao thường niên Ngành hàng lúa gạo Việt Nam 2008 và Triển vọng 2009* (2008 年度のベトナム稲作部門及び次年度の展望に関する年次報告)

World Bank(1996) *From plan to market -World development report 1996-*, New York: Oxford University

【ベトナム語文献 (法律及び共産党・国家機関文書)】

CPVN (Chính Phủ Việt Nam, ベトナム政府) (2000) *So:9/2000/NQ-CP, Nghị quyết của Chính phủ về một số chủ trương và chính sách về chuyển dịch cơ cấu kinh tế và tiêu thụ sản phẩm nông nghiệp* (農業経済構造の転換及び農産品の販売に関するいくつかの方針及び政策に関する政府決議 9 号). 2000 年 6 月 15 日公布

CPVN(2005) *So:150/2005/QĐ-TTg, Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về Phe duyệt quy hoạch chuyển đổi cơ cấu sản xuất nông, lâm nghiệp, thủy sản cả nước năm 2010 và tầm nhìn 2020* (2010 年及び2020 年までの全国農林水産業生産構造転換計画の承認に関する政府首相決定 150 号). 2005 年 6 月 20 日公布

CPVN(2008a) *So:78/TB-VPCP, Thông Báo ý kiến kết luận của Thủ tướng Nguyễn Tấn Dũng tại buổi làm việc với Bộ nông nghiệp và phát triển nông thôn về tình hình sản xuất và xuất khẩu gạo, thủy sản* (コメ及び水産物の生産・輸出の状況に関する農業農村開発省との意見交換におけるグエン・タン・ズン首相の結論に関する第 78 号通達). 2008 年 3 月 25 日公布

CPVN(2008b) *So:391/2008/QĐ-TTg, Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về ra soát, kiểm tra thực trạng việc quản lý quy hoạch, kế hoạch và sử dụng đất 5 năm 2006 - 2010 trên địa bàn cả nước, trong đó ra soát, kiểm tra thực trạng công tác quản lý quy hoạch, kế hoạch, sử dụng đất nông nghiệp 5 năm 2006 - 2010 nội chung và đất trong lúa nước nội riêng* (2006～2010 年 5 か年間の全国の土地の企画・計画・使用の管理の実態への検査事業における農用地, 特に水田の管理業務への検査に関する第 391 号政府首相決定). 2008 年 4 月 18 日公布

CPVN(2009a) *So:78/TB-VPCP, Thông Báo Kết luận của Thủ tướng Nguyễn Tấn Dũng tại cuộc họp với Tổng công ty Lương thực miền Bắc và Tổng công ty Lương thực miền Nam* (南北食糧総会社との会合におけるグエン・タン・ズン首相の結論に関する第 78 号通達). 2009 年 3 月 9 日公布

CPVN(2009b) *So:1518/2009/QĐ-TTg, Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về mua tạm trữ lúa, gạo hè thu năm 2009* (2009 年夏秋米の備蓄購入に関する第 1518 号政府首相決定). 2009 年 9 月 22 日公布

CPVN (2009c) *So:63/2009/NQ-CP, Nghị quyết của Chính phủ về đảm bảo an ninh lương thực quốc gia* (国家食糧安全保障に関する政府決議 63 号). 2009 年 12 月 23 日公布.

CPVN(2010) *So: 109/2010/ND-CP, Nghị Định của Chính Phủ về kinh doanh xuất khẩu gạo* (コメ輸出事業に関する政府議定 109 号). 2010 年 11 月 4 日公布.

CPVN (2013a) *So: 899/QĐ-TTg, Quyết định của Thủ tướng Chính phủ về Phe duyệt Đề án Tái cơ cấu ngành nông nghiệp theo hướng nâng cao giá trị gia tăng và phát triển bền vững* (高付加価値化と持続可能な発展に向けての農業部門再編の計画承認についての政府首相決定第 899 号), 2013 年 6 月 10 日公布.

CPVN (2013b) *So: 62/2013/QĐ-TTg, Quyết định của Thủ tướng Chính phủ về chính sách khuyến khích phát triển hợp tác, liên kết sản xuất gắn với tiêu thụ nông sản, xây dựng cánh đồng lớn* (農産品の生産と販売の連携を強化し,

- 大圃場を建設するための奨励政策に関する政府首相決定第62号), 2013年10月25日公布.
- CPVN(2018) *So: 107/2018/ND-CP, Nghi Dinh ve ve kinh doanh xuất khẩu gạo* (コメ輸出経営に関する政府議定107号), 2018年8月15日公布.
- CPVN(2022) *So:150/QĐ-TTg, Quyết Định của Thủ tướng Chính phủ về Phe duyệt Chiến lược phát triển nông nghiệp và nông thôn bền vững giai đoạn 2021-2030, tầm nhìn đến năm 2050* (2050年を見据えた2021～2030年段階の持続可能な農業・農村開発戦略の策定に関する第150号政府首相決定). 2022年1月28日公布
- DCSVN (Dang Cong San Viet Nam, ベトナム共産党) (1981) *So: 100/CT/TW, Chi thi của Ban Bi thu Trung uog Dang ve cai tien cong tac khoan, mo rong “khoan san phẩm đến nhóm và người lao động” trong Hop tac xa nông nghiệp* (農業合作社における請負活動の改善及び労働グループと労働者に対する生産物請負拡大に関する党中央書記局100号指示), 1981年1月13日公布
- DCSVN(1988)*So:10/NQ/TW, Nghi quyết của Bộ Chính trị về đổi mới quản lý kinh tế nông nghiệp* (農業経済管理におけるドイモイに関する共産党政治局10号決議), 1988年4月5日公布
- DCSVN(2008)*So: 26/NQ/TW, Nghi quyết của Ban Chấp hành Trung uog Đảng về nông nghiệp, nông dân, nông thôn* (農業・農民・農村に関する中央執行委員会第26号決議), 2008年8月5日公布.
- TCTK(2023) *Báo Cáo Tình Hình Kinh Tế - Xã Hội Quý IV và Năm 2023* (2023年第4四半期及び2023年全体に関する社会経済状況報告書). 2023年12月28日発表
- QHVN (Quốc Hội Việt Nam ベトナム国会) (1993) *Luat Đất đai năm 1993* (1993年土地法), 1993年7月14日可決.
- QHVN (1996) *Luat Hop Tac Xa* (合作社法), 1996年3月20日可決.
- QHVN (2013) *Luat Đất đai năm 2013* (2013年土地法), 2013年11月29日可決.

第2章 中国

—対外情勢不安定な中、食糧安全保障を最優先、「農業強国」を目指す—

百崎 賢之

1. はじめに—習政権三期目の「郷村振興」=農業強国建設の加速化—

(i) 2022年10月の中国共産党第20回党大会とこれを受けた党中央委員会第一次全体会議、翌2023年3月の全国人民代表大会を経た党と政府の体制の確立の中で、習近平国家主席・共産党総書記への権力集中色が強まり、経済・社会に対する党の指導や政策運営においても、異論を排し、統制色が強まっている印象が強い。

他方、「ポスト新型コロナ」の中国経済においては、当初は急回復への期待が高まったものの、PMI（製造業購買担当者景気指数）が、経済好不調の境目である50を前後する状況が続くなど、世界経済の不安定感や対外摩擦の継続の中で、コロナ後の内需の拡大が強調されつつも、「需要回復のもたつき」が強く懸念される状況が続いている。特に、不動産不況の長期化が懸念される中、国内経済全般、特に若年層の雇用不足が憂慮される一方、不動産への依存度が高いとされる地方政府の財政にも相当な悪影響が生じているとみられている。

(ii) こうした中、三農（農業・農村・農民）分野（後述するとおり、「郷村振興の全面的な推進」が、第20回党大会等で掲げられている表記）については、党大会における習近平総書記の報告の中で、「社会主義現代化国家の全面的建設における最も困難で最も重い任務は依然として農村にある。」と位置付けられ、農業農村を優先した発展、都市と郷村が融合した発展を堅持するとされるとともに、「農業強国の建設を加速し、郷村の産業・文化・生態・組織の振興を着実に推進する」ことが掲げられた。

中でも、「食糧安全保障の根幹をあらゆる方向で基礎固めする」とされ、そのために党と政府が同じ責任を負うこと、1.2億ヘクタールの耕地の「レッドライン」を守り抜くこと、高規格農田の建設促進、種子業の振興、農業科学技術と設備の備えを強化すること、食糧栽培農民の収益保障の仕組みと主産地の利益補償の仕組みを十全なものにし、「中国人の飯碗をしっかりと自らの手中に収めることの確保」が改めて強調されている。

(iii) 本レポートでは、前半（2.）に2023年の「一号文件」を手掛かりに「郷村振興」の新たな動向を概観するとともに、2023年の農業生産と穀物等の輸入の動向について紹介する。さらに、新たな政策の旗印となっている「農業強国」について若干の分析を加える。そして、後半（3.）に、2023年の重要なトピックとして、同年末に成立した食糧安全保障法の内容を紹介するとともに、改めて中国の食糧安全保障に関する課題を総括してみたい。

2. 2023 年の「三農」（農業・農村・農民）をめぐる状況と生産・輸入の動向

（1）2023 年一号文件 ～「2023 年の鄉村振興」＝習総書記指導色を印象付け～

1）20 年連続の「三農」（農業・農村・農民）一号文件

中国共産党中央・国務院の 2023 年一号文件（その年最初の発出文件。最重要課題であることを示す）は、「2023 年の鄉村振興重点業務の全面的推進をしっかりと行うことについての意見」⁽¹⁾と題され、20 年連続で「三農」に関するものとなったが、非常に特徴的なのは、その標題が、前年の「2022 年の」を「2023 年の」と入れ替えただけであることである。「鄉村振興推進の『操作ハンドブック』が与えられた」（唐仁健・農業農村部長）⁽²⁾と説明されていたことでも明らかだが、政策の基本理念を高らかにうたうよりも、中央・地方政府の政策推進の具体的な方法を解説するものとしての扱いが強まっていると考えられる。

つまり、政策推進の在り方として、共産党中央が政策全般を主導し、政府の政策推進に対し具体的な指示を与え、「今年行うべき具体的な任務のリストを明確に」（同部長）して、政府にそれを実行させるとの色合いが強まっていることがうかがわれる。

なお、2023 年 12 月の党中央・国務院の「中央農村工作會議」において素案が討議され、翌 2024 年 1 月に発出（公表は 2 月）された「2024 年一号文件」のタイトルは、『千の村をモデルとし、万の村を改善するプロジェクト』の経験を学び活用して鄉村の全面的な振興を強力に効果的に推進することについての意見」となっており⁽³⁾、これは習近平総書記が、農村の環境美化や居住環境の整備について 2018 年に自ら提唱し、力を込めて推し進めてきた考え方そのものを前面に押し立てて、これを基軸に据えて政策推進を図ろうというものであり、まさに「鄉村振興全体が習総書記の指揮・指導の下にある」ことが今後一層鮮明に表れる兆候であるとみられる。

2）2023 年一号文件の内容

標題は「鄉村振興の全面推進」とあるが、前年の党大会における習総書記の報告を受ける形で、「国を強くするには農を強める必要があり、農が強くなって初めて国は強くなる」とし、「農業強国」の建設の必要性を前面に押し出していることが特徴である。そして、「農業強国」とは、「供給の保障が強く、科学技術の装備が強く、経営体系が強く、産業の強靱性が強く、競争力が強い」との要件を備えるものと位置付けられている（（4）参照）。これと、「住みやすく働きやすく美しい鄉村の建設」に併せて取り組むことによって、社会主義現代化国家の全面的な建設のための良好なスタートを切るための堅固な基礎を築くとしている。

第一章は、「食糧と重要農産品の安定生産・供給保障をしっかりと行う」とされ、まず、「食糧」（穀物・豆類・いも類）の生産量 6.5 億トンの確保、特に単収を重視しつつ、「食糧生産 5 千万トン向上」への取組が掲げられ、「一トン収穫田」（1 ムー当たり＝10 アール当たりなら 1.5 トン）づくりや、多毛作、再生稲の進展を奨励としている。

なお、文件では具体的に書かれていないが、2023年4月以降、農業農村部は「全国糧油等主要作物大面積単産提昇行動」という単収向上に向けた活動を強力に展開するとし、その全国的なターゲットをトウモロコシと大豆に置くとしつつ、「単一の技術で小面積にモデルを示す」これまでのやり方ではなく、各地方政府に対し大面積での総合的な技術モデルの集成を求め、それを確実に普及させることとし、地域ごとに品種や要素を区分しつつ、「一県一方策」という形で当該地域に適合した手法を見出し、初年度である2023年における確実な成果と、中長期（2030年までを対象に各地域で具体的方策を決定）にわたる単収の持続的な向上を達成するとしている⁽⁴⁾。

文件では、最低買入価格引上げ（小麦）、農業資材の供給と価格の安定、主産地の利益補償、省レベルの党・地方政府の耕地保護と食糧安全保障に関する「責任制」（3.（4）1）参照）の徹底等を掲げている。また、大豆・油料作物の栽培拡大強化を継続するとし、大豆・トウモロコシの带状複合栽培を着実に進めるほか、穀物と大豆の輪作、アルカリ土壌地への大豆植栽、大豆のコスト保険・栽培収入保険の試験的实施、菜種に対する総合補助措置、「油茶」の栽培拡大等を図る一方、飼料用大豆かすの減量・他原料への代替を進めるとともに、現代的施設農業、産地冷蔵・コールドチェーン物流施設の建設の加速等を図るとしている。

続いて、「多元的な食物供給体系の構築」として、「大食物観」⁽⁵⁾に即し、食糧と経済作物と飼料作物、農林牧漁業、植物・動物・微生物が総合された供給体系を進めるとし、粗飼料の生産、林間家畜飼養、海洋牧場、菌類や藻類の生産拡大等の重視とともに、農産物の品質や安全、トレーサビリティ制度の整備等を進めることを掲げている。

また、食糧と重要農産物の調整コントロールを推進するとし、食糧緊急保障能力、備蓄と買入・販売の監督管理、豚の生産安定供給管理の省政府総合責任制、母豚に主眼を置いた豚の生産能力の調整コントロール、副食品の市長責任制の審査査定の厳格な実施、化学肥料等農業資材の生産と貯蔵・輸送のコントロール強化等をうたうとともに、農産品の国際貿易の役割を発揮し、農産品の輸入多元化戦略を進めること、食糧節約活動の展開、供給チェーン全体としての節約・損耗減少の推進・常態化についても言及している。

第二章は、「農業インフラの建設を強化する」とし、耕地保護と用途管理制御を強化すること、耕地を他用途に転用する場合の耕地補充を徹底し、その均衡を厳格に管理するものとし、市・県と省での重層的なチェックと社会的な監督の仕組みを整備すること、荒廃耕地の利用に注力することを掲げている。また、高規格農田の整備を強化するとともに、アルカリ土壌地の改善や適応できる作物の選抜育種に力を入れるとしている。また、水利インフラの整備や農業防災減災能力の整備の強化も掲げている。

第三章は、「農業科学技術と装置・設備による支えを強化する」とし、農業科学技術イノベーション体系の構築や実地試験のプラットフォームの整備を支援するほか、種子業振興として、全国農業種子形質資源センサスを完了し、また、家畜家さんの育種プロジェクトを実施するとともに、トウモロコシ・大豆等の（遺伝子組換え等の）生物学的育種の産業化を加速させ、試験的実施の区域を拡大するとしている⁽⁶⁾。このほか、先進的農業機械の

研究開発・普及の加速化を図る一方、農業の緑色発展（投入資材の減量・効率アップ、農業廃棄物の処理体系の整備、汚染耕地の管理制御や生態環境の保護等）を進めるとしている。

農村・農民に係る政策分野では、「貧困脱却攻略の成果の定着化と発展」（第四章）、「郷村の産業の高質の発展推進」（第五章）（農産品加工流通業、現代的郷村サービス業、郷村の新産業・新業態の育成等）が続いている。

そして第六章は、「農民の収入増・富裕化への道筋の拡大」とし、農民の就業安定化、出稼ぎ賃金支払いの確保がまず挙げられている。次に、農業経営の効率向上として、新型農業経営主体のレベルアップ（家族型農場の連合組織化・企業化、小農家も組み入れた共同経営）、耕作の代行や委託管理を行う「社会化サービス」の発展の一方、土地経営権の流動化による経営規模の拡大、農地細分化問題の解決方法の探求、社会資本の農業農村への投資の誘導等を列記している。さらに、農民に「十分な財産権益を賦与する」とし、土地請負期限到来後の三十年間再延長を進めるほか、農村住宅用地の制度改革の試行も慎重に進めるとし、また、農村の集団所有資産に係る財産権制度改革を進展させ、資源の請負、不動産業への貸与、仲介サービス、資産の株式化など多様な道筋で農村の「集団経済」を発展させるとしている。

なお、その基礎となる村レベルの経済組織としての「農村集団経済組織」の法制化に向けた動きが数年来続いており、「農村集体経済組織法草案」は、全国人民代表大会常務委員会で2022年12月に初回の、2023年12月に二回目（第二審議稿⁽⁷⁾）の審議が行われた。

第七章では、「住みやすく、働きやすく、美しい郷村建設を着実に推進」とし、村落規画（計画）の整備を強化し、農民の居住・郷村インフラ・公共サービス・産業用地に対するニーズを優先して保障すること、また、農村居住環境の整備改善（世帯別トイレ、ごみ分別減量等）、郷村のインフラ建設の強化、基本的な公共サービスの能力向上等を挙げている。

そして、第八章は「党組織が指導する郷村統治管理体系の整備」とし、郷村の党組織体制強化、郷村統治管理機能のレベルアップ、農村精神文明の建設強化について記述している。

最後の第九章は「政策保障と体制の仕組みの革新」とし、多元的投入の仕組み（農業農村予算の優先的保障、地方政府債券発行、郷村振興基金設立、金融・社会資本の農業・農村への投入強化）、郷村人材の育成と都市からの人材移動、都市・郷村の融合発展（県政府周辺地域の都市化や農民工の市民化、都市・農村の公共サービスの連合体化等）等を掲げている。

（2）2023年の農業生産・食糧等の輸入の動向

1）2023年の食糧生産統計データ（国家統計局、2023）

2023年の食糧作物生産は、黄河・淮河地域のまれにみる長雨（小麦に影響）や、華北や

東北の一部地域での大きな洪水被害、西北地域における干ばつ被害はあったが、全国の大部分の農業地帯で日照や気温、降水の状況は良好で、生育と収量が確保されたとしている。

そうした中、補助金や奨励資金、農業保険等に力を入れる一方、様々な策を講じて栽培面積の潜在力を掘り起こしたこと、それから食糧・油料等の主要作物の大面积単収向上活動（（1）参照）を展開し、密植対応品種の重点的な普及や、一連の栽培技術をセットにして推進したことの効果が、単収の増加に顕著に表れたとしている。

国家統計局（2023）によると、食糧作物の播種面積^{はしゆ}1億1,897万ヘクタール（前年比0.5%増）、総生産量6億9,541万トン（1.3%増、史上最高）、うち穀物全体が9,993万ヘクタール（0.7%増）、6億4,143万トン（1.3%増、史上最高）、コメが2,895万ヘクタール（1.7%減）、2億0,660万トン（0.9%減）、小麦が2,363万ヘクタール（0.5%増）、1億3,659万トン（0.8%減）、トウモロコシが4,422万ヘクタール（2.7%増）、2億8,884万トン（4.2%増、史上最高）、大豆が1,047万ヘクタール（2.2%増）、2,084万トン（2.8%増）となった。

このうち、コメについては、大豆生産増加等との兼ね合いから作付面積そのものが減少しており、農業農村部（2023a）の見通しとして、今後十年間の食用消費は減少が続くとされる中、飼料用等の需要が増加するとして、全体の生産量は微増が想定されているが、現実には需給への影響はほとんどないものとみられる。なお、飼料用生産の増加見通しについては、（2）のとおり、碎米の安定的な輸入が期待できないことが意識されている可能性がある。

小麦については、黄河・淮河地域の長雨の影響については、収量の面では、農業農村部や地方政府が力を入れてかなりばん回が図られたが、品質面には大きく影響したと考えられ、そのことが（2）のとおり、輸入の増加につながっている面は大きいとみられる。

トウモロコシについては、大豆増産策との兼ね合いで大きく補助単価が削減されているが、「大豆とトウモロコシは栽培地域が重なる度合いが高く、大豆の単収はトウモロコシに及ばず、総合収益もトウモロコシより低い」（農業農村部、2023a）とされるため、農民のトウモロコシ栽培への選好はかなり高いとみられる。そうした中、農業農村部は、（1）（2）のとおり、大豆とトウモロコシの単収向上に力を入れるとし、特に品種の選定を含めた密植技術の普及と、それを可能とする品種の開発普及に、力を入れて取り組んでいる。また、「栽培圃場の競合^{ほじょう}」を避けるため、「トウモロコシと大豆の带状複合栽培」をはじめとする間作（同一圃場での複合栽培）促進や、輪作、多毛作を促進するとともに、荒廃地やアルカリ土地の活用によって栽培面積を確保することとしているが、2023年の数字で見ると、大豆よりトウモロコシについて、栽培面積・単収の両面で、増加の成果が大きく表れている（栽培面積は上述のとおり。単収については、トウモロコシが1.5%増、大豆は0.5%増）。

大豆については、黒龍江省の例では、1ムー（15分の1ヘクタール）当たりの作付補助単価が2022年の248元から366元へ増額（他方トウモロコシについては、28元から14元へ削減）されているなど、作付け拡大への政府の姿勢は強固であるが、作付面積、生産量の増加が、2022年の22.2%増、23.7%増に対し、2.2%増、2.8%増にとどまっており、

生産拡大には限界感が出てきているのではないかとみられる。また、関係者の間では、長年にわたり、植物油原料と飼料用の大豆かすを用途とする大豆は、遺伝子組換えの安価な海外産による安定供給を図り、豆腐等の食用は国産大豆によりまかなうというすみ分けが定着しており、食用消費を超える国産大豆の供給を増やすことが実需に適合しているのか、また本当に大豆全体、さらには植物油の供給の安定に寄与するのか、疑問視する声もあり（百崎（2023）参照）、大豆増産路線が安定的に継続できるのか、その行方が注目されている。

なお、大豆を除く「油料作物」の生産量は、前年比 5.7%増の 3,864 万トンと公表された。

2）穀物・大豆の輸入の状況（海関総署，2024）

2023 年のトウモロコシの輸入は、国内生産の大きな伸びがありながらも、輸入総量は前年比 31.6%増の 2,713 万トンへ増加した。ブラジルからの本格輸入が同年 1 月から開始されたが、既に輸入量全体の 47.2%を占める圧倒的な第一位の輸入先国となる一方、米国からの輸入は前年から激減（1,487 万トン→714 万トン）、ウクライナが前年並みの 552 万トンとなっているほか、前年末から輸入が復活したブルガリアが 74 万トン、ロシアが前年の 3 倍の 29 万トンとなるなど、一号文件に提示されている「輸入源の多元化」を進めようとしていることがうかがわれるものの、大豆と併せ、ブラジルへの集中が際立っている。

小麦は、1,188 万トン（20.3%増）と 21 世紀に入って以降で最も輸入量が大きくなっており、国内産の品質低下に伴い高品質の海外産への需要が高まったことがうかがわれる。豪州が 21.3%増の 694 万トン、カナダが 49.6%増の 255 万トンと大きく増加する一方、フランスからの輸入がほぼ半減の 82 万トンとなっている。

コメは、インド、パキスタンからの碎米の輸出が激減したことにより、前年比 57.8%減の 260 万トンに落ち込んだ。ベトナムが 93 万トン、ミャンマーが 54 万トン等となっている。

大豆は、9,941 万トン（前年比 11.4%増）となり、中でもブラジルからの輸入が 6,995 万トン（前年比 28.6%増）で輸入全体の 7 割を超えている一方、米国が 13.0%減の 2,417 万トン、アルゼンチンが 43.3%減の 199 万トンとなっており、輸入源はむしろ集中化傾向にある。なお、カナダからの輸入は 147 万トン（前年が 72 万トン）、ロシアが 129 万トン（前年が 69 万トン）と、ともに 2 倍前後の伸びを示している。

その他、大麦の輸入がほぼ前年の 2 倍の 1,132 万トン（第一位フランス、367 万トン）となり、コーリャンはほぼ半減の 521 万トン（第一位米国、250 万トン）となっている。

また、大豆以外の「油料種子」の輸入量は、菜種が 549 万トン（前年 196 万トン、うちカナダが 505 万トン）、亜麻が 122 万トン（同 61 万トン、うちロシアが 84 万トン）へ激増し、合計でも 496 万トンから 924 万トンへ増加し、また、植物油の輸入も 51.4%増の 981 万トンとなった。

(3) 畜産物の生産動向と輸入状況

1) 豚肉生産の動向 ―生産は安定、価格は低迷― (国家統計局, 2024)

2023 年の豚肉生産は、大きな伝染病被害も見られずに 5,794 万トン (前年比 4.6%増)、出荷頭数も 7 億 2,662 万頭 (3.8%増) となっている。この間、豚肉価格は、2022 年 10 月の 500g 当たり 20 元を超える水準から 2023 年 7 月 (同 11 元代) にかけて急激にほぼ半値に落ち込み (農業農村部, 2023b)、その後も年末まであまり上昇せず (同年 12 月は 12 元代) 低調に推移しており、政府の備蓄買入による市場のコントロールが試みられたが、大きな効果はなく、農業農村部は、「この 10 年で初めて通年で経営赤字となった」⁽⁸⁾としている。

2018～2019 年のアフリカ豚熱大流行による飼養頭数の急減の後、政府は豚の安定供給のため、生産能力を安定的にコントロールする政策を採り、大規模養豚企業中心の生産体制を構築するとともに (同部では、2023 年の 500 頭以上出荷する養豚経営が飼養する頭数の比率が全体の 68%を超えたとしている⁽⁸⁾)、地方政府の供給安定責任を強化してきているが、こうした供給安定優先の政策運営の中、中小業者には厳しい状況が続いているといえる。

2023 年末の飼養頭数は前年より減少 (4 億 3,422 万頭 (4.1%減)) するとともに、繁殖母豚頭数も 4,142 万頭 (5.7%減) と、制御目標の 4,100 万頭に近づいているが、農業農村部では、2024 年の春節後まで供給緩和基調と、経営赤字状況が継続すると見込んでいる⁽⁸⁾。

なお、2023 年の牛肉生産量は 4.8%増の 753 万トン、羊肉が 1.3%増の 531 万トン、家きん肉が 4.9%増の 2,563 万トンとなっている。

2) 畜産物の輸入動向 (海関総署, 2024)

豚肉の輸入については、2020 年以降減少が続いており (2020 年 439 万トン→2021 年 371 万トン→2022 年 176 万トン)、2023 年は 155 万トンとなったが、これまで輸入量一位だったスペインからの輸入が減少 (47→38 万トン) したことにより、トップはブラジル (40 万トン) と入れ替わっている。

他方で、牛肉の輸入は、前年より 1.8%増の 274 万トン (一位はブラジルの 118 万トン) となり、羊肉 (21.2%増の 43 万トン、一位はニュージーランドの 21 万トン)、家きん肉 (17.0%増の 68 万トン、一位はブラジルの 44 万トン) の輸入もそれぞれ増加している。

(4) 農業強国を目指す

(i) 2022 年 10 月の中国共産党第二十回大会における習近平総書記の報告中の「四 新たな発展構造の構築を加速し、質の高い発展の推進に注力する」の中の「(三) 鄉村振興の全面的な推進」の中で、新たに提起された目標が「農業強国の建設を加速」である。大きな流れとしては、2017 年の第十九回党大会における「鄉村振興戦略の実施」が踏襲されていると理解される中で、やや唐突に「農業強国」の用語が現れたことになる。

この点について、陳錫文・前全国人民代表大会農業・農村委員会主任（元中国共産党農村指導小組事務局主任）（陳，2023）は、第二十回党大会の基調は「中国式現代化」の強調、すなわち中国共産党が指導する社会主義現代化にあり、その特質は、人口規模が巨大な国における現代化、人民全体の共同富裕化を図る現代化、人と自然が調和協調した現代化であるとし、この中国式現代化の基本的な特徴を世界に向けてアピールし、「社会主義現代化強国」を建設することが大目標であるとする。そして、こうした中国式の現代化が、西側諸国にとっては、これまで自らが進めてきた現代化に対して、その進路や理論、制度、文化など様々な面での挑戦であるとして敵視し、圧力を加えてくる傾向が強まっているとする。このような国際情勢の下で中国が自らの現代化の道を歩むためには、ベースラインをしっかりと守り、自らの弱点を補強することによって、極端な状況に至っても生存と発展と国家の安全を保障できる能力が必要であり、したがって中国の国家安全保障のベースラインとは、いかなる状況に陥っても 14 億人余の国民の食が充足していることの確保であるとし、「農業強国の建設の加速」は、この点に焦点を当てているのだと解説している。

（ii） 陳（2023）は、世界を見渡すと、「農業強国」と呼べる国はすべて農業農村の現代化を実現している国であるが、農業農村の現代化を実現した国がすべて「農業強国」であるわけではないとする。世界で一人当たり GDP3 万米ドル以上を実現している 38 か国のうち「農業農村が現代化している国」は 20 足らずであるとしつつ、その中でも「農業強国」と呼べるのが、1 億人以上かそれに近い人口を自らの力で支えることができている米国、カナダ、フランス、ドイツ、ロシアである一方で、呼べないのが、日本、オランダ、イスラエル等であるとする。つまり、後者は穀物自給率が低位にとどまっており、自らの力では自らの食物供給の問題を基本的に解決できず大量の穀物やその他の食品を輸入しており、これは他人（国）から「首根っこをつかまれ」、「のど元に剣を突き付けられている」状況であるとする。

2022 年 12 月の中央農村工作会議において、習近平総書記は、「農業が保全しているのは、生命の安全であり、生存の安全であり、極めて重要な国家の安全である」とし、「現下の世界は、百年来の大変局が加速しており、新型コロナや対外的な圧迫など不確定で予測困難な要素が増えており、他人の顔色をうかがいながら食生活を営んでいては現代化建設を語れなくなる。」とし、「農業が強くなって、食糧の安全が完全に保障されてはじめて、大局を安定させ、新たな局面において戦略を主導することができる。」⁹⁾としている。

（iii） 陳（2023）は、こうした状況の下で、これまでの「食用食糧の絶対安全保障、穀物の基本的自給」（2013 年 12 月中央農村工作会議）との目標の堅持が必要としながらも、他方で①「食用食糧」の国民食生活における比重が低下してきていることに適切に対処しなければならず、特に、作目別には、輸入依存度の大きい「油料（食用油原料）、糖料（砂糖原料）、飼料」の「三料」の国内供給力を増強することが重要であるとしている。また、②国内的には、地域間のアンバランスへの対応（水資源に乏しい国内北方地域（黒龍江省、吉林省、内モンゴル自治区等）の人口が減少し、人口が増加している南方地域はじめ国全体の食糧を支えるようになったという矛盾を改善することが重要であるとしている。その

ほか、政策面では、③耕地保護の厳格化と種苗産業の自主自強を図ること等の重要性を強調している。

また、国際的には、①輸入源の多元化の推進、②自主買入の仕組みを樹立すること（穀物メジャーからの自立、輸入相手国への買入貯蔵用設備の建設、現地の農協・農場主等への技術的サポートの提供）、③国際農業技術協力・連携の強化の重要性を指摘している。

(iv) なお、習近平総書記は、2022年12月の中央農村工作会議で、農業強国たる中国の特色は、「自らの力に依拠して飯碗をしっかりと持つ」ほか、「(集団経営・農家請負が結合した)「双層経営体制」に依拠した農業の発展」、「エコで低炭素型の農業の発展」、「農耕文明の存続」、「共同富裕の着実な推進」の側面を含んだものでなければならないとしている⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾。

3. 中国の食糧安全保障—食糧安全保障法の成立—

(1) 法律制定までの経緯等

1) 一号文件等における「公約」の実現

2023年12月29日、全国人民代表大会常務委員会（第14期・第7回会議）の会期最終日に「食糧安全保障法案」が可決成立し、2024年6月1日から施行されることとなった。

2018年の党中央・国务院の一号文件「鄉村振興戰略の実施についての意見」の中で、既に「食糧安全保障立法を推進する」とされ、翌2019年の一号文件「農業農村の優先発展を堅持し、「三農」業務をしっかりと行うことに関する若干の意見」の中で、「食料安全保障立法のプロセスをより速やかに推進する」と記述されていたことからすると、かなり時間がかかっていたということができるが、2023年の一号文件（2.（1）参照）では、いよいよ「食糧安全保障法の制定を推進する。」とされ、年間の政策目標の一つとして明示されていた「公約」が実現されたものである。

2) 法案（草案）審議の経過

通常、全人代常務委員会における審議は、少なくとも三回の常務委員会の審議を経ることとされており、食糧安全保障法案においても、まず、一回目は2023年6月の第十四期全国人民代表大会常務委員会第3回会議（2023年6月26日～28日）、二回目は第6回会議（2023年10月20日～24日）、そして3回目は第7回会議（2023年12月25～29日）の三回にわたり審議が行われ、第7回会議の最終日、2023年12月29日に通過、成立した。

なお、第一回目、第二回目の審議の後には、それぞれ「パブリックコメント」が実施され、その結果も反映して、それぞれ「第二審議稿」、「第三審議稿」が作成されている。

3）法案審議過程での主な追加、修正点など

全国人民代表大会ホームページ等に掲載されている同大会事務局名の紹介文や、「法制日報」等の関係メディアの報道によれば、主な修正ポイントは第1表のようになっている。

第1表 食糧安全保障法審議過程での主な追加、修正事項

①2023年6月の第1回審議の後、追加・修正された事項	
第6条（政策・金融支援）	「農業保険制度の整備」についての法文を追加。
	「食糧生産者と地方政府の耕地保護と食糧栽培への意欲の喚起」の表現挿入。
第7条（科学技術革新）	「食糧安全保障に関する国際的な協力連携、国際貿易の機能の発揮」を追加。
（なお、上記の追加部分は、最終的な法文では、第4条の「国内市場と国際市場の調和（等）」の条項の後段に移動）	
第16条（条の新設）	「荒廃耕地の整備・復耕の促進」に関する条を追加
第17条（条の新設）	「アルカリ土地の総合的な利用の促進」に関する条を追加
第20条（条の新設）	「農業生産資材の安定供給と、施用削減・科学的な使用」に関する条を追加
第57条（条の新設）	「各種組織が運営する食堂における浪費是正、業界団体としての節約基準策定・普及教育」に関する条を追加
②2023年10月の第二回審議の後追加・修正された事項	
第2条（食糧安保の基本）	「（食糧安全保障は、・・・）人民大衆の食物の豊富さ・多様さと品質・栄養についての消費ニーズを満たさなければならない」との文言を挿入。
第7条（食糧安全保障に係る科学技術の革新）	「科学技術人材の育成、奨励の仕組みの整備」の文言を追加。
第11条（転用耕地への補償制度の実行）	「各種の耕地転用行為を厳格に抑制。確実に耕地の転用が必要な場合には（補償を実行）」と、補償以前に、まずは転用抑制が前提であることを明示。
第21条（水資源管理）	水インフラの建設、水資源の配置の改善 などの文言を追加。
第22条（農業機械化作業の基礎条件づくりの強化）	「農業機械産業の発展の推進」の文言を追加。
第23条（農業技術普及体系づくり）	「間作（＝混作の一種）等の栽培方法を普及し、・・・食糧の単収の向上を促進する」と追加。
第26条（食糧播種面積の安定、食糧生産者の収益保障の仕組みの整備）	「農業の生産性向上と食糧生産者の収入増の促進」の文言を追加。
第30条（食糧備蓄を政府から請け負う企業等の責務）	企業の備蓄業務と商業性の業務を区分、分離する等の義務についての文言を追加。
第42条（国による食糧加工業の発展支援等）	後段に、食糧加工事業者の責務として、国の規定した標準を執行し、ごまかし等を行ってはならない等の文言を追加。

（2）食糧安全保障法の構成と特色

法律全体は、11章・74条（第一章 総則（9条）、第二章 耕地保護（8条）、第三章 食糧生産（11条）、第四章 食糧備蓄（6条）、第五章 食糧流通（7条）、第六章 食糧加工（5条）、第七章 食糧緊急対応（5条）、第八章 食糧節約（6条）、第九章 監督管理（7条）、第十章 法律責任（8条）、第十一章 附則（2条））で構成されている（第2表）。

第2表 中国食糧安全保障法の条文一覧

第一章 総則	
第一条	法律の目的 食糧の供給保障、国の食糧安全の確保、食糧安全リスクの防止制御能力向上による経済社会の安定と国の安全保障
第二条	党の指導、国家食糧安全戦略（二十文字戦略）、食糧安全保障における土地と技術の重要性、穀物の基本的自給と食用食糧の絶対安全保障（＝ 完全自給）、大食物観（多元的食物供給体系の構築・多面的な食物資源開発・人民の求める量的に豊富で多様、質的に栄養あり健康な食物の充足）
第三条	食糧安全責任制の確立、党・政府同責の実行、地方政府の具体的責任と部門間の協調
第四条	食糧品種構成、地域配置の改善、国内・国際の市場・資源の統一調整、国際連携の強化、国際貿易の機能発揮
第五条	地方政府による国民経済・社会発展計画（五か年計画）への食糧安全保障を位置付け、食糧安全保障計画の制定
第六条	資金等の投入と財政・金融支持、社会資本の投入、農業保険の整備
第七条	科学技術による革新と情報化
第八条	食糧安全強化に向けた宣伝教育強化と社会的意識の向上、食糧節約の風潮形成
第九条	食糧安全保障に貢献した機関と個人への表彰・奨励
第二章 耕地保護	
第十条	国土空間計画による制御、耕地と永久基本農田のレッドライン等による厳格な耕地保護。地方政府の耕地保護の任務、耕地保護補償制度
第十一条	転用耕地補償制度の実行
第十二条	耕地の林地、草地、園地等への転用の抑制、国の計画外の退耕範囲の拡大禁止
第十三条	耕地利用に係る栽培用途のコントロール、食糧・綿花・油料・糖類・野菜・粗飼料の重視、地方政府の耕地用途管理監督義務、村民委員会・農村集団経済組織の違反行為報告義務
第十四条	国による厳格な耕地の質保護制度の樹立、高規格農田の整備促進
第十五条	耕地の質の保護・向上、土壌改良、大中型灌漑区の建設・改造、黒土土壌の保護等。休耕、生態環境改善等。
第十六条	荒廃地の整備促進、復耕誘導・利用
第十七条	アルカリ化土壌地の総合利用
第三章 食糧生産	
第十八条	種子業の振興、種子形質資源の保護開発、新品種権保護強化、育種技術研究等の支援
第十九条	種子備蓄制度
第二十条	化学肥料、農薬、農業用フィルム等農業生産資材の安定供給と使用削減・有機肥料施用増加等
第二十一条	水資源管理・水利インフラの強化、水土流出・土壌汚染・地下水過剰採取対策等
第二十二条	農業機械産業の発展、食糧生産機械化の促進
第二十三条	食糧生産技術の普及サービス水準の向上、食糧単収の向上促進、スマート農業の発展促進
第二十四条	食糧生産の防災減災・災害救援の強化（自然災害、病虫害）
第二十五条	食糧生産機能区と重要農産品生産保護区の創設管理の強化
第二十六条	食糧播種面積の安定的確保、食糧生産者の収益保障
第二十七条	新型農業経営主体の食糧生産への補助育成、社会化サービスの支援、大規模経営の奨励・食糧生産の集約化支援
第二十八条	食糧生産地域の利益補償の整備
第四章 食糧備蓄	
第二十九条	政府食糧備蓄体系の整備（備蓄規模は国務院が確定）
第三十条	食糧備蓄請負企業の責任、区分経理・食糧備蓄に係る全過程記録義務
第三十一条	食糧備蓄請負企業の適正な台帳整備と適正な検査モニタリング実施
第三十二条	食糧企業による社会責任備蓄、農業経営体による自主備蓄
第三十三条	地方政府による食糧備蓄インフラ、貯蔵技術革新、情報化の推進
第三十四条	地方政府の食糧備蓄状況報告義務
第五章 食糧流通	
第三十五条	国による食糧市場に対する管理強化、需給均衡・市場の安定維持
第三十六条	地方政府の食糧流通インフラ整備義務
第三十七条	食糧関係企業の台帳整備と地方政府への報告義務
第三十八条	国務院による重点食糧品種の政策的買入の実行
第三十九条	食糧関係事業者の政府規定に基づく特定状況における食糧貯蔵量執行（増減）義務
第四十条	地方政府による食糧市場調整コントロール（情報発出、食糧買入・売渡、事業者への食糧貯蔵量執行要求、備蓄食糧放出手配、食糧加工量確保誘導など）
第四十一条	国による食糧リスク基金（備蓄支援、市場安定に活用）整備
第六章 食糧加工	
第四十二条	国による食糧加工業の発展支援、食糧加工業者の責務等
第四十三条	食糧加工構造の改善と加工品の質の向上等、食用食糧の優先（飼料用、工業用は食用に従属）
第四十四条	地方政府による食糧加工業の適切な配置、加工能力確保義務
第四十五条	食糧生産地域と消費地域の安定的な生産販売関係確立、地域バランスの確保
第四十六条	国による食糧加工原料基地、インフラ、物流体系と技術研究開発等の支援

第七章 食糧緊急対応

- 第四十七条 国による食糧緊急管理体制の創設、地方政府による緊急対応ネットワークの整備等
- 第四十八条 中央と地方の食糧緊急対策制定
- 第四十九条 食糧市場以上変動についての報告制度
- 第五十条 地方政府による緊急処理措置の発動
- 第五十一条 緊急処理措置の終了、緊急状態対応能力の回復

第八章 食糧節約

- 第五十二条 節約の励行、浪費への反対。地方政府による奨励、教育、指導管理
- 第五十三条 食糧生産者による生産作業管理強化と損失・浪費の減少義務。国による農業機械、技術普及等の条件整備
- 第五十四条 食糧貯蔵・運搬・加工施設の整備による損耗減少
- 第五十五条 食糧加工技術の普及
- 第五十六条 食糧食品生産経営者による生産、流通等管理制度の創設整備、合理的な消費の誘導義務。国民・家庭による適切な消費と浪費防止の習慣の育成。
- 第五十七条 国家機関、社会組織の食堂管理の強化、浪費の是正。業界団体の節約基準・普及義務。

第九章 監督管理

- 第五十八条 地方政府の生産、備蓄、流通、加工等に対する監督検査等
- 第五十九条 中央政府部局のモニタリング、事前警報、リスク評価等
- 第六十条 国による食糧生産・備蓄・運輸・加工標準整備、経営者の品質確保、地方政府による品質安全管理業務の強化とトレーサビリティ体系創設等
- 第六十一条 地方政府による食糧生産経営関係組織への食糧安全監督検査の実施
- 第六十二条 中央政府部局による地方政府に対する耕地保護、食糧安全保障責任制実施状況の考査等
- 第六十三条 関係外資企業に対する投資安全の審査
- 第六十四条 食糧安全保障に係る信用体系の整備（経営者の信用記録整備等）

第十章 法律責任

- 第六十五条 地方政府の職責不履行に対する処分
- 第六十六条 法に違反する作物栽培への叱責教育、罰金等
- 第六十七条 食糧備蓄請負企業の違法な業務に対する処罰
- 第六十八条 政府出資による食糧流通インフラの棄損、撤去等に対する是正命令、処罰
- 第六十九条 食糧緊急状態における政府指揮への違背等に対する是正命令、処罰
- 第七十条 耕地植栽苗の毀損への是正命令、罰金
- 第七十一条 関係法規違反に対する処理、処罰
- 第七十二条 関係法規違反の犯罪に対する刑事責任。他人に損失を与えた場合の賠償責任

第十一章 附則

- 第七十三条 法律上の食糧の定義、雑糧の範囲、植物油原料・植物油に関する参照適用
- 第七十四条 施行期日（2024 年 6 月 1 日）

食糧安全保障法の構成と文言の選択等からは、次のような特色が読み取れる。

- ① 食糧安全保障を国家安全と直結させる姿勢、これに向けた党の役割、存在感が前面に。

食糧の効果的な供給の保障、国の食糧安全保障が経済社会の安定と国の安全の保全に直結している（第 1 条）ことを冒頭に示し、食糧安全保障に係る業務を中国共産党のリーダーシップの下で進めていくことを堅持する（第 2 条）ことを前面に打ち出すとともに、その保障は「共産党と政府が同じ責任を負う」（第 3 条）とし、法律体系の中にも党の存在を前面に立てる習近平政権の基本的な姿勢が明確に打ち出されている。

- ② 食糧安全保障を確保するための国と地方政府、事業者、国民の役割を明示。

法が管理統制する方向付けから言えば、中央（党・政府）が自らを縛るものではなく、「食糧安全保障」の達成に向けて、地方政府や事業者の任務や責任を具体的に明示することに主眼があると考えられるものの、他方、本法では、国が主語になった条項もかなり多い。まず国の役割について数多く示すことによって、改めて国（共産党中央と中央政府）の食糧安全保障における強いリーダーシップを誇示した上で、それを基本に置いて、具体的に政策を進める各レベルの地方政府が党組織と一体となって負う責任

を明確にするとともに、事業者にも、こうした方向への遵守を求める強い姿勢を示しているものと受け止められる（なお、事業者については、横行する不正・腐敗への強い戒めを言外に読み取ることも可能と考えられる）。

③ 習近平（共産党総書記、国家主席）中心体制の色彩を顕著に表現。

習近平（国家主席・党総書記）体制になってからの食糧安全保障の基本的な理念（「二十文字戦略」⁽¹¹⁾）、「穀物の基本的自給と食用食糧の絶対的自給」などを基本理念として条文上もそのまま掲げるとともに、同氏の強い指導の下にあることを強く意識付ける用語や章立て（「大食物観」⁽⁵⁾の強調（第2条）、「食糧節約」に一つの章（第八章）を充てていることなど）が重視されている。

農業生産関係では、習近平指導部が重視する耕地（第二章）と種子（第三章（農業生産）の冒頭（第18条・第19条））の対策が最初に置かれている。また、食糧生産の担保に関しては、農民収入の確保を重視することによって郷村振興に向けた取組との関連付け、習氏が強調する「共同富裕」に向けた道筋が強く意識されている。

④ 食糧備蓄のほか、流通、加工等に関する内容が詳細だが、農業生産関係の条文も充実が図られている。

食糧管理の経緯、本法の法案作成担当部局（国家糧食・物資備蓄局とその上位の国家発展・改革委員会）等を反映し、基本的に、第四章から第七章までの食糧の備蓄や流通、加工（緊急時の対応を含め）に関する章立て、条文の内容がかなり詳細である。その一方で、審議過程での追加を含め、農業生産に関連する章立て（第二章 耕地保護、第三章 農業生産）も充実させようという方向が強く意識されていたことがうかがわれる。

⑤ 市場主導では食糧生産増強が難しい中国農業の実情を反映している。

食糧安全保障の実現、食糧安定供給に係る目標等は、国の指導の下で各レベルの地方政府が食糧安全保障の「責任制」（耕地保護も基本的に同じ。）によって担保していく（第3条）ことを明確にしつつ、国が食糧生産機能区や重要農産品生産保護区の建設を強化するとともに、県クラス以上の地方政府がその具体的な建設・管理を強化し、目標作物の生産を誘導していくこと（第25条）、全国の地域を区分（食糧生産地域、食糧消費地域、食糧生産消費均衡地域）した上で、国が食糧栽培面積の安定のための措置を講ずるとともに、食糧生産者の収益保障の仕組み（農業支持保護と価格形成の仕組み）を整備し、食糧生産者の収入を増加させて食糧生産者の意欲を確保する（第26条）、また、食糧生産地域に対しては利益補償の仕組みや財政移転支出制度を整備する（第28条）等とされている。

市場における需給関係による調整に委ねるのではなく、政府がコントロールしていくことを明確にしているものであると同時に、農業生産の中でも食糧生産についての収益は確保しがたく、収入確保に向けたテコ入れを行わないと、市場経済の中では食糧生産の確保が困難になっている状況も強く反映した構成になっているといえる。

⑥ 「大食物観」⁽⁵⁾として、多様な食品のバランス、食品の質の確保等が重視されている。

「食糧安全保障」法でありながらも、国民の食糧の量的な充足はすでに確保されており、むしろ副食品を含めた多様な食品の確保や、その安全性、質的充実が強く求められている現状が認識された形となっている（「大食物観」⁶⁾の重視（第2条）、2（1）2）参照）。また、植物油やその原料である「油料」（大豆を除き、「食糧」には位置付けられていない。）についても、食糧に準じたテコ入れが強く意識されている（第73条）。

⑦ 食糧需給の見通しや備蓄等の具体的方向付けは明確に読み取れない。

今後の中国の人口動態や食生活の変化等を踏まえつつ、どのような需給バランスを描くのか、その中に「適度な輸入」（第2条）がどのように位置付けられるのかに関するビジョンに係るような記述は盛り込まれていない（国内向けには、いかなる状況にあっても食糧の安定供給を確保するとの姿勢（第1条、第2条など）を示すことで足りるという前提に立っているとは考えられるが）。

食糧備蓄（第四章、（4）4）参照）に関して、中央政府の具体的な運営方針（備蓄規模等）の具体的内容は、国務院が確定するとし、具体的内容には言及がなく、食糧緊急対応においても、地方レベルにおける緊急事態に至った時点での流通確保等に関する措置の発動等については言及されているが、国レベルでも量的な不足が生じた場合における緊急輸入等の対外的な措置や、やや長いスパンでの対応には言及されていない。

なお、対外的な関係をどう位置付けるかについては、当初案にはなく、審議過程（第二稿）で追加されたが、「国は国際食糧安全保障に係る「合作」（協力や連携）を強化し、食糧の国際貿易の機能を発揮させる」（第4条）との簡単な言及に止まっている。

（3）中国における「法治」と食糧安全保障法の狙い、効果

習近平総書記は、「法治」（依法治国＝法に「よって」国を統治する）を自らの統治思想の根幹として位置付け、事あるごとに「習近平法治思想」として喧伝され、総書記が主導する「四つの全面」（「全面的な小康社会の建設」、「全面的な改革の深化」、「全面的に法によって国を統治」、「全面的に厳しく党を統治」）の一つとして通称されている（熊，2023）。習総書記の下で、2014年10月の中国共産党第18期中央委員会第四次全体会議（四中全会）において、「全面的に法に基づく国の統治を推進することについての若干の重大問題の決定」がなされ、2020年11月の党の「中央全面依法治国工作会議」で、「習近平法治思想」を「依法治国」の指導的地位に位置付けた。同会議¹²⁾において習総書記からは、①「党が指導することを堅持」すること、②「中国の特色ある社会主義法治の道を堅持」すること（中国共産党の指導的地位と人民民主専制の国体は揺るがないこと。また、「法治」（法に基づく国の統治）と「徳治」（徳に基づく国の統治）が相互に結合、相互補完すべきものと位置付け、その「徳」は、党の指導を擁護し、社会的責任を果たす「法治人材」を育成し、リードさせるものと位置付けられていることなど）、③「法に基づく国の統治」と「党の規則に基づく党の統治」を平行（全体の位置付けの中では、当然党が優位）に位置

付け、その有機的統一を図らなければならないこと（李（2023）は、以前から不文律が存在した党の規則の「法規化」を熱心に進めていることが習政権の特色としている）等が示されている⁽¹³⁾。

2018年3月に改正された中華人民共和国憲法第一条では、「社会主義制度は中華人民共和国の根本制度」の次に、「中国共産党の「領導」（リーダーシップを発揮し、大所高所から導くこと）が中国の特色ある社会主義の最も本質的な特徴」の文言が加えられている。

その意味では、そもそも、「法の下で」党やその指導者を制御するという考え方には立っていないことに注意が必要であろうが、食糧安全保障法においては、そうではありながら、党は、法の外の存在としてでなく、法律の中に書き込まれ、大きな役割を有することが法文の中で「確認」されていることが特徴的である。すなわち本法第二条では、「国の食糧安全業務は、中国共産党の指導を堅持し、全体的な国家安全観を貫徹・・・」と明示されるとともに、第三条の「食糧安全責任制の確立」においては、食糧安全保障における「党政同責」すなわち党と政府が同じ責任を負うことが、法文の中に明示されている構図である⁽¹³⁾。

こうした法体系の中では、地方政府や国民に対する任務の到達や指導方針の明示に主眼が置かれ、その方向での条文上の記載については詳細である一方、食糧安全保障についていえば、食糧輸入政策の方向や需給バランスの見通し、備蓄政策の量的な枠組みを含む運営方針の内容、非常事態が発動される具体的な状況が何かなど、党の方針や国の政策運営の具体的な方向付けに関係する点については、取組方向は法律の中には書き込まれず、厳然として法律の外に、党（及び政府）のトップダウンによる適切な「リーダーシップ」が存在するものとして残されているものと考えられる。

食糧安全保障法の場合、地方政府や事業者・国民に対し、その責務やあるべき姿を明示し、指導するとの方向を打ち出す観点から、国が何を行うのかについては、多くの条文が置かれ、国の強い姿勢が示されるとともに、「根幹部分は国（党中央と中央政府）が自ら担う」との位置付けを明示することによって、地方政府や事業者に何に基づいて具体的に何が求められるのか、求められる責務の内容を示し、国家統治管理に向けた「法治」（依法治国）の実質を担保し、食糧安全保障、それに耕地保護についても「責任制」の実効性を確保しようとしているものと考えられる。

（４）食糧安全保障法の主な内容

１）第一章 総則

まず、第1条に法律の目的として、「食糧の有効な供給を保障し、国家の食糧安全を保障し、食糧安全リスクを防止及び制御する能力を向上させ、経済社会の安定と国家の安全を保全するため、憲法に基づいて、本法を制定する」とされている。食糧の安定供給・食糧安全保障・食糧安全リスクの制御が、すなわち中国の経済社会と国家の安全の保全であるとの認識が基本になっていると言える。これについては、中国で古来から、飢きんの発生

等が政権崩壊の契機となってきた歴史的経緯を踏まえるとともに、第二条にも関連するが、14億の国民を自ら養う以外に国家存立の基本が維持できない切実な事情を反映しているとの位置付けと理解される。なお、「憲法に基づいて」が、2023年12月の三回目の審議において挿入されているが、(3)で説明した「党の指導」との関連で理解すべきものとみられる。

次に第2条に、中国の食糧安全保障業務の基本的な方向が示されている。前段は、「国の食糧安全業務は、中国共産党の指導を堅持し、全体的な国家安全観を貫徹し、発展と安全を調和させ、自ら主導権を握り、国内に立脚し、生産能力を確保し、適度に輸入し、科学技術を支えとする」という国家食糧安全戦略を実施し、食糧を土地に蓄え、技術に蓄えることを堅持し、食糧生産、備蓄、流通、加工の能力を向上させ、穀物の基本的な自給と食用食糧の絶対的安全保障を確保する」とされており、まず業務全体が「中国共産党の指導に基づくこと」とされている点が、中国のすべての行政分野に共通する絶対的な大原則であり、憲法、法律、すべての上位には「党」が存在しているという位置付けになる。

次の「自ら主導権を握り」から「科学技術を支えとする」までが、2013年12月、習近平総書記（国家主席・中央軍事委員会主席）第一期目の初期に、同氏の下で開催された党と政府の中央農村工作会议で決定された、中国の食糧安全保障の基本とされている「二十文字戦略」⁽¹¹⁾である。中でも、「自ら主導権を握り」が最大の眼目とされており、他国に従属する危険が生じないこと、「他人の顔色をうかがいながら食生活を営む」事態を厳に防止することを指しており、まさに「農業強国」の考え方につながるものである（2.（4）参照）。

そして、その帰結として、同条末尾のとおり「穀物の基本的な自給と食用食糧の絶対的安全保障」の確保が主眼とされている。したがって、元来人の食用の用途が主であるコムと小麦については、基本的には100%の自給を基本とし、小麦の輸入は、あくまで高グルテン、低グルテンなど特定用途の需要に対応するものとされる（なお、トウモロコシとの国際相場の相対関係によって増減する飼料用小麦や、飼料用碎米の輸入は、「食用食糧」でないため、問題とされない）。また、大豆については全体としての自給率は20%程度であるが、搾油用と「食用」（豆腐等大豆を原料とする食品用途）を区別しており（搾油用は「口糧」とはされない）、「食用」大豆は中国産で完全に自給できていることが常に強調されている。

また、「食糧を土地に蓄え、技術に蓄える」は、2016年3月に決定された「国民経済・社会発展第十三次五か年計画」で新たに打ち出された標語であり、耕地確保と農業科学技術の重要性を強調しているが、古来の「食糧は倉に蔵（おさ）めるとともに、民に蔵める」との表現が改変されたものである。「土地に蓄え」の従来のニュアンスは「当面食糧を確保するための面積に余裕があれば、休耕で地力を要請し、不足時に備える」側面が主だったが、最近では「栽培する耕地」そのものをギリギリまで拡大する傾向が強まっている（(2)参照）。

同条後半は、「国家食糧安全の保障は大食物観を打ち建て、多元的な食物供給体系を構築

し、あらゆる方向から、多くの道筋により食物資源を開発し、人民大衆の食物品種が豊富で多様であり、品質栄養が健全であるという消費ニーズを満たさなければならない。」とする。

(2) ⑥に示したとおり、この「大食物観」は、「食糧」のみの安全保障の重要性を強調してきていることとは一見齟齬があるようにもみえるが、習総書記の指導方向を示すために欠かせない用語として入れられたものと考えられる。特に、2023年12月の三回目の全人代常務委員会の審議で、「人民大衆の」以下が追加されており、これは、国民の食の安全性や健康的な食に対するニーズの高まりに対応し、習総書記が「人民のより充足した食を満足させる大きな任務を自らリードしている」とのメッセージを強調するものと考えられる。

なお、国家糧食・物資備蓄局は、これに関し、「大食物観が確立することで、食物供給体系が整備され、食糧産業チェーン・供給チェーンが向上し、各種食物の供給バランスが実現する」、「市場志向に適合した農業の供給サイド構造改革が進む」⁽¹⁴⁾等としており、現状の農業政策における食糧偏重の弊害を担当部局自らが認識しているとみることもできよう⁽¹⁵⁾。

第3条には、中国の党・政府における施政執行の基本である「責任制」の食糧安全保障への適用について条文化しており、その中では「党と政府が同じ責任を負う」ことが定められている。「責任制」は、どのレベルの組織が食糧供給や、農地確保、農村振興等の責任を負うのかを明確にしたうえで、当該組織やその責任者の実績評価基準を評価点数方式で明確にし、合格点を明示するなどして成績査定を行うことにより、当該目標を達成する方式のことで、三農（農業・農村・農民）分野の様々な政策分野に多用されている。「食糧」については、「省長責任制」が基本とされ、「菜籃子」（おかずかご＝副食品）が「市長責任制」とされることと区分されている。ここでは、（責任最上位者のみならず）県レベル以上の地方政府に当該行政区域の食糧安全保障の具体的責任が課せられるとあり、政府内部では、発展改革、自然資源（土地の管理計画など）、農業農村、食糧・備蓄等の主管部門が共同で関係業務を執行する（責任がある）ことについて定めている。

第4条には、国のマクロコントロールの下で、国が食糧の品種構成と地域別の配置の改善を図ること、国内・国際両方の市場と資源に配意して、合理的で安定・効率的な食糧供給保障体系を構築することについて（第二条の「適度な輸入」に対応するものとみられる）掲げている。法案審議過程で、国が食糧安全保障に係る国際協力・協調を強化し、国際貿易の機能を発揮させることについて、文言が追加された。

そのほか、食糧安全保障を国民経済・社会発展規画（五か年計画）に位置付けること（第5条）、食糧安全保障のための資金等の適切な「投入」、財政・金融面の支援と、生産、買入、貯蔵、運送、加工、販売の各分野間の協調、国家食糧安全産業地帯の建設等により、食糧生産者と地方政府の双方に、耕地を保護し、食糧を栽培し、食糧安全保障をしっかりと行う意欲を喚起すること、鄉村振興の全面的推進等について定め、特に、各分野への社会資本の投入と、金融商品・サービスが社会に出回るように奨励すること、さらに農業保険

制度の整備について定めている（第6条）。その他、科学技術革新（第7条）、宣伝教育（第8条）、表彰・奨励（第9条）についても、条文を置いている。

2）第二章 耕地保護

第二章の耕地保護においては、①国土空間計画に基づき国土空間全体の中での用途管理を行う中で、耕地と永久基本農田の保護の「レッドライン」等を確定実行することにより、厳格に耕地を保護することとし、国務院が地方政府の任務を確定（耕地の総量と質の確保）する（第10条）とともに、②耕地補償制度（耕地転用の厳格な抑制と転用耕地に対する確実な代替耕地の補充）（第11・12条）の実施、③耕地栽培用途の管理、耕地利用の優先順位の実行（第13条）、④耕地の質の保護制度（高規格農田づくりの強化）の整備（第14条）、⑤地方政府の役割として、土壤改良等による耕地の生産能力向上、大中型灌漑^{かんがい}の整備等を進めることとしつつ、黒土土壤の保護、輪作休耕や荃^{かんがい}わらの還田等の推進等を国の役割として位置付け（第15条）、⑥荒廃耕地の整備（地方政府が推進）（第16条）、⑦アルカリ土地の総合利用（国が推進）（第17条）について規定されている。

なお、このうち、輪作休耕について国の役割としていること、黒土土壤やアルカリ土地の活用を国レベルの課題としている点については、地方政府には国の定める方向に沿った耕地保全の具体的任務を強く求めるとともに、地方独自の判断で活用すべき耕地が休耕されたり、国の承認なく退耕還林等が実施されたりすることを戒めつつ、中央から課せられた耕地確保の責任を強力に追求していこうとする方向が表れているものと考えられる。

3）第三章 食糧生産

食糧生産については、まず種子について、国の役割として、種子業の振興の推進、種子形質資源の保護と開発利用、種子形質バンク、植物新品種権の保護等について定める（第18条）とともに、地方政府には種子備蓄制度の創設運用を求めている（第19条）。また、化学肥料、農薬、農業用フィルム等の農業生産資材の安定供給と適切な施用・使用（地方政府の役割）（第20条）、水資源管理と水利インフラの整備（国の役割）（第21条）、農業機械産業の発展と機械化作業の条件整備（国の役割）（第22条）、農業技術普及体系や情報化の整備、スマート農業の推進（国の役割）（第23条）、防災減災（国の役割）（第24条）を規定する。

特に、第23条では、これ以上食糧作物栽培面積を増加させることが困難な中で、「単収の向上」を重視することについて示しており、具体的な手法として、「間作」（作期の一部又は大部分が重なる複数作目の同一圃場での混合栽培）等を例示する。

また、食糧生産強化のための地域に応じた保護、テコ入れ策として、国として食糧生産機能区と重要農産品生産保護区の創設の強化（第25条）、食糧播種面積の確保（第26条）、新型農業経営主体による食糧生産を補助育成、社会化サービスにより支援（第27条）、食糧生産地域、大食糧生産県への財政移転交付制度整備等（第28条）を行うことを規定する。

4) 第四章 食糧備蓄

国が政府食糧備蓄体系を樹立すること、政府備蓄は中央政府備蓄と地方政府備蓄に区分すること、備蓄規模等は国務院が確定すること（第 29 条）を定める。また、政府から備蓄を請け負った企業・組織が、備蓄食糧の量と質に責任を負わなければならないことや、商業性の業務との区分経理・経営分離、記録義務、台帳の整備等について細かく定める（第 30 条、第 31 条）。また、食糧加工企業が社会責任備蓄を創設することや、家庭農場等の自主備蓄について規定する（第 32 条）。また、地方政府による食糧備蓄インフラと品質検査能力の整備強化、備蓄についての科学技術面の革新や管理の情報化強化について定める（第 33 条）。

5) 第五章 食糧流通

国の食糧市場に対する管理の強化、市場秩序の維持、市場の安定（第 35 条）、地方政府による食糧流通インフラ整備保全の強化義務（第 36 条）、経営者の台帳整備義務（第 37 条）、国務院が政策的買入を決定できること（第 38 条）、地方政府による食糧市場の調整制御（第 40 条）、食糧備蓄支持、市場安定のための食糧リスク基金制度（第 41 条）について定める。

6) 第六章 食糧加工

食糧加工業の発展奨励（第 42 条）、国レベル、さらには地方レベルの加工構造の改善（第 43、44 条）、生産地域と消費地域の連携（第 45 条）、インフラ整備（第 46 条）等について定める。

7) 第七章 食糧緊急対応

国が統一的に指導し、レベルに分けて責任を負い、地域別に管理する「食糧緊急管理体制」を整備するとともに、地方政府が具体的な食糧緊急貯蔵、運搬、加工、供給のネットワークを整備し、必要がある場合に食糧の緊急輸送を確保する仕組みを整備するとしている（第 47 条）。中央政府部内では、全国レベルの緊急対策を制定し、国務院に報告するものとし、地方政府は、当該区域の状況に基づいた食糧緊急対策を制定するものとしている（第 48 条）。

国が、食糧市場の異常な変動を地方政府から報告させる制度を創設し、突発事態の発生による食糧市場の需給関係と価格の異常な変動について上位ランクの政府に報告し（第 49 条）、食糧緊急状態の出現が確認された場合、緊急対応を講ずるとしている。具体的には、緊急的な食糧買入や売渡、備蓄食糧の放出、加工食糧の確保や制限、緊急供給ポイントの設置、所要の食糧や施設、土地、物資等の徴用などができるとしている（第 50 条、第 40 条）。

8) 第八章 食糧節約

国は節約を励行し浪費に反対するとし、地方政府においても誘導奨励、懲戒教育を組み合わせることにより食料節約業務の指導と監督管理を強化する（第 52 条）としている。まず、生産段階では、食糧生産者は作物の生長保護と生産作業管理の強化により播種、耕作、収穫等の各段階の食糧損失と浪費を減少しなければならない（第 53 条）としている。また、国は、食糧事業の経営者の食糧貯蔵、運搬、加工施設整備の効率をアップし、食糧の損失減耗を減少させるようにする（第 54 条）としている。また、加工段階でも、過度な加工の防止、食品化される食糧の製品率の向上、工業用食糧の生産構成の改善等を図る（第 55 条）としている。食糧食品の生産の経営者は、消費者の合理的な消費を誘導し、食糧の浪費を防止し減少させることを、また、個々の国民と家庭には、「文明的、健康的、理性的、緑色の消費理念の確立、浪費根絶の良好な習慣の育成形成」を求めている（第 56 条）。また、各組織の食堂における食糧節約、浪費行為是正の徹底等を求めている（第 57 条）。

9) 第九章 監督管理

地方政府における監督検査の実施（第 61 条）や部局間の協調（第 58 条）、モニタリングと警報システムの整備、虚偽情報流布の禁止、生産、備蓄、運送、加工の標準体系の整備やトレーサビリティシステムの創設（第 60 条）、国レベルの監督措置（第 62 条）、外資企業への投資安全の審査（第 63 条）、経営者の信用記録の整備（第 64 条）等を規定している。

10) 第十章 法律責任

違反に対する各種処分、犯罪を構成する場合等の対応について定めている（第 65～72 条）。

11) 第十一章 附則

食糧の範囲（小麦、米穀、トウモロコシ、大豆、雑糧及びその食品）を示すとともに、「雑糧」を例示（高粱、大麦、そば、燕麦、ハダカムギ、緑豆、ジャガイモ、甘しょ等）している。

また、植物油と原料の安全保障に関し、本法の「参照適用」を規定している（第 73 条）。施行日は、2024 年 6 月 1 日（第 74 条）とされている。

（5）中国食糧安全保障の今後の課題

全国人民代表大会の事務局⁽¹⁶⁾は、「(今回成立した)本法は全体的な国家安全観を堅持し、国の食糧安全戦略を深く掘り下げて実施し、食糧安全保障の制度体系を確立整備し、あらゆる方向から食糧安全の基礎を固めることにより、国の食糧安全のために力強い「法治」（依法治国）の保障を提供している」としており、究極的には党の指導に基づく食糧安全保障に向けた支配体制を担保（保障）するツールとしての意義を強調しているものと考え

られる。

その意味では、本法の成立、施行をもって、食糧安全保障に関し、各地域や国民、関係業界に対しては、「法治」としてコントロールを強めていく基礎を固めることができたという意味合いになるが、逆に、(3)で説明したように、「党のリーダーシップ」の下で、国及び地方政府等により実施されていくべき事項の基本的な方向付けに関するいくつかの論点は、この法律の外に、基本的な方向が具体的に示されないまま残されているということになる。

(2) ⑦等で指摘したことも踏まえて、改めて今後の課題を整理すると、

- ① 今後の中国の人口減少や高齢化のすう勢や、食生活の変化によって、食用食糧の需要の減少が（全体として、また品目別に）どのくらい進むのか。
- ② コメや小麦の食用の需要が大きく減少する場合にも、収益性の向上や（財政的な支えがなければ）農民の収入増加にも寄与し難い「食糧を最優先」とする方向付けをどこまで維持するのか。
- ③ 国民の食肉消費の動向（高齢化、健康志向の行方等も含め）をどう見通すかによっても大きく変化することになるが、飼料用食糧の自給、あるいは食肉そのものの輸入に向けた大きな方向の見直しがあり得るのかどうか。
- ④ 本法では第4条で簡単にしか触れられていない「国際食糧安全保障に係る合作（＝協力・連携）強化、食糧の国際貿易の機能発揮」の内容として、当面変わらないと考えられる大量の穀物や大豆の安定輸入の手段として「五か年規画」や「一号文件」等で描かれている「輸入の多元化」や「中国版穀物メジャー」の育成等に向けて、「一带一路政策」を含め、どのような道筋、戦略、外交政策等が進められていくことになるのか。

などの諸点について、何よりもその前提となる中国経済全体の動向や中国の対内対外政策全体の行方を注意深く見ていく以外にないものと考えられる。

なお、食糧安全保障法に盛り込まれている点を含め、中国食糧安全保障の現状と課題について改めて整理すると第3表のようになると考えられる。

第3表 中国食糧安全保障の現状と課題

事項	政策の基本方向（食糧安全保障法の章・条）	実現手段（食糧安全保障法の章・条）	達成状況	主な課題
生産安定	食糧生産の最優先（2条、三章）	生産補助・買入価格制度、安全保障責任制（目標達成への地方幹部責任追及）・党政同責（3条、6条、25～28条等）	継続中	「大食物観」との両立（需要に応じた各種作物の供給安定と品質確保）、食糧生産地域への利益補償（財政移転交付）、食糧生産者への「社会化サービス」による支援）
			更に強化	対外不安定化に伴う更なる生産強化（「新一千億斤（5千万トン）増産運動」、油料（大豆＋菜種・落花生等）自給強化推進（「油瓶の中身も自給」）⇒「稼げない」食糧生産への地域と農家への更なる意欲確保方策の必要性、環境への負荷の増大
		米・麦の完全自給	ほぼ達成	今後人口減と高齢化で食用需要は縮小見通し、飼料用米と工業用小麦の増大？
		トウモロコシ（飼料用）の基本自給	自給率低下（2017年98%→2021年91%）	大豆との耕地の競合（打開策として同一圃場における複合栽培、密植・間作の推奨等）
	耕地面積の確保、耕地利用は食糧優先（二章）	食品用大豆の完全自給	ほぼ達成（トータルの自給率は15%（2021年））	「食用：国内、搾油用：輸入」が既に定着の中での増産、遺伝子組換え国内生産の扱い
		保護面積の徹底、転用抑制と代替耕地補充責任の徹底（地方幹部責任制）	継続中	耕地の質の低下・土壌劣化、限界耕地に係る環境問題「退林還耕」、耕地の高規格化
種子対策の強化（18・19条）	種子企業への支援強化、種子バンク、新品種権の保護等	種子企業への支援強化、種子バンク、新品種権の保護等	継続中	優良品種の確保、企業の品種開発力の強化、海外からの導入途絶への危機感増大
			継続中	食糧管理部門の腐敗事案多発、へき遠部での取り組みの遅れ
損耗防止	生産・流通・加工・貯蔵各段階（八章）	農業機械の普及・改良、貯蔵・運送・加工技術向上等	継続中	過度の節約・浪費抑制が内需拡大に負の作用を及ぼす可能性？
節約徹底	節約の徹底（八章）、食べ残し厳禁	違反事業者等への処罰、広報宣伝の徹底	継続中	受託企業の業務適正性、量と質の保全、多元的管理による効率低下、備蓄糧の偏在等
備蓄	主要食糧の年間需要相当量等の確保	国家備蓄、地方備蓄、民間備蓄の併用（第四章）	備蓄量は基本的に充足とみられる	少数国への集中は継続、米国等との対立やウクライナ危機継続、気候変動の多発化等
安定輸入	輸入の多元化、安定化	輸入国のインフラ支援（一帯一路）、中国版「穀物メジャー」の育成	ブラジル等新規輸入先の開拓	

資料：食糧安全保障法、中国共産党・政府通知、各種報道等から筆者作成。

- 注 (1) http://www.moa.gov.cn/ztzl/2023yhwj/2023nzyyhwj/202302/t20230214_6420529.htm (2024年1月31日参照)
- (2) 一号文件に係る記者発表会(2023年2月14日)における唐仁健・農業農村部長の説明, http://www.moa.gov.cn/hd/zbft_news/qmtjxczx/ (2024年1月31日参照)
- (3) 2023年12月20日新華社「中央農村工作會議在京召開 習近平對“三農”工作作出重要指示」, https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202312/content_6921467.htm (2024年1月31日参照)
- (4) 農業農村部新聞弁公室「農業農村部部署開展全國糧油等主要作物大面積單產提昇行動」, http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/202304/t20230423_6426124.htm (2024年1月31日参照)
- (5) まず最優先でその確保を図ってきた「食糧」がひとまず量的に充足する中で、国民のより高次の食に対するニーズを確保するため、食糧のみに偏らず、生産構造をより良いものへ改革し、副食品を含め、国民が求める多様な食のニーズに対応するものとし、そのため、森林や草原、海洋などを含め可能な限りの国土資源を開発して食物の安定供給を図る必要があるとする考え方である。
- 習總書記が2015年の農村工作會議の中で初めて打ち出し、その後、各地の視察等の中で何度か提唱したものとされるが、特に2022年3月の全国人民代表大會期間に行われた全国の農業関係者の會議で使用したことにより定着した用語とされている(百崎(2022)参照)。
- (6) 遺伝子組換えトウモロコシ、大豆については、農業農村部が2023年12月にトウモロコシ37品種と大豆14品種の審査決定を公告(12月6日)するとともに、85企業に対する農作物種子生産經營許可証の承認が公告(12月25日)されている。http://www.moa.gov.cn/govpublic/nybzj1/202312/t20231207_6442285.htm, http://www.moa.gov.cn/govpublic/nybzj1/202312/t20231226_6443490.htm (2024年1月31日参照)
- (7) 同法草案については、2023年12月29日から2024年1月27日まで、全国人民代表大會ホームページで「第二審議稿」のパブリックコメントが実施された。
- (8) 農業農村部が2024年1月23日に行った2023年の農業農村經濟情況についての記者会見, <http://www.scio.gov.cn/live/2024/33237/index.html> (2024年1月31日参照)
- (9) 2022年12月23日「中央農村工作會議」における習近平總書記の講話, https://www.gov.cn/xinwen/2023-03/15/content_5746861.htm (2024年1月31日参照)
- (10) 何秀榮中国農業大学人文・發展學院教授(國務院參事)(何, 2023)は、一号文件において定義されている五項目(2(1)2)で言及した「供給の保障が強く、科學技術の裝備が強く、經營體系が強く、産業の強韌性が強く、競争力が強い」のことは、相互に独立した要件とされているわけではないとする。そして、最近、学界で考案されているいくつかの指標として、①鄉村振興の程度、②輸入依存度、③國際市場における價格決定権や影響力(話語権)、④(多国籍企業など)世界的に位置付けられる能力、⑤農產品供給保障能力、⑥農業應用技術や基礎研究の革新狀況などがあるとする。しかし、①は相互比較が困難で、②はコーヒーなどそもそも国内で生産できないものや、中国の大豆のように、国内資源狀況から自給困難である一方、搾油用に輸入される遺伝子組換え大豆と、食品加工用の食用大豆のように、大規模な代替性がなく国内産の不足を補填しているようなものがあり、表面的な比較には適さないなど、実践的なニーズに応えられるものになっていないとしている。
- (11) 「以我為主、立足国内、確保產能、適度進口、科技支撐」
- (12) 2020年11月18日人民日報「習近平在中央全面依法治国工作會議上強調 堅定不移走中国特色社会主义法治道路為全面建設社会主义現代化国家提供有力法治保障」, <http://cpc.people.com.cn/gb/n1/2020/1118/c64094-31934590.html> (2024年1月31日参照)
- (13) 党の「領導」の「制度化」, すなわち党内法規の制定を進める上では、各分野で党の「条例」等を制定することで明文化する取組を進めるのが通例と考えられる。(具体例として、2019年8月15日新華社「中共中央印發《中国共产党機構編制工作条例》」, <http://epaper.hljnews.cn/hljrb/20190816/435597.html?eqid=91fdd0c300028f290000000664643b92> (2024年1月31日参照))
- また、「党政同責」についても、本来的には党と國務院の連名の規定により示されるものと考えられる。例えば、工業生産の安全生產管理の「党政同責」を規定した2018年の中国共产党と國務院の兩弁公庁の連名通知(中共中央弁公庁・國務院弁公庁《地方党政領導幹部安全生產責任制規定》(2018年4月8日施行), https://www.gov.cn/zhengce/2018-04/18/content_5283814.htm?eqid=bfbe46bb000011a80000000664803516 (2024年1月31日参照))では、初めに地方各レベルの党委員會責任幹部の職責が、次に同レベルの政府責任幹部の職責が列記され、それらに関し地方政府やその「その他の幹部」が党委員會や政府の責任者の職責を分掌すること等を詳細に示すとともに、党と政府それぞれの幹部の成績査定等について定めている。「党政同責」を厳密に実行する場合には、こうしたきめ細かな運用が必要となってくるであろうが、その意味では、こうしたプロセスについて明示せず、いきなり法律の文言上に、「党政同責」が登場し、党の役割が強調されていることが特徴的といえるかもしれない。
- (14) 2023年10月16日農民日報「劉煥鑫(國家糧食・物資儲蓄局長):認真踐行大食物觀 更好保障國家糧食安全」, <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1779883549925030799&wfr=spider&for=pc> (2024年1月31日参照)
- (15) 中国農業科學院農業經濟・發展研究所產業經濟研究室の鍾鈺主任は、「目下、我が国の食物には三つの「依存過剰」狀況(耕地からの產出への依存過剰、食糧への依存の過剰、國際市場への依存の過剰)があり、「大食物觀」の実行は、これらの過剰の度合いを引き下げるためのものである。」としている。(2023年12月20日新京報, <https://baijiahao.baidu.com/s?id=1785811745079680161&wfr=spider&for=pc> (2024年1月31日参照))
- (16) 2024年1月3日中国人大網「為端穩中国飯碗夯实法治根基—解讀糧食安全保障法」, http://www.npc.gov.cn/npc/c2/c30834/202401/t20240103_434055.html

【引用文献】

【日本語文献】

- 百崎賢之（2023）「中国の食糧安全保障―「油瓶の中身」もできるだけ自力で―」『農林水産政策研究所レビュー』114：10－11.
- 百崎賢之（2022）「第4章 中国―「次の百年」への最初の年，内外多難の中，食の安全保障と郷村振興を強調―」『農林水産政策研究所 プロジェクト研究 【主要国農業政策・貿易政策】研究資料 第10号 令和3年度カントリーレポート：タイ，ベトナム，インドネシア，中国，インド，西アフリカ』.
- 李昊（2023）「習近平政権における党の領導の「強化」」『習近平政権研究』第2章 公益財団法人日本国際問題研究所，https://www.jiia.or.jp/research/JIIA_China_research_report_2023.html（2024年1月31日参照）

【中国語文献】

- 何秀栄（2023）「農業強国若干問題弁析」『中国農村経済』2023年第9期：21－35.
- 海関総署（2024）「2023年12月進口主要商品量值表（人民幣值）」，<http://www.customs.gov.cn/customs/index.html>（2024年1月31日参照）.
- 国家統計局（2023）「国家統計局關於2023年糧食產量数据的公告」，https://www.stats.gov.cn/sj/zxfb/202312/t20231211_1945417.html（2024年1月31日参照）.
- 国家統計局（2024）「2023年国民經濟回昇向好高質量發展扎实推進」，https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202401/content_6926483.htm（2024年1月31日参照）.
- 陳錫文（2023）「当前農業農村的若干重要問題」『中国農村経済』2023年第8期：2－17.
- 農業農村部（2023a）『中国農業展望報告』（2023年版）中国農業科学技術出版社：64-73.
- 農業農村部（2023b）「農產品供需形勢分析月報」（2022年10月－2023年12月）
- 熊選国（2023）「論全面依法治国的戰略地位和作用」『中国法学』2023年第2期：5-24.

第3章 インド

―水不足下におけるサトウキビ作農民の選択―

草野 拓司

1. はじめに

1960年代後半までにたびたび大飢饉を経験し、多数の犠牲者を出してきたインドでは、食料の自給が政府の最大の目標であった。そして、化学肥料、電力、灌漑（特に管井戸）への農業投入財補助金が効果を示し、1970年代後半には「緑の革命」に成功し、穀物の自給を達成した。その後も価格政策や投入財政策などを背景にしたコメや小麦の増産が続き、世界一のコメ輸出国になるなど、近年では農業大国として確固たる地位を築いている。

一方で近年、水不足が各地で大きな問題になっている。特に、緑の革命期からインド農業における農作物の増産を支えてきた管井戸の水については、干ばつや過剰な水の引揚げにより水位が大きく低下しており、十分な水を確保するのが難しくなっている地域が多い。それによる経営不振での自殺の多発が社会問題ともなっている。筆者が2007年から追跡調査を実施しているマハーラーシュトラ州ソラプール県の農村でも同様に、本来は管井戸を利用したサトウキビ作が盛んな地域であったが、現在では水不足によりサトウキビ生産が減少の一途をたどっているのである。

そのような状況下、サトウキビ作を諦めて農業経営を他の方向にシフトさせることで、経営改善に成功している事例が多くみられる。そこで本稿では、サトウキビ作を諦めざるを得ない農家がどのようにして経営改善に成功したのか、その要因を明らかにすることを目的とする。以下、2節では例年のカントリーレポート同様主要農産物の近年の需給動向を簡単に整理する。3節が本稿の核となる部分であり、ここで水不足下におけるサトウキビ作農民の経営改善の方策に関する一考察を試みる。4節でまとめを行う。

2. 主要農産物の需給動向

（1）主要穀物

1) コメ

2023/24年の生産量は、前年度より約380万トン減収の1億3,200万トンと推定されている（第1表）。ただし減収とはいえ、増産基調に変わりないといえるだろう。世界全体の約26%を占めており、依然として影響力は大きい。

2022/23年の消費量は前年度より350万トン増の1億1,800万トンと推定されている。自給率は112%であり、消費量に対する安定した生産量が維持されていることが分かる。

期首在庫も 3,500 万トンと推定されており、安定した供給量が維持されていると言える。

以上のように安定した供給量を維持しているものの、インド政府は 2023 年 7 月に一部のコメの輸出を規制した。これにより、輸出量は前年度比で 21%減の 1,600 万トンと推定される。世界における輸出量の割合は 31%となっており、前年の 37%を 6 ポイント下回っている。とはいえ、タイ（16%）、ベトナム（15%）を大きく上回り、依然として国際的にも大きな影響力を持っている。

第 1 表 コメの需給（精米ベース）

単位：1,000 ヘクタール，1,000 トン，単収はトン/ヘクタール

	2018/19	2021/22	2022/23	2023/24
収穫面積	44,156	46,279	47,832	47,000
期首在庫	22,600	37,000	34,000	35,000
生産量	116,484	129,471	135,755	132,000
輸入量	0	0	0	0
総供給量	139,084	166,471	169,755	167,000
輸出量	10,420	22,025	20,245	16,000
消費量	99,164	110,446	114,510	118,000
期末在庫	29,500	34,000	35,000	33,000
単収	4.0	4.2	4.3	4.2

資料：USDA PSD Online(2024 年 1 月 15 日参照)。

2) 小麦

インドではコメに次いで重要な穀物である小麦の 2023/24 年の生産量は前年度から 655 万トン増で、1 億 1,000 万トン超と推定されている（第 2 表）。2016/17 年には不作だったものの、以降は安定した増産基調が続いていると言える。

2023/24 年の消費量は前年度より 123 万トン増の 1 億 990 万トンと推定される。自給率は 101%であり、期首在庫は前年比で 51.3%もの減少となり 950 万トンとなっている。これは、新型コロナウイルス感染症により、中央政府が無償で大量の小麦を支給したためであると推測される。

コメと比べると小麦は気候の影響を受けやすく、生産がやや不安定なため、インドはたびたび輸入と輸出を繰り返してきた。近年では、2016/17 年と 2017/18 年に小麦の純輸入国であったが、2018/19 年以降は純輸出国となっている。ただし、2022 年 5 月の輸出規制に伴い、2023/24 年の輸出量は前年度比で 93%減の 40 万トンに激減すると推定される。国内における安定的な穀物供給を徹底してきたインド政府の方針がこの背景にある。

3) トウモロコシ

近年、粗粒穀物の中で最も重要な位置づけにあるのがトウモロコシである。^{かきん}家禽用飼料や工業用への国内需要が増加しており、生産量も堅実に増加してきた。単収もより優れたハイブリッド品種により増加している。収穫面積も拡大しており、2000 年代初期は 660 万

ヘクタールであったが、近年は1,000万ヘクタールを超えている（第3表）。こうして近年の生産量は増加基調で、2023/24年は前年度より309万トン減少したものの、3,500万トンと推定される。

消費量も過去20年、家禽用飼料やでんぷんとしての利用が増加したことにより増加している。2023/24年は前年度比で1.5%減の3,230万トンとなり、自給率は108%と推測される。総消費量に占める飼料用消費量の割合は63%であり、近年の高止まりの傾向が続いている。インドでは伝統的に粗飼料が利用されることが多く、より栄養価の高いトウモロコシの利用は依然として十分ではないため、トウモロコシへの潜在的な需要が大きいと考えられている。そのため、さらなる増産が求められる状況にあると言えるだろう。

第2表 小麦の需給

単位：1,000ヘクタール，1,000トン，単収はトン/ヘクタール

	2018/19	2021/22	2022/23	2023/24
収穫面積	29,651	31,125	30,459	31,401
期首在庫	13,230	27,800	19,500	9,500
生産量	99,870	109,586	104,000	110,554
輸入量	17	29	53	250
総供給量	113,117	137,415	123,553	120,304
輸出量	496	8033	5,377	400
消費量	95,629	109,882	108,676	109,904
期末在庫	16,992	19,500	9,500	10,000
単収	3.4	3.5	3.4	3.5

資料：USDA PSD Online(2024年1月15日参照)。

第3表 トウモロコシの需給

単位：1,000ヘクタール，1,000トン，トン/ヘクタール

	2018/19	2021/22	2022/23	2023/24
収穫面積	9,027	9,958	10,744	10,200
期首在庫	2,329	2,028	2,395	2,658
生産量	27,715	33,730	38,085	35,000
輸入量	221	0	0	50
総供給量	30,265	35,758	40,480	37,708
輸出量	421	3,363	3,122	3,000
消費量	28,500	30,000	34,700	32,300
うち飼料用消費量	17,300	18,100	20,600	20,300
うち食料・種子・工業用途の消費量	11,200	11,900	14,100	12,000
期末在庫	1,344	2,395	2,658	2,408
単収	3.1	3.4	3.6	3.4

資料：USDA PSD Online(2024年1月15日参照)。

（2）畜産業

1）ミルク

2023 年度の生産量は、前年度比 2.1%増の 2 億 710 万トンと推定される（第 4 表）。そのうち 48%に当たる 9,900 万トンは牛乳，残りの 52%に当たる 1 億 810 万トンはその他（ほとんどは水牛乳）となっている。牛乳，水牛乳いずれも増加が続いており，総生産量は，2018 年度比で 10%増となり，ミルクの供給量は安定している。

消費量をみると，2023 年度は前年度比 2.3%増の 2 億 708 万トンと推定される。人口増と所得向上などにより，ミルクの消費量は右肩上がりで増加が続いている。とはいえ，自給率は依然として 100%を維持している。

第 4 表 ミルクの需給

単位：1,000 トン

	2018	2021	2022	2023
乳牛頭数(1,000頭)	52,482	58,000	59,500	61,000
生産量	187,700	199,000	202,500	207,100
うち牛乳生産量	89,800	96,000	97,000	99,000
うち他ミルク生産量	97,900	103,000	105,500	108,100
輸入量	0	0	0	0
総供給量	187,700	199,000	202,500	207,100
輸出量	9	12	14	16
消費量	187,691	198,988	202,486	207,084
うち飲料用消費量	77,000	83,000	85,000	87,050
うち工場用消費量	110,691	115,988	117,486	120,034
うち飼料用消費量	0	0	0	0

資料：USDA PSD Online(2024 年 1 月 15 日参照)。

2）水牛肉及び牛肉

人口増加と堅調な輸出需要により，2023 年度の水牛肉及び牛肉の生産量は前年度比 2 % 増の 444 万トンと推定される（第 5 表）。近年は 410 万～420 万トンで推移しているので，2023 年度もほぼ例年どおりと言える。インドにおけるほとんどの州は，宗教的な理由で牛（水牛は含まない場合もある）のと殺を制限するか禁止しているため，生産量の大半は主に酪農部門からの廃用水牛のと殺に依存している。

水牛肉及び牛肉の消費量をみると，2023 年度は前年度比 3.7%増の 302 万トンと推定される。なお，第 5 表には示していないが自給率は依然として高く，前年度比 3 %減の 147%である。国内生産量が消費量を大きく上回っており，生産量と消費量のギャップの多くが輸出に向けられ，142 万トンが輸出されたと推定される。これは世界の輸出量の 12%に当たり，ブラジル，オーストラリアに次いで世界第三位の牛肉輸出国となっている。

第5表 牛肉の需給

単位：1,000 トン（枝肉ベース）

	2018	2021	2022	2023
期首在庫	0	0	0	0
生産量	4,240	4,195	4,350	4,435
輸入量	0	0	0	0
総供給量	4,240	4,195	4,350	4,435
輸出量	1,511	1,397	1,442	1,420
消費量	2,729	2,798	2,908	3,015
期末在庫	0	0	0	0

資料：USDA PSD Online(2024 年 1 月 15 日参照)。

3. 水不足下におけるサトウキビ作農民の経営改善の方策に関する一考察

（1）問題の所在—マハーラーシュトラ州における水不足，農村人口の滞留—

インドでは各地で水不足が問題になっている。特に、緑の革命期からインド農業における農作物の増産を支えてきた管井戸の水については、干ばつや過剰な水の引揚げにより、水位が大きく低下しており、十分な水を確保するのが難しくなっている地域が多い。筆者が2007年から追跡調査を実施しているマハーラーシュトラ州ソラプール県の農村でも同様に、本来は管井戸を利用したサトウキビ作が盛んな地域であったが、現在では水不足によりサトウキビ生産が減少の一途をたどっている。また、第二次産業の不振により依然として農村人口が総人口の7割程度を占めること（農村人口の滞留）に加え、農地は男子均分相続であるため農地が細分化していくなど、農家経営は厳しさを増している。

そのような状況下、経営内容をシフトさせることで経営改善に成功している事例が多くみられる。そこで本稿では、サトウキビ作を諦めざるを得ない農家ではあるが経営を立て直している3つの典型的な事例を取り上げ、その改善に成功した要因を明らかにする。

（2）事例地域の概要

インド西部マハーラーシュトラ州ソラプール県マルシュラス郡は、ムンバイから車で6～7時間のデカン高原西部に位置する干ばつ常襲地帯である。年間降水量は例年500mm程度で、2015年には215mmを記録するなど、干ばつが常に危惧される地域である。筆者は同郡のA村で2007年に農家調査を行って以降、2018・2019年、2023年と継続的に同村における同一農家の経営を調査してきた。当初は管井戸を利用したサトウキビ作農民が多く、高収益商品作物であるサトウキビにより経営を維持していた。ところが、2010年代以降の干ばつに加え、過剰な管井戸水の引揚げにより、サトウキビ作を行うために十分な水量が確保できなくなっている農家が多数存在することが明らかになっている。一方で、この同村において、やはりサトウキビ作を諦めざるを得なかった農家のうち、経営の改善に成功している農家も多数見られた。

（3）事例農家の取組み

事例とした3つの農家の概要は第6表のとおりである。この3つの農家は、2006年当時サトウキビ作が中心であったが、2022年には大きな変化がみられる。A氏は1エーカーの耕地面積であり、サトウキビ作はなくなっている。B氏も0.2エーカーのサトウキビ作を行わなくなっている。C氏も2006年に1エーカーのサトウキビ作を行っていたが、2022年にはゼロとなっている。サトウキビ作は大量の水を必要とするところ、水不足が生じているため、いずれの農家もサトウキビ作を諦めざるを得なかったのである。

ところが、高収益商品作物であるサトウキビ作を完全に諦めたいずれの農家も農業粗収益は大きく伸びているのである。2006年と2022年の農業粗収益を比較すると、A氏は3.4倍、B氏は5.8倍、C氏は7.7倍となっているのである（すべてデフレートして比較した値）。このような変化の要因は何であろうか。以下で詳しくみていこう。

第6表 事例農家の農業経営概要

単位：エーカー、ルピー、%

経営主			年	A氏（60歳代）	B氏（60歳代）	C氏（50歳代）
家族員数			2022	5人 (成人4人, 未成年1人)	6人 (成人4人, 未成年2人)	9人 (成人7人, 未成年2人)
農業	経営耕地面積	総面積	2006	1.0	1.0	2.5
			2022	1.0	1.0	2.5
		うちサトウキビ	2006	1.0	0.2	1.0
			2022	0.0	0.0	0.0
	農業粗収益	総額	2006	87,635	40,663	57,783
			2022	300,492	236,006	447,574
		うちサトウキビ	2006	38,559 (44.0)	25,239 (62.1)	32,544 (56.3)
			2022	0	0	0

資料：現地調査より筆者作成。

注1. 農業粗収益はWPI（2011/12=100）でデフレートした実質値。

注2. （ ）内は総粗収益に占めるサトウキビ粗収益の割合。

1) A氏の取組み

①作型と畜産の変化

まずは第7表で作型の変化をみていこう。2006年当時、A氏は22フィートの深さの井戸を利用し、1エーカーの農地すべてでサトウキビ作を行っていた。管井戸を持つ必要がないほどの水量が確保できていたという。

その後、干ばつや地下水位の低下により井戸では十分な水量が確保できなくなったため、2013年に350フィートの深さの管井戸を設置した。しかし、サトウキビ作に十分な水量を得られなかったため、サトウキビ作を諦めた。

一方で、第8表で乳牛と乳水牛の飼養頭数をみると、外来種の乳牛（ホルスタイン）が2頭増加して計4頭となっている。乳水牛のミルクはすべて自家消費用としている。

第7表 A氏の圃場における作型の変化

年度	エーカー	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
2006	0.5	サトウキビ								サトウキビ (株出し)				
	0.5	サトウキビ												
2022	0.5	飼料作物			飼料作物			野菜			飼料作物			
	0.5	野菜			飼料作物			飼料作物			野菜			

資料：現地調査より筆者作成。

第8表 A氏による乳牛と乳水牛の飼養頭数

年度	乳牛			乳水牛
	在来種	外来種	計	
2006	0	2	2	(2)
2022	0	4	4	(1)

資料：現地調査より筆者作成。

注：（ ）内はすべて自家消費。

②農業粗収益の変化

以上のように作型と乳牛・乳水牛の飼養頭数を変化させたことで、農業粗収益に変化がみられる。第9表で農業粗収益をみると、A氏は2006年当時、粗収益に占めるサトウキビの割合は44%と最も多く、次いでミルク40%、野菜16%と続いていた。サトウキビ作を中心としつつ、ミルクで所得を補う農業経営を行っていたことが分かる。

ところが、2022年には状況が大きく変化している。サトウキビ作はなく、粗収益ではミルクが83.6%で最大となり、次いで野菜の16.4%となった。総粗収益は46万ルピーに迫っている。デフレート後の実質値でみても、2006年と2022年を比較すると粗収益が3.4倍となっている。

また、サトウキビ作を行っていた農地で飼料作物作を行い、青草などの粗飼料やトウモロコシなどの濃厚飼料の一部を自給するという変化もみられる。その結果、ミルクの粗収益約38万ルピーから経営費（主に飼料費であり、家族労働費や建物費は含まない）約14万ルピーを引いた所得は約24万ルピー（約44万円）となっている（以上、すべて名目値）。

第9表 A氏の農業粗収益の変化

単位：ルピー，%

年度	粗収益（名目） ・ 割合	農業				計	
		耕種			畜産	名目	実質
		サトウキビ	飼料作物	野菜			
2006	粗収益（名目）	27,500		10,000	25,000	62,500	87,635
	割合	44.0	（生産なし）	16.0	40.0	100.0	－
2022	粗収益（名目）	（生産なし）	（自家消費）	75,000	383,250	458,250	300,492
	割合			16.4	83.6	100.0	－

資料：現地調査より筆者作成。

注：実質値は WPI（2011/12=100）でデフレートした値。

2) B氏の取組み

①作型と畜産の変化

まずは第10表で作型の変化をみていこう。2006年当時、B氏は井戸1基と管井戸1基を利用し、0.2エーカーの農地でサトウキビ作、0.5エーカーの農地で野菜作を行っていた（0.3エーカーは水不足のため休閑）。基本的には1900年頃に設置した井戸を利用していたが、水量不足から2001年に管井戸を設置してのサトウキビ作であった。特に夏場に水が不足する際、管井戸を補助的に利用していた。

その後、それらの井戸と管井戸の水位低下のため水量が不十分になったことから、2011年に自己資金で1基の管井戸を新たに設置した。しかし、それでもサトウキビ作を行うには十分な水量が確保できなかったため、その後サトウキビ作を諦めている。

一方で、第11表で乳牛と乳水牛の飼養頭数をみると、外来種の乳牛（ホルスタイン）が1頭増加して計2頭となっている。乳水牛もゼロから2頭に増頭している。ホルスタインのミルクはすべて酪農協に販売し、乳水牛のミルクは半分を自家消費し、残りは近隣の人々に売っている。

第10表 B氏の圃場における作型の変化

年度	エーカー	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
2006	0.5	←野菜→											
	0.2	←サトウキビ→											
	0.3												
2022	0.5	←野菜（途中休閑あり）→											
	0.5	←飼料作物→											

資料：現地調査より筆者作成。

第11表 B氏による乳牛と乳水牛の飼養頭数

年度	乳牛			乳水牛
	在来種	外来種	計	
2006	0	1	1	0
2022	0	2	2	2

資料：現地調査より筆者作成。

②農業粗収益の変化

以上のように作型と乳牛・乳水牛の飼養頭数を変化させたことで、農業粗収益に変化がみられる。第12表で農業粗収益をみると、B氏は2006年当時、粗収益に占めるサトウキビの割合は62.1%と最も多く、次いでミルク34.5%、野菜3.4%と続いていた。サトウキビ作を中心としつつ、ミルクで所得を補う農業経営を行っていたことが分かる。

ところが、2022年には状況が大きく変化した。サトウキビ作はなくなり、粗収益ではミルクが58.3%で最大となり、次いで野菜の41.7%となった。総粗収益は36万ルピーとなっている。デフレート後の実質値でみても、2006年と2022年を比較すると粗収益が5.8倍となっているのである。

また、サトウキビ作を行っていた農地で飼料作物作を行い、飼料の一部を自給するといった変化もみられる。その結果、ミルクの粗収益約21万ルピーから経営費約10万ルピーを引いた所得は約11万ルピー（約20万円）となっている（以上、すべて名目値）。

第12表 B氏の農業粗収益の変化

単位：ルピー，%

年度	粗収益（名目） ・ 割合	農業				計	
		耕種			畜産		
		サトウキビ	飼料作物	野菜	ミルク	名目	実質
2006	粗収益（名目）	18,000	(生産なし)	1,000	10,000	29,000	40,663
	割合	62.1		3.4	34.5	100.0	－
2022	粗収益（名目）	(生産なし)	(自家消費)	150,000	210,000	360,000	236,066
	割合			41.7	58.3	100.0	－

資料：現地調査より筆者作成。

注. 実質値はWPI（2011/12=100）でデフレートした値。

3) C氏の取組み

①作型と畜産の変化

まずは第13表で作型の変化をみていこう。2006年当時、C氏は井戸1基と管井戸1基を利用し、1エーカーでサトウキビ作、0.5エーカーで飼料作物作を行っていた。しかし、水不足のため、飼料作物作は年間1度のみであり、残った1エーカーは年間を通して休閑であった。

その後、干ばつや地下水位の低下により井戸・管井戸では十分な水量が確保できなくなり、2010年にサトウキビ作を諦めている。2014年には490フィートの深さの管井戸を設置したものの、やはりサトウキビ作には十分な水量ではなく、諦めざるを得なかった。

一方で、第14表で乳牛と乳水牛の飼養頭数をみると、乳牛（ホルスタイン）の飼養頭数が3頭から5頭に増頭されている。ホルスタインは自己資金によりマーケットで購入したものである。2022年にはホルスタインのミルクはすべて民間企業に売っている。水牛も飼養しているがミルクは販売せず、すべて自家消費している。

第13表 C氏の圃場における作型の変化

年度	エーカー	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
2006	1.0	サトウキビ											
	1.0												
	0.5	飼料作物											
2022	1.0	飼料作物					飼料作物				飼料作物		
	1.0	飼料作物					飼料作物				飼料作物		
	0.5	飼料作物					飼料作物				飼料作物		

資料：現地調査より筆者作成。

第14表 C氏による乳牛と乳水牛の飼養頭数

年度	乳牛			乳水牛
	在来種	外来種	計	
2006	0	3	3	(1)
2022	0	5	5	(2)

資料：現地調査より筆者作成。

注. () 内はすべて自家消費。

②農業粗収益の変化

以上のように作型と乳牛の飼養頭数を変化させたことで、農業経営に変化がみられる。第15表で農業粗収益をみると、2006年当時、粗収益に占めるサトウキビの割合は56.3%と最も多く、次いでミルク43.7%であった。サトウキビ作を中心としつつ、ミルクで所得を補う農業経営を行っていたことが分かる。

ところが、2022年には状況が大きく変化している。サトウキビの粗収益はなくなり、農業粗収益はミルクのみとなった。ミルクによる粗収益は68万2,550ルピーとなっている。デフレート後の実質値でみても、2006年と2022年を比較すると粗収益が7.7倍となっているのである。

また、サトウキビ作を行っていた圃場も利用して、飼料作物作を増加させている。その結果、ミルクの粗収益約68万ルピーから経営費約31万ルピーを引いた所得は約37万ルピー（約68万円）となっている（以上、すべて名目値）。

第15表 C氏の農業粗収益の変化

単位：ルピー，%

年度	粗収益（名目） ・ 割合	農業			計	
		耕種		畜産		
	サトウキビ	飼料作物	ミルク	名目	実質	
2006	粗収益（名目）	23,210	（自家消費）	18,000	41,210	57,783
	割合	56.3		43.7	100.0	－
2022	粗収益（名目）	（生産なし）	（自家消費）	682,550	682,550	447,574
	割合			100.0	100.0	－

資料：現地調査より筆者作成。

注：実質値はWPI（2011/12=100）でデフレートした値。

（４）考察

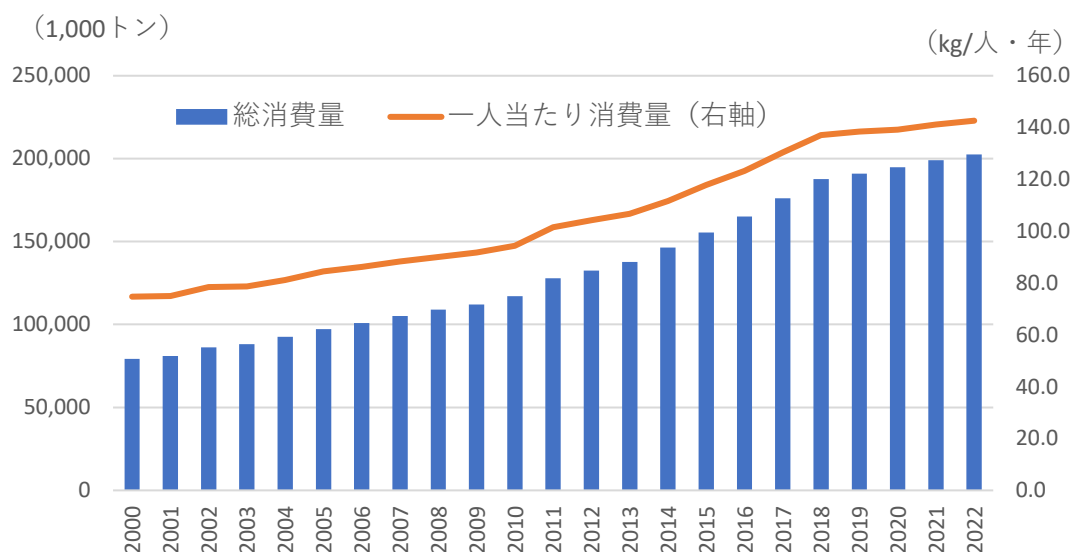
以上のように、水不足によりサトウキビ作を諦めた3戸の農家は、いずれもホルスタインを増頭し、ミルクによる粗収益を増加させることで農業経営の改善を実現していた。もともとサトウキビは高収益消費作物としてこの地域を支えてきた基幹的な作物であったが、ミルクがそれに代わって大きな役割を担うようになったということである。

インドは経済成長に伴う国民所得の増大により、ミルク需要がますます高まっている。第1図でみても、年間一人当たり消費量が140kgを超えてもなお、右肩上がりの傾向を示している。今後の中間層の増大等によりさらなる需要拡大が見込まれるだけに、水不足でサトウキビ作を諦めざるを得ない農民にとって、このような方策はひとつの重要な足掛かりになると考えるのである。

また、もうひとつ重要なのは、飼料作物（特にトウモロコシ）の作付面積の増大である。新たな管井戸の設置によりサトウキビ作の継続を目指したものの、水量が不十分であった。いずれの農家も、このようにサトウキビ作を諦めた農地を利用し、飼料作物作の大幅な拡大を実現していた。もともとこの地域では、乳牛に給餌するのは粗飼料（栄養価の低いサトウキビの葉）などであった。しかし、水不足によりサトウキビ作を行えないが、飼料作物作なら行えるという状況下、飼料作物作を行うことにより青草などの新鮮な粗飼料に加え、より栄養価の高い濃厚飼料をホルスタインに給餌することが可能となった。それによりホルスタインは乳量や乳脂肪分を上げることから、飼料作物作によりトウモロコシ等を自家消費することで、農家経営が大きく改善したものと考えられるのである。また、コス

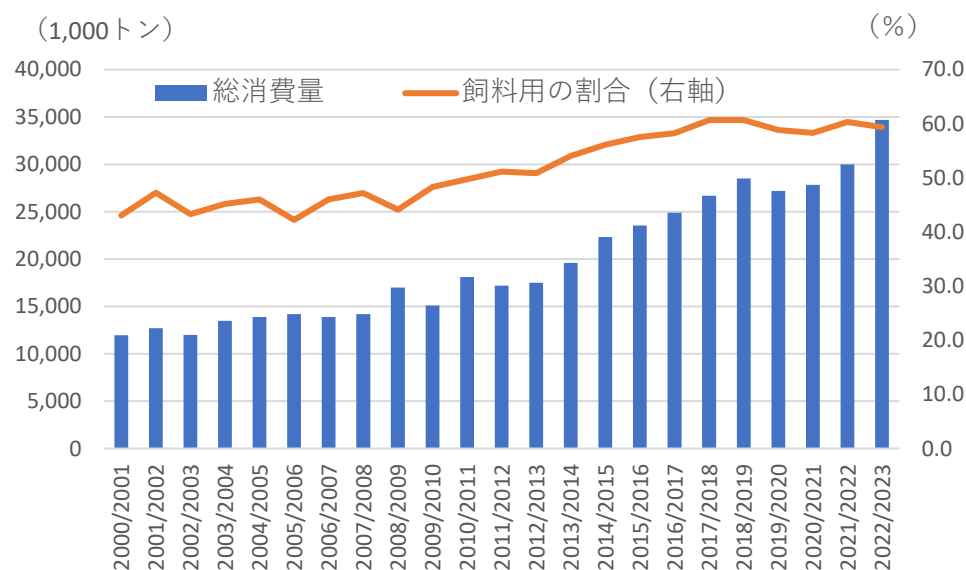
トの面でも、自らの農地で飼料作物作を行うメリットが大きいものと考えられる。

インドではこれまで家畜の餌は粗飼料中心であったが、ホルスタイン等の外来種の導入をきっかけにして、トウモロコシ等の飼料作物の需要が大幅に増加している。第2図でトウモロコシの消費量をみると、消費量は概ね右肩上がりであることに加え、そのうち飼料用消費量が約60%まで上昇するなど、ますます飼料用トウモロコシへの需要が拡大しており、今後も需要拡大が見込まれる。このような状況下、サトウキビ作を諦めざるを得なかった農民がトウモロコシ等の飼料作物で代替するという考え方は必然的であったとも言えるだろう。



第1図 インドのミルク消費量の推移

資料：消費量は USDA, PSD ONLINE, 人口は The World Bank より。



第2図 インドのトウモロコシ消費量の推移

資料：消費量は USDA, PSD ONLINE, 人口は The World Bank より。

4. まとめ

インドでは水不足による農業経営の危機が訪れている。筆者がフィールドとしているマハーラーシュトラ州ソラプール県の農村部も干ばつ常襲地帯であったものの、2000年代は管井戸を中心とした灌漑の設置により、水を多く必要とするサトウキビ作中心の農業経営が一般的であった。ところがその後、干ばつに加えて地下水位の低下により、水を多く必要とするサトウキビ作を諦めなければならなくなった。サトウキビは高収益商品作物であるだけに、農家にとっては大きな打撃であった。

そのような局面を打破する一因になったのが、外来乳牛（特にホルスタイン）の増頭によるミルク販売である。国民所得の増大によりミルクへの需要がますます拡大しているだけに、効果的な代替策であったと言えるだろう。

また、新たに管井戸を設置してもサトウキビ作を継続することは難しかったものの、トウモロコシ等の飼料作物作であればある程度の収量が期待できる。サトウキビ作を諦めた農地でそれを行うことで、青草等の新鮮な粗飼料と栄養価の高い濃厚飼料（トウモロコシ等）をホルスタインに給餌できるようになったため、乳量や乳脂肪分の改善がみられ、ミルクによる粗収益も飛躍的に伸びていると考えられるのである。

ミルク及びトウモロコシ等の飼料作物の需要は拡大の一途をたどっている。今後、中間層の増加に伴いさらにこの傾向が強まるものとも予想できる。このような背景のもと、サトウキビ作農民による畜産へのシフトと自家消費用の飼料作物作の拡大は、水不足によりサトウキビ作を諦めなければならなくなった農民にとって、大きな改善策となるであろう。また、サトウキビ作に限らず、インド全土で管井戸水の過剰な引揚げが原因で地下水位の低下や塩害が起こっている。このような危機に瀕する農民たちにとっても、ひとつの改善策として有効な方策であると考えられるのである。

[引用文献]

- [1] Govind Katalakute, Vasant Wagh, Dipak Panaskar, Shrikant Mukate (2016), Impact of Drought on Environmental, Agricultural and Socio-economic Status in Maharashtra State, India, Natural Resources and Conservation 4(3).
- [2] Kharat Rahul Sadashiv (2015) Farmers Suicide in India- Causes and Remedies: 2006-2010, Journal of Economics and Sustainable Development.
- [3] USDA (2023) Grain and Feed Annual-2023, Gain Report.
- [4] USDA (2023) Dairy and Products Annual-2023, Gain Report.
- [5] USDA (2023) Livestock and Products Annual-2023, Gain Report.
- [6] Vikas V. Ade (2020) Farmers' Suicide In Marathwada Region Of Maharashtra State: A Geo-Political View, Our Heritage.

第4章 西アフリカ

—市場志向型の国産米生産と課題—

丸山 優樹

1. はじめに

アフリカ地域におけるコメの消費量が急増している状況については、数多くの先行研究でも報告されている（丸山，2022; 2023）。その結果，西部や東部アフリカでは，主食におけるコメの相対的な重要度が高まっている。一方で，コメの輸入依存が顕著であり，食料安全保障の観点から自給率の向上が同地域一帯での喫緊の課題となっている（Sers and Mughal, 2022）。同課題の解消に向け，2008年の第4回アフリカ開発会議（Tokyo International Conference on African Development：TICAD IV）において JICA とアフリカ緑の革命のための同盟（Alliance for a Green Revolution in Africa: AGRA）が共同で立ち上げた日本主導の国際イニシアティブであるアフリカ稲作振興のための共同体（Coalition for Africa Rice Development：以下「CARD」）を発足させ，10年間でコメの生産量を倍増（1,400万トンから2,800万トン）させた。さらに，2019年に開催された第7回アフリカ開発会議（Tokyo International Conference on African Development：以下「TICAD VII」）において「アフリカ稲作振興のための共同体フェーズ2：以下「CARD フェーズ2」）が発足し，2030年までに生産量を5,600万トンへとさらに倍増させることを目標に掲げた（JICA, 2021）。特に CARD フェーズ2では，Demont and Ndour（2015）が指摘する現地生産されたコメが現地の需要と一致していない問題に注目し，輸入米に対抗できる国産米の品質向上といった目標が明示されている。したがって，これまでの国産米の「生産量」を増大させる視点から生産されたコメが国内で適切に消費されることを目的とした「自給率」という視点にシフトしたことが分かる。こうした適切な国産米消費においては，現地消費者が強く好む，小石やもみ殻といった夾雑物を取り除かれ，米粒の大きさや精米度合いが均一な国産米を生産し，市場競争力を高めることが必要不可欠である（丸山ら，2019）。そのため，ポストハーベストに関わる精米やパッケージング，輸送といった技術を強化し，国産米のバリューチェーンを整備していくことが求められる（Demont and Ndour, 2015）。

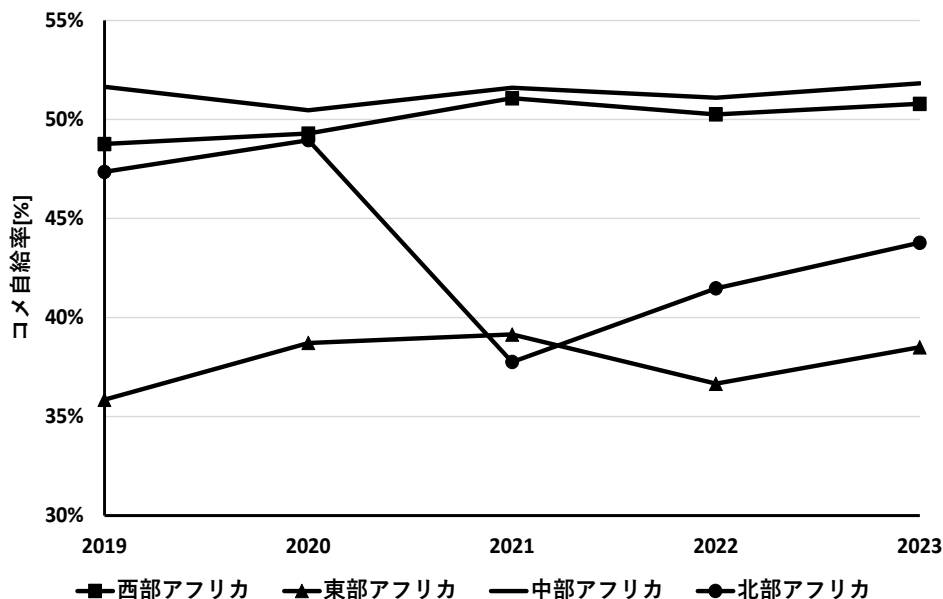
他方，世界に目を向けると環境に配慮した持続可能な農業生産が世界的な潮流となっており，今後も人口増加が見込まれ農業生産のより活発に求められるアフリカ地域においても，中長期的な視点においては，同様の生産技術の導入を拒むことはできない（北中，2023）。また，伊藤（2022）で指摘されているとおり，アフリカ地域では都市部における栄養過多が肥満や糖尿病リスクを高めている。本健康問題は，近年急速に拡大するコメ食文化も少なからず影響している可能性があり，健康問題にも配慮したコメ食の普及が今後求められる。

これらを踏まえて本稿では，コメの消費量が他地域に比べて多い西部アフリカに焦点を

当て、短期的な視点として、近年の市場志向型のコメ生産に向けた取組の状況について先行研究や現地調査を踏まえて報告するとともに、中長期的な視点から持続的なコメ生産を実現する上で求められる環境配慮型の生産技術や消費者の健康に配慮したコメ食文化の普及についても考察を加える。本稿の流れは以下になる。第2節では、アフリカ地域全体におけるコメの生産・消費動向を統計データに基づき俯瞰するとともに、COVID-19のパンデミックやロシア・ウクライナ危機の影響についても整理する。第3節では、市場志向型のコメ生産に向けた西部アフリカ地域での取組について、先行研究と現地調査の結果を踏まえて精査する。第4節では、西部アフリカ地域において今後も安定的なコメ需給を実現する上で、求められる環境配慮型のコメ生産と消費者の健康に配慮したコメ食文化について考察を加える。最後に第5節で本稿をまとめる。

2. アフリカ地域におけるコメの生産・消費動向

まず、アフリカ地域におけるコメの需給状況を把握するために地域別での自給率について第1図に示した。同図は、COVID-19 パンデミック以前である2019年からロシア・ウクライナ危機が含まれる2023年までの年推移を示したものであり、USDA（米国農務省）PSD online のデータに基づいている。また、その詳細を把握する上で地域別でのコメ生産量（第2図左）と消費量（第2図右）の年推移も示した。その結果、北部アフリカでは、COVID-19のパンデミック下にあたる2021年に自給率が低下している。同地域のコメ生産ならびに消費はエジプトが大部分を占めており、同国での投入物（肥料や種子等）流通の滞りや部分的な都市封鎖の影響で労働力の確保が困難であったこと等が影響し、生産量が減少したことが考えられる。他方、北部アフリカを除く3地域では、全体的に自給率は上昇傾向にあり、それを反映するように生産量も上昇傾向にある。しかしながら、生産量の上昇は鈍化していることも指摘されており、肥料投入と灌漑導入に後押しされた土地生産性の向上が限界に達しつつある（Arouna et al., 2021）。本傾向は、CARDに基づく1ヘクタールあたりの農業投資に伴う単収の成長率にも顕著に表れており、2008年から2012年にかけては3.28%の成長が見られた一方で、2012年から2018年にかけては0.91%の成長にとどまっている（Arouna et al., 2021）。また、それに拍車をかけるように2022年ならびに2023年には、ロシア・ウクライナ危機の影響により、輸入に大きく依存する肥料や燃料価格の高騰によって、コメ生産に必要とされる施肥量の確保や農業機械の導入が困難となり、生産量を増大させる上での障壁となってしまったこともうかがえる（Nhlengethwa et al., 2023; Mhlanga and Ndhlovu, 2023）⁽¹⁾。中長期的な視点で見た場合でも、西部と南部アフリカが含まれるサブサハラ地域⁽²⁾では、コメの消費量は2030年まで年率3-4%で成長を続けることが予想されている（Bin and Zhang, 2022）。そのため、鈍化している現状の生産量の成長率では、同地域一体のコメ消費を賄うことは難しく、輸入に依存した状態がより深刻になると指摘されている（Bin and Zhang, 2022）。

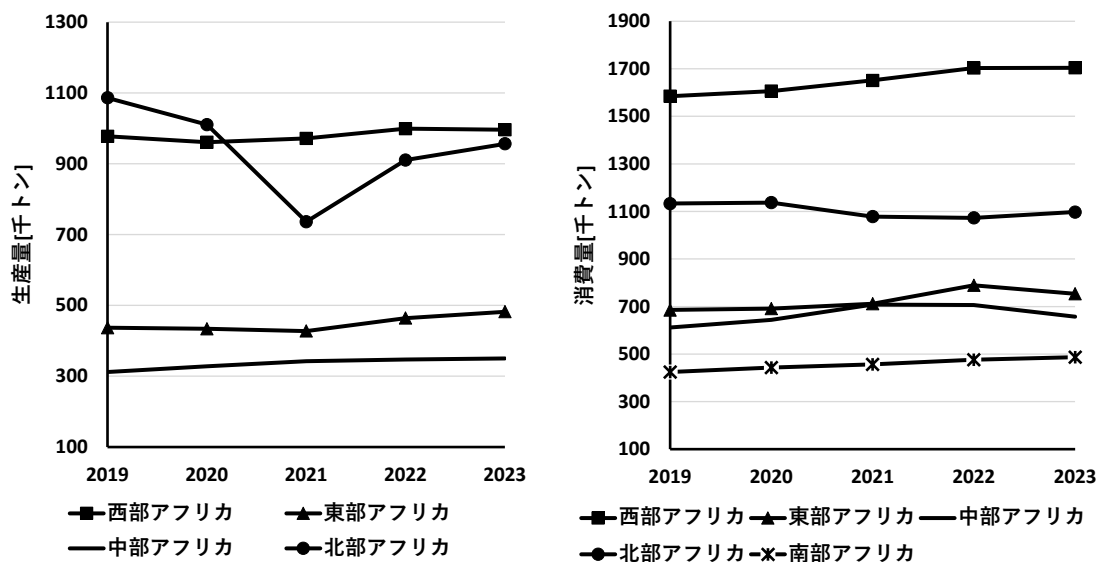


第1図 アフリカの地域別でのコメ自給率の年推移

資料：USDA, PSD online より筆者作成。

注(1) 自給率は、USDA PSD onlineのデータ内の「Production」を「Domestic consumption」で除することによって算出している。なお、「Domestic consumption」は、コメの国内消費仕向量に相当するものであり、国内生産量(Production)に輸入量を加算し、輸出量と在庫増加量を減算(在庫減少量の場合は加算)して算出される。

(2) 南部アフリカでは、生産量がゼロであったため本図から除外している。



第2図 アフリカの地域別でのコメの生産量(左図)と消費量(右図)の年推移

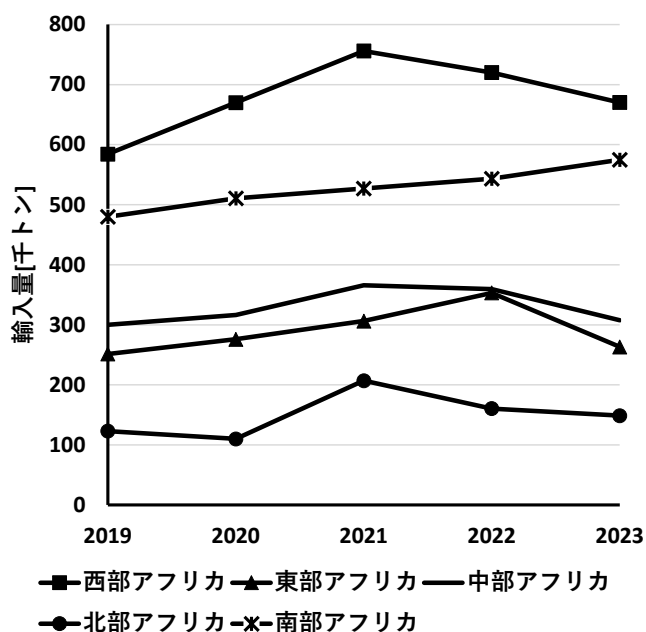
資料：USDA, PSD online より筆者作成。

注. 南部アフリカでは、生産量がゼロであったため生産量の年推移を示す左図からは除外している。

次に、輸入量の視点から見た場合、第3図に示すとおり西部アフリカでは2021年まで、東部アフリカでは2022年まで増加傾向にある。しかしながら両地域の自給率（第1図）では、輸入増に伴う自給率の低下は見られない。そのため、これらの輸入米は備蓄に回された可能性が高く、COVID-19 パンデミックによって高まった国産米の供給リスクを緩和する目的であったと推察される。他方、両地域では2022-2023年にかけて、ロシア・ウクライナ危機に伴う供給リスクが依然として高い状況にあるが、輸入量が減少している。また消費量（第2図右）においては、2022-2023年にかけて、増加傾向が見られなくなっている。本要因には、コメの国際市場価格の高騰が影響しており、第4図に示したコメ価格の年推移（2014年1月から2023年11月）からも分かるとおり、COVID-19 パンデミックの収束後に一度低下した価格は、ロシア・ウクライナ危機を起点に再度上昇している。また、同価格上昇は、インドによるコメの禁輸措置も大きく影響している。同国は、国内におけるコメ供給の安定性を高め、価格高騰リスクを抑制することを目的に、2022年9月からパルボイルドライス以外の非バスマティ米⁽³⁾に対して20%の輸入関税を導入するとともに破碎米の輸出を禁止した。さらに、2023年7月には非バスマティ米の輸出禁止に踏み切った（熊谷，2023）。そのため、インドからの輸入に依存する西部と東部アフリカでは、輸入米の買い入れが困難となり、国内におけるコメ価格が上昇したことで、消費者の買い控えも進展し、消費量が停滞したと考えられる。同状況は、貧困や飢餓等の問題を深刻化させており、対策として、主食作物の輸出禁止措置をブルキナファソ（ミレット、ソルガム、メイズ）、ウガンダ（大豆、コメ）、カメルーン（穀物、植物油）、モロッコ（トマト、じゃがいも）、チュニジア（果物、野菜）、アルジェリア（小麦等）等が実施したほか、消費者への補助金支給（タンザニア、ナミビア、マラウィ、モザンビーク等）や減税、低金利での融資といった措置が取られている（Laborde et al., 2023）。他方、生産面においても国産米の生産量を確保するために肥料購入に対して補助金を支給する措置が取られている（Nhlengethwa et al., 2023）。また、ロシア・ウクライナ危機の長期化を念頭に、アフリカにおける地域間での食料需給体制の強化に向けた新たな貿易構造の構築や肥料生産環境の整備の必要性も指摘されている（Laborde et al., 2023; Mhlanga and Ndhlovu, 2023）。

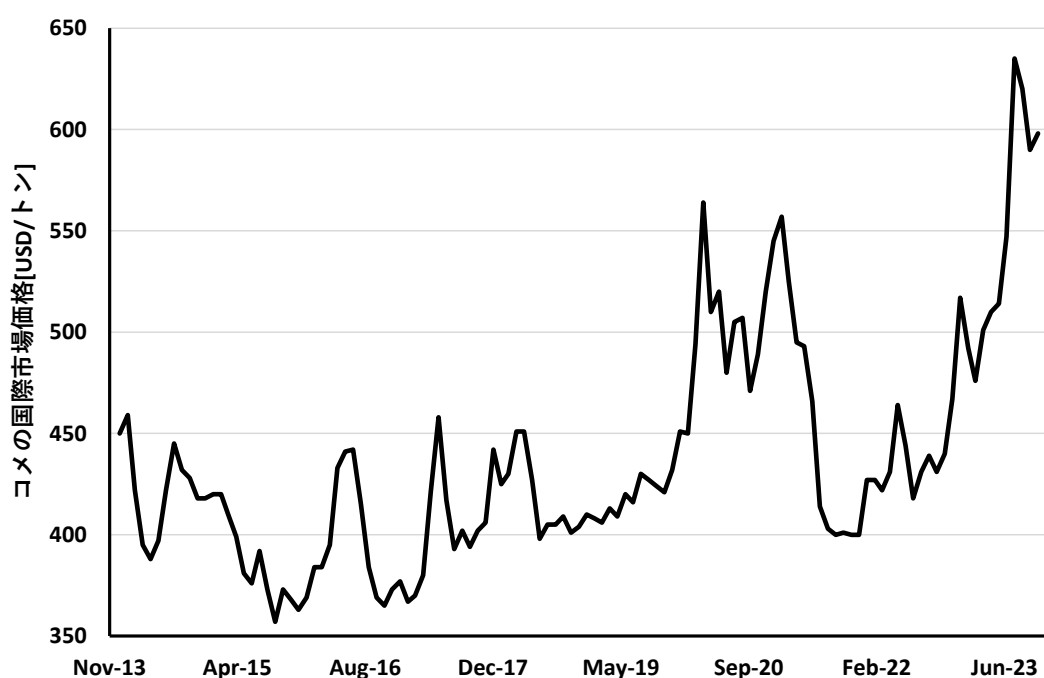
最後に、コメに対する食料安全保障の観点からCOVID-19やロシア・ウクライナ危機のような外的ショックに脆弱な国を把握するため、2023年におけるアフリカ各国の輸入依存度と輸入量の関係性を第5図に示した。本図において、右上に位置する国は、コメの輸入量が多いことに加え、国内での生産量も少なく輸入に大きく依存している特徴を有するため、国際市況に左右されやすくコメの供給リスクが高い国と考えられる。セネガルとコートジボワールが該当し、Kathiresan et al. (2020) がCOVID-19 パンデミック下で実施した同様の分析とも類似した結果となっている。特にセネガルにおいては、COVID-19 パンデミック下でのコメの価格上昇が顕著であり、1週間における食事回数を4-7回程度減らした世帯が数多く存在したことが報告されている（Burrone et al., 2023）。コメの国際市場価格がさらに上昇している現状においては、コメの摂食状況がより深刻化していることが考えられる。同国政府は、対策として「社会経済的強靱プログラム（Programme de résilience

économique et sociale)」を立ち上げ、①健康セクターの強化、②生活困窮者への食料支援や水道料金、電気料金の免除、③税制介入を通じたマクロ経済および金融の安定支援、④補助金支給を通じた民間セクター支援、⑤医薬品、製薬、主要食料品等の国内供給の確保といった5項目を重点的に実施している (Burrone et al., 2023)。また、これまで輸入量が少なかったナイジェリアも近年輸入量を増加させており、今後も輸入が継続される場合には、供給リスクが高まっていくことが考えられる。以上のように、輸入に大きく依存し、食料安全保障上の課題を抱える国々は西部アフリカに多く、自給率を向上させるための議論を進展させていく必要がある。



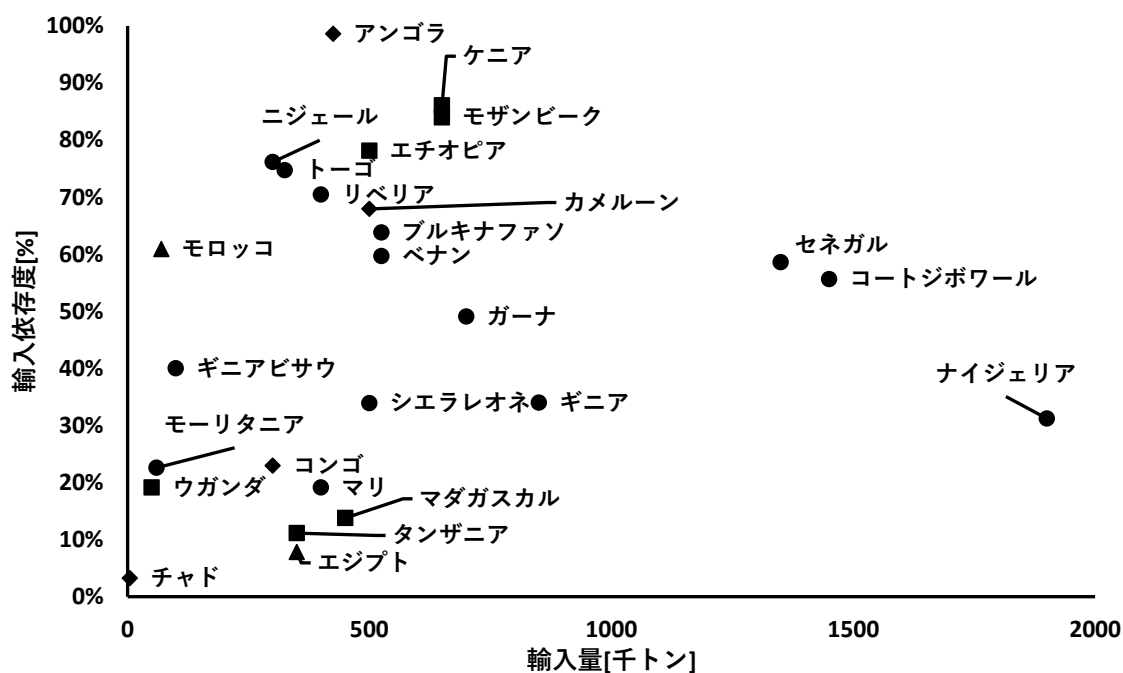
第3図 アフリカの地域別でのコメ輸入量の年推移

資料：USDA, PSD online より筆者作成。



第4図 コメの国際市場価格の推移

資料：Index mundi の統計データより筆者作成。



第5図 輸入依存度と輸入量の関係性（各国比較）

資料：Kathiresan et al. (2020) の分析を参照し、2023 年の USDA, PSD online を用いて筆者作成。

注（1） 散布図において、◆は中部アフリカ、■は東部アフリカ、●は西部アフリカ、▲は北部アフリカの国を表す。

（2） 輸入依存度は、100%から各国のコメ自給率を差し引いた値である。

3. 西部アフリカにおけるコメの自給率向上に向けた取組

本節では、第2節で把握されたとおり、コメの輸入への依存度の高く、国際市況の変化に脆弱な状況にあるセネガル、コートジボワール等を含む西部アフリカに着目する。そして、食料安全保障の強化の観点からコメの自給率向上を阻害する要因を近年の既往研究から明らかにし、その対策に関しても考察を加える。

(1) コメの自給率向上を阻害する要因

西部アフリカでは、これまでも CARD 等のコメの増産に係る支援が数多く行われてきた。その結果、国産米の生産量は増加傾向にあった (Arouna et al., 2021)。その一方で、必ずしも多くの国でコメの自給率は向上してこなかった。それは、これまでの農業政策や国際支援の多くが、各国の消費者ニーズに合う特徴 (品質) を持ったコメの国内供給を意図してこなかったことに起因しており、現地消費者における輸入米から国産米への消費の代替が進展してこなかったためであると考えられる。Demont and Ndour (2015) は、国産米の市場競争力強化に向けて、消費者選好 (ニーズ) 評価の重要性を指摘した。さらに、Britwum and Demont (2021) では、消費者の選好は民族の食文化や植民地時代に形成された文化に起因しており、地域によって多様性に富んでいることを指摘している。実際に東部アフリカに位置するケニアやウガンダでは、コメに含まれる成分であるアミロースが少ない粘り気の強いコメが好まれることや米粒の形状が選好に大きく影響するといった研究が挙げられる (Peterson-Wilhelm et al., 2023; Twine et al., 2023)。その一方で、西部アフリカに位置するベナン (Naseem et al., 2013) やモーリタニア (丸山ら, 2019)、セネガル (Rutsaert et al., 2009) においては、小石やもみ殻等の夾雑物が混在しない清潔なコメや、精米度合いや米粒の粒径が均一であるコメが強く好まれているといったように、地域によって消費者選好は異なる傾向がある。特に西部アフリカでは、収穫後の乾燥、精米、輸送といったポストハーベスト技術が影響する要因によって消費者選好が形成されている。そのため、輸入米に対抗できる国産米を市場に流通させる上で、ポストハーベストが内包されるバリューチェーンの整備に重点を置く必要がある (del Villar and Laçon, 2015)。現状においては、小規模農家が収穫した^{もみこめ}を小規模精米業者に売り渡し、その精米業者は、複数農家から買入れた粳米を脱穀、精米し、販売している。そのため、農家によって生産する品種や品質にばらつきがあり、それらが混ざった形で1つの袋に詰め込まれている (Soullier et al., 2020)。Peterson-Wilhelm et al. (2023) はガーナにおいても大きな袋に品種や粒径の異なるコメを大量に詰め込まれていることを指摘している。その結果、消費者は第6図のとおり、口の開いた大袋に入っているコメを比較し、希望のコメを量り売りで購入する方法が通例である。その際、袋の奥に詰め込まれているコメの状態を把握することは非常に困難であり、実際に購入したコメに破碎米や夾雑物が混入する場合も多く、国産米に対する信用は低いことが挙げられる。



第6図 西部アフリカでの国産米の販売風景

資料：2019年9月にモーリタニアにて筆者撮影。

（2）消費者に好まれる国産米のバリューチェーン整備

今後、国産米に対する信用度を高めていく上で、品種や品質の同質性を担保可能な小ロットでのパッケージング（Adam et al., 2023）や、その状況が消費者に把握されやすいようなラベリング（Coffie et al., 2023）を導入し、ブランド化をはかることが求められている。その方策として、民間主導の精米業者を導入し、その精米業者自らが個々の農家と契約を結ぶことによりコメの質と量の両面から安定性をはかることが可能となる（Arouna et al., 2021）。また、農家側としては、精米業者との契約に基づき、種子や肥料、農薬といった生産に係る投入物の提供を受けることが可能となり、外的ショックに伴う肥料価格の高騰による生産減等のリスクに頑強な生産環境を構築できる（Ton et al., 2018）。

第1表では、Soullier et al. (2020) の調査に加え、筆者が行ったモーリタニアでの調査内容を追加することで2019年時点での西部アフリカ各国で高品質の国産米を生産する上での精米業者と農家の連携状態について整理した。その結果、大きく3つに区分することが可能であり、グループ1にはナイジェリアとセネガルが含まれ、大規模な精米機を導入した業者が複数展開しており、品種の統一、夾雑物の除去、破碎度合いによる分別（粒径の統一）等の6項目以上の選別機能を有している。両国の精米業者は、各々が契約農家から出荷されたコメを先述の選別機能に基づいて品質管理を徹底し、独自のパッケージングとラベリングによってブランド化をはかっている。しかしながら、契約農家数のシェアを見ると依然として非常に低く、伝統的な小規模精米業者（1時間に1-2トンの精米効率）に出荷している農家も数多く存在する。その結果、他国に比べてバリューチェーンの整備が進んでいるものの、輸入米も依然として市場競争力を有しており、自給率が改善されない状

況が続いている。

グループ2では、大規模精米業者と中規模精米業者が散見される国々である。中規模精米業者は大規模精米業者に比べると精米効率が低く、選別機能も4項目程度に限定されるために、品質面でも劣る。また、契約農家から出荷された粳米を精米し、パッケージングとラベリングを施したブランド米の生産に至る農家と精米業者の垂直的連携がはかられている事例は、ガーナ、マリ、シエラレオネの3か国に限られる。その他の国では、精米業者が粳米を安定的に調達するために契約農家を保有する状況にのみある。モーリタニアについては、筆者が2019年に実施した現地調査から、17社の中規模精米業者の存在が明らかとなった。同社は、契約農家から粳米を買い取る際に、3段階の価格を設けている。白米（精米後）の重量を精米前の粳付き米の重量で除することで算出される歩留まり率が60%以上、55～59%、59%未満でそれぞれ1キロあたり0.29 USD、0.28 USD、0.27 USDと設定されている。精米時には、夾雑物が除去され、粒径（破碎状態）に応じてふるい分けられている。なお、精米業者によってパッケージングやラベリングといった作業が行われず、精米後は全てモーリタニア輸出入公社（SONIMEX）が買い取り、国営市場において販売される形式となっている。それ以外にもベナンやトーゴにおいては、複数農家が集まって農家団体を形成し、そこで管理する小規模精米機で精米を実施し、独自のパッケージングとラベリングによって高付加価値化をはかっている。しかしながら、ブランド化に至るまでの契約農家との垂直的連携が見られる国は少ない上に、その規模も小さく、高品質の国産米を認知している消費者は限定的である。

グループ3については、中規模以上の精米業者が進出しておらず、精米業者と農家間の垂直的連携も見られない。そのため、依然として小規模精米業者を通した国産米が市場に流通している。第5図に含まれるギニアビサウは、コメの輸入量と輸入依存度のどちらも低水準であり、現状において国産米の市場占有率が高いことがうかがえる⁽⁴⁾。そのため、バリューチェーンを整備し、高品質な国産米を流通させるモチベーションが低い状況を反映したものであると考える。

他方、バリューチェーン整備を進め、高品質な国産米を市場に流通させるのみならず、宣伝活動にも注力し、消費者の認知度を高めることの必要性も指摘されている（Adam et al., 2023; Coffie et al., 2023）。筆者が2023年12月にセネガルで実施した消費者への聞き取り調査からも、幼少期に生活していた都市部では、国産米の流通量が非常に少なく、「国産米を目にしたことも、生産されていることも知らなかった」という意見が多く聞かれた。そのため、特に生産地から離れた都市部においては、消費者が情報収集に活用するソーシャルメディアであるテレビやラジオ、雑誌等による国産米の宣伝が消費を拡大する上で効果的である（Furner et al., 2013）。

第1表 西部アフリカ各国の精米業者の整備状況

国名	精米業者数(2019)	精米効率[トン/1時間]	投資元	垂直的連携		
				契約農家数	契約農家数のシェア[%]	総農地面積[ha]
グループ1：大規模なバリューチェーン整備						
ナイジェリア	24 大規模精所	177	外国投資，民間投資	3,000	0.61	20,400
セネガル	15 大規模精所	60	外国投資，民間投資	3,500	1.86	3,590
グループ2：中程度のバリューチェーン整備						
ガーナ	1 大規模精米業者	26	外国投資，民間投資	4,000	9.09	750
	3 中規模精米業者					
マリ	4 大規模精米業者	20	外国投資，民間投資	-	-	3,200
	2 大規模精米業者					
コートジボワール	1 中規模精米業者	15	民間投資，公的投資	10	0	-
	1 大規模精米業者					
ブルキナファソ	1 大規模精米業者	7	民間投資	140	0.08	-
	1 中規模精米業者					
リベリア	2 中規模精米業者	4	民間投資，公的投資	-	-	-
ニジェール	2 中規模精米業者	4	公的投資	-	-	-
シエラレオネ	1 中規模精米業者	2	民間投資	-	-	1,300
モーリタニア	17 中規模精米業者	-	民間投資，公的投資	-	-	-
ベナン	17 生産者団体主導の精米業者		民間投資	140	0.18 -	
トーゴ	15 生産者団体主導の精米業者		民間投資	100	0.24 -	
グループ3：バリューチェーンが未整備						
ギニア	-		-	-	-	-
ガンビア	-		-	-	-	-
ギニアビサウ	-		-	-	-	-

資料：筆者が Soullier et al. (2020) の調査結果にモーリタニアの状況を追記して作成。

注（1）精米業者の種別については、大規模精米業者は毎時 3-5 トンの粳米を精米可能な精米機を所有し、最低 6 項目の品質管理に係る機能を有する。中規模精米業者は毎時 2-3 トン粳米を精米可能な精米機を所有し、最低 4 項目の品質管理に係る機能を有する。生産者主導の精米業者は、伝統的な小型精米機を用いて生産者団体が精米を行った後、梱包やラベリングについても自ら行い商品を出荷している。

（2）精米効率は、全精米機の合計を示す。

（3）モーリタニアについては、垂直的連携は見られないが、契約農家から年間 2,000 トンの粳米を受け入れている。

4. 中長期的な視点でのコメ生産の課題

（1）環境配慮型のコメ生産

地球温暖化を中心とする環境問題は、先進国のみならず途上国を含めた全世界的に取り組むべき課題である。その中でも農林業の GHG 排出量は世界の排出全体の 23%を占めており、特にメタンを多く排出する水田における環境配慮型の生産システムの構築に注目が集まっている。コメ食文化が急速に進展している西部アフリカにおいては、今後も人口増加に伴ってコメの消費量の増加が予想でき、食料安全保障の観点から国産米の増産に注力する必要があり、環境に配慮しつつコメ生産を推進していくことが将来的には求められる（北中，2023）。

先駆的な取組として、国連環境計画（UNEP）と国際稲研究所（IRRI）、ドイツ国際協力公社（GIZ）が 2011 年に持続的なコメプラットフォーム（Sustainable Rice Platform）を設立し、世界のコメ関連産業における持続可能な供給体制の構築を目指している（SRP, 2020）。具体的には稲作農家に対して、①収益性、②労働生産性、③単収、④水利用効率、⑤施肥効率（窒素）、⑥施肥効率（リン）、⑦生物多様性、⑧GHG 排出量、⑨食品安全性、⑩労働者の健康・安全性、⑪児童労働、⑫女性の雇用生産性の 12 テーマに対して全 41 項目の審査を経て、「Basic（普通）」、「Intermediate（中間）」、「Advanced（先進的）」の 3 グループに区

分され、「Intermediate（中間）」以上と評価された農家は、持続可能なコメ生産が実施されていることを証明する認証ラベル（SRP ラベル）が付与される。現在、アジアとアフリカを中心に約 50 万戸が認証されている（SRP, 2020）。

しかしながら、西アフリカ地域では、食料の安定需給に向けた生産基盤の整備に係る事業が依然として進行中であり、生産者と消費者の両者において、環境保全意識は希薄である可能性が高い。生産面においては、持続可能なコメ生産を実現する上で、生物多様性の保全する観点から減農薬や化学肥料の使用量削減等に取り組む必要がある。その結果、除草作業時間の増加等、労働集約的な生産に移行しコメ価格が上昇する。その際、消費者側に持続可能なコメ生産に伴う価格上昇を受容する環境がアフリカに根付いているかは未知数である。そこで本稿では、持続可能な生産に取り組んだコメ商品が市場に流通した場合、現況において消費者がどの程度、購入意思を有するのかをセネガルを対象にベスト・ワースト・スケーリング（BWS）を用いて評価を試みた。

調査は 2022 年 12 月にセネガル北部の都市サン・ルイにて、食料品市場を訪れた消費者から調査協力者をランダムに選定し、アンケート調査を実施した。同調査は主たる調理者である女性に限定し、5 名の調査者がタブレットに格納されたウェブアンケートフォームに回答を入力する形で実施された。調査項目として、消費者のコメ購入時における環境意識等を含めた倫理的消費の存在について評価するため、Lusk and Briggeman（2009）が提案した「Food values」を参照した。本手法は、食料品購買時に消費者が着目する 11 項目（価格、食味、利便性、栄養、安全性、入手可能性、ナチュラル、伝統性、公平性、環境、原産地）を「Food values」として定義し、表明選好法の 1 つである BWS を適用して、消費者選好を評価したものである。BWS は、Finn and Louviere（1992）によって開発された手法であり、対象商品を購入する際に「最も重視する項目」と「最も重視しない項目」を 1 つずつ選択してもらう形式となっている。なお、コメを購入する際の「Food values」を聞き取る形で、各問 5 項目によって構成される設問に計 11 回、回答してもらう必要があり、5 項目の組み合わせが設問ごとに実験計画法に基づいて変化している。

回答結果に基づき、各項目が全回答者に「最も重視すること」と「最も重視しないこと」に選択された回数を集計し、第 2 表にまとめた。有効回答数は 133 件であり、「最も重視すること」に選択された回数が多い順に並べている。消費者はコメの価格と食味を購入時も重要視しており、環境配慮型のコメ生産に対する評価を示す環境影響については原産地と共に相対的に軽視される傾向にある。そのため、現状においては環境意識を持ったコメ消費は行われておらず、仮に SRP 認証を付与したコメを流通させても消費が増大する可能性は低い。

次に、現状において環境影響を重要視する消費者の特徴を把握するために、離散選択モデルを用いて分析を行った。本分析では、コメを購入する際に得られる消費者の効用が「Food Values」を構成する 11 項目によって表現されると仮定し、効用関数の推定を試みた⁵⁾。分析結果は第 3 表に示されたとおりである。係数推定値は相対評価となっており、「Food Values」のナチュラル、社会属性における中年（40-50 歳代）、中程度の食料支出（世帯にお

ける月間支出が 714USD から 100USD) を基準として比較を行っている。その結果、学校教育を受けていない人と低食料支出が有意に負値となった。したがって、学校教育を受けておらず、食料支出が比較的低い消費者が環境影響を軽視する傾向が示され、当該消費者は環境影響に対する知識が少なく、家計における経済的余裕がないために、環境に配慮したコメ消費を検討する余裕がない可能性が考えられる。そのため、今後学校教育を通して農業生産に伴う環境への影響等に関する基礎知識を提供し、中長期的に消費者の環境意識を醸成させていくことが求められる。

第2表 BWSによって得られた Food Values に関する分析結果

	重要視	軽視	差分	順位
価格	345	41	304	1
食味	323	44	279	2
利便性	266	39	227	3
栄養	200	61	139	4
安全性	178	57	121	5
入手可能性	17	134	-117	6
ナチュラル	41	159	-118	7
伝統性	39	163	-124	8
公平性	2	202	-200	9
環境	12	241	-229	10
原産地	8	290	-282	11

資料：アンケート調査結果に基づき筆者作成。

第3表 条件付きロジットモデルによる分析結果

項目	交差項(社会属性)	係数推定値	標準誤差
安全性		1.47	0.11 ***
栄養		1.53	0.11 ***
食味		2.22	0.11 ***
価格		2.28	0.11 ***
利便性		1.89	0.11 ***
原産地		-0.81	0.10 ***
伝統性		-0.05	0.11
ナチュラル		0.19	0.21
公平性		-0.89	0.20 ***
環境影響		0.08	0.21
	×若者(20-30歳代)	-0.13	0.18
	×高齢者(60歳以上)	0.03	0.33
	×学校教育を受けていない人	-0.84	0.20 ***
	×低食料支出(714USD/月未満)	-0.11	0.18
	×高食料支出(1,000USD/月以上)	-0.70	0.20 ***
	×子供なし	0.02	0.22

資料：アンケート調査結果に基づき筆者作成。

注. 「***」、「**」、「*」はそれぞれ有意水準 0.1%、1%、5%を示す。

(2) 消費者の健康に配慮したコメ食文化の普及

西部アフリカでは都市化の進展が顕著であり、それに伴う都市住民の生活様式の変化が生じている。特に、短い時間で調理や食事を済ませようとする時短意識が高まっており、調理や比較的容易であるコメ食やインスタント食品等の消費が急増している。これらの食生活の変化は、糖質を摂りすぎる栄養の偏った食習慣を定着させている可能性がある。実際に西アフリカ地域では、肥満率が1990年から2015年にかけて70%上昇し、糖尿病や心血管疾患のリスクが高まっていることや、それが特に都市部において顕著であることが指摘されている(Agyemang et al., 2016)。

米国国際開発援助庁 (USAID) の資金援助によって、アフリカ各国で実施されている人口保険調査 (Demographic and health survey: DHS) のデータに基づき、上記問題についてより詳細な分析を試みた。本稿では、約10年間での食習慣の変化を捉えるために、2021-2022年と2010-2014年の間に各1回調査が実施されている、ガーナ (Ghana Demographic and Health Survey, 2023; Ghana Demographic and Health Survey, 2015) , ブルキナファソ (Burkina Faso Enquête Démographique et de Santé, 2022; Burkina Faso Enquête Démographique et de Santé et à Indicateurs Multiples, 2011) , コートジボワール (Côte d'Ivoire Enquête Démographique et de Santé, 2022; Côte d'Ivoire Enquête Démographique et de Santé Indicateurs Multiples, 2013) のデータを用いた。まず、肥満度を把握する上で、BMI (ボディマス指数) ⁽⁶⁾ を各国都市部と地方部で比較を行った (第4表)。世界保健機構 (WHO) の定義では、BMIは17未満が痩せ体型であり、30以上が肥満体型と判定している。本調査は女性に限定し、15-49歳までを対象としている⁽⁷⁾。その結果、3か国共通で都市部の方が地方部に比べて肥満割合が高く、その傾向は年々、上昇傾向にあることが分かる。

第4表 BMI の各国比較

BMI	痩せ(17未満)	痩せ気味(17.0-18.4)	普通体重(18.5-24.9)	前肥満(25-29.9)	肥満(30以上)	サンプルサイズ
ガーナ						
都市部 2019年	0.8	2.7	36.8	30.9	28.8	3,342
都市部 2014年	1.1	4.1	45.8	28.2	20.7	2,340
地方部 2019年	1.2	4.9	57.1	24.3	12.5	2,362
地方部 2014年	1.8	5.6	63.3	20.7	8.7	1,929
ブルキナファソ						
都市部 2021年	1.0	3.0	54.3	26.2	15.6	3,961
都市部 2010年	2.1	5.7	67.5	16.1	8.6	4,174
地方部 2021年	3.8	8.6	70.3	14.1	3.1	4,038
地方部 2010年	5.1	13.6	75.3	5.0	0.9	5,362
コートジボワール						
都市部 2021年	1.3	3.0	47.4	27.9	20.4	2,865
都市部 2011-12年	1.2	6.6	57.9	24.1	10.2	2,089
地方部 2021年	2.0	6.6	65.2	19.0	7.2	2,178
地方部 2011-12年	1.9	5.8	75.9	13.7	2.8	1,998

資料：DHS データに基づき筆者作成。

注 (1) BMI の判定基準については、世界保健機構 (WHO) に準ずる。

(2) 都市部と地方の区分については、各国政府の基準に準ずる。

次に、ガーナの事例に基づき、2019年における消費者の食生活について、具体的な摂取品目の観点から分析を行った。第5表では、最低食事多様性が高いと甘味飲料の摂取あり、不健康食品の摂取ありの割合を示している。最低食事多様性は、前日に10グループに区分された食品群について、各食品群を摂取した場合には1点が加算され、1-10点の範囲で消費者の食品摂取の多様性が評価される。10グループは①穀物・でんぷん質の根菜やプランテン等、②豆類、③ナッツ類、④乳製品、⑤肉類、⑥卵、⑦緑黄色野菜、⑧ビタミンAが豊富な野菜や果物、⑨その他の野菜、⑩その他の果物によって構成されている。そして、5つ以上摂取した消費者を多様性が高いと定義している。次に、甘味飲料の摂取ありについては、前日にフルーツジュースやフルーツ風味の飲み物、ソーダ、スポーツドリンク、エナジードリンク、甘い紅茶、コーヒー、ハーブティー、その他の甘い飲料を飲んだ消費者が該当する。最後に、不健康食品の摂取ありについては、前日にチョコレート、アイスクリーム、ケーキ、クッキー、パッケージ入りの黄色いプランテンチップやポテトチップス、フライドポテト、フライドヤム等の甘い又は塩辛い食品を摂取した消費者が該当する。なお、調査対象者は15-49歳の女性である。

最低食事多様性については、多くの食品を摂取していると判断される5点以上の消費者は、地方部に比べて都市部に多く存在する。都市部では、摂取量に偏りは見られるものの、食料品店が数多く存在し、多種多様な食品を容易に入手できることが寄与していると考えられる。その一方で、甘味飲料や不健康食品の摂取があった消費者は、都市部に多く、糖類や塩分の過剰摂取が考えられる。以上を踏まえると都市部では、食料品調達の利便性が高く、数多くの食品を摂取していることは把握されたものの、その摂取量には偏りがあり、それに伴って、肥満を含めた生活習慣病リスクが高いことがうかがえる。本分析で明確な把握ができなかったものの、コメの摂取量の増加は、肥満や糖尿病に寄与している可能性が高い（Bin and Zhang, 2022）。そのため、今後のコメ食文化の進展において、「量」の部分の安定性をはかるのみならず、食後の血糖値の上昇を示す指標であるGI値（Glycemic Index）が低いコメ品種を開発する等、健康的な食生活といった「質」の面にも配慮した食料政策が必要となってくる。

第5表 食品摂取状況

(単位：%)

地域	最低食事多様性	甘味飲料の摂取	不健康食品の摂取	サンプルサイズ
都市部	52.4	44.7	33.0	8,557
地方部	46.7	27.0	20.7	6,457

資料：DHS データに基づき筆者作成。

注（1）都市部と地方の区分については、各国政府の基準に準ずる。

（2）最低食事多様性については、10個の食品群において、前日に5つ以上の食品群を摂取した消費者の割合を示している。

（3）調査対象者は、15-49歳の女性である。

5. おわりに

本稿では近年の西部アフリカにおけるコメ消費の実態を把握するために、コメの自給率ならびに、その構成要素となる国内生産量や輸入量、消費量について統計データに基づき年推移を整理した。その結果、国際的な農業支援もあり生産量の増加が自給率の向上に大きく寄与している一方で、近年の生産量の伸びは鈍化しており、今後も人口増加に伴って、拡大が予想される消費量を賄うのは困難な状況にある。他方、輸入量についても、増加傾向にあり、今後さらに自給率を高めるためには、国内で生産されたコメが適切に消費される環境を整える必要がある。これまでの先行研究において、国産米の消費量を増大させるためには、消費者の嗜好にあったコメを生産する必要性が指摘されている。丸山ら (2019) では、精米度合いや米粒の粒径の均一性、小石やもみ殻等の夾雑物が少ないコメが消費者に強く好まれていることが把握されており、同ニーズを踏まえるためには、ポストハーベスト技術（乾燥、精米、輸送等）を含めたバリューチェーンの整備が求められる (Soullier et al., 2020)。特に、粳米の集荷から精米に至るプロセスを担う精米所の改善が喫緊の課題であり、現状では伝統的な小規模精米所において、複数農家から出荷させた品種の異なるコメと一緒に精米され、品質ごとに選別されることなく袋詰めされている状況にある。そのため、今後は民間主導の大規模精米業者が農家と契約を結ぶことで、品種や品質が同質である粳米を安定的に確保できる環境を構築する必要がある。

また、消費者はこれまでの国産米の品質の低さから、輸入米を好むのみならず、国産米に対する不信感（信用度の低さ）を抱いている。そのため、大規模精米業者の導入によって品質が改善された場合であっても、国産米に消費が移行する可能性は低い。そのため、各精米業者がパッケージングやラベリングを工夫し、「ブランド化」をはかることで品質の高さを証明することができ、国産米の消費拡大に寄与すると考える。したがって、生産から精米、梱包、出荷に係る一連の作業において、農家と精米業者が垂直的連携をはかり、高品質な国産米を市場に流通させることが強く求められる。

- 注 (1) ロシア・ウクライナ危機によって、サブサハラ地域では、2021年の肥料平均価格から約78%の価格上昇がみられ、現地農家は肥料の確保が困難となっている。その結果、稲作に用いる施肥量は、従来の20-50%程度に減少しており生産量の低下に大きく影響している (Nhlengethwa et al., 2023)。
- (2) アフリカ大陸の国々から北部アフリカの国々を除いた地域をサブサハラ地域と呼ぶ。
- (3) 粳米をそのまま蒸した後に乾燥させ精米したものをパーボイルドライスと呼び、ベナンやナイジェリア等の特定の地域で消費されている。また、インドのコメは、同国の料理に好んで用いられる長粒種の香り米である「バスマティ米」とそれ以外の「非バスマティ米」に大別される。
- (4) 第5図には含まれていないが、ギニアとガンビアについても、ギニアビサウ同様に国産米の市場得入率が高く輸入米の流通量が少ない状況が把握されている (Soullier et al., 2020)。
- (5) 効用関数は条件付きロジットモデルに基づいて定式化されており、最尤法によって係数推定を行っている。
- (6) BMIは体重を身長²で除することで算出される。
- (7) ガーナの2019年、ブルキナファソとコートジボワールの2021年のデータについては20-49歳の女性に限定した調査となっており、厳密には比較が行えない点に留意が必要である。

[引用文献]

【日本語文献】

- 伊藤紀子 (2022)「アフリカにおける農業生産と食品摂取・栄養に関する研究動向」『農林水産政策研究所レビュー』109: 6-7.
- Japan International Cooperation Agency (JICA) (2021)『JICAアフリカ稲作技術マニュアル：CARD10年の実践』国際協力機構.
- 北中真人(2023)「アフリカにおける環境再生型農業の取組み：More Production with Less Input」『国際農林業協力』46(3)：23-30.
- 熊谷章太郎(2023)「インドのコメ輸出制限の影響」『日本総研Research Focus』2023-020.
- 丸山優樹・氏家清和・Cherif, O. A.・Bouya, O. A.・入江光輝(2019)「モーリタニアにおける消費者のコメ選好に関する評価：選択実験による接近」『フードシステム研究』25(4)：193-198.
- 丸山優樹 (2022)「西アフリカーコメの消費動向と消費者ニーズに着目して―」『農林水産政策研究所 [主要国農業政策・貿易政策] プロジェクト研究資料』第10号.
- 丸山優樹(2023)「セネガル―国産米の増産に向けた取組に着目して―」『農林水産政策研究所[主要国農業政策・食料需給]研究資料』第2号.

【英語文献】

- Adam Dade, B. M., N. Yasunaga and N. Inoue (2023) Extrinsic attributes affecting local rice brand preferences: urban areas in Benin Republic. *Asia-Pacific Journal of Regional Science*: 1-23.
- Arouna, A., I. A. Fatognon, K. Saito and K. Futakuchi (2021) Moving toward rice self-sufficiency in sub-Saharan Africa by 2030: Lessons learned from 10 years of the Coalition for African Rice Development. *World Development Perspectives* 21: 100291.
- Agyemang, C., S. Boatemaa, G.A. Frempong and A. Aikins (2016) Obesity in Sub-Saharan Africa: Metabolic Syndrome. Switzerland: Springer International Publishing: 1-13.
- Bin Rahman, A. R. and J. Zhang (2022) Trends in rice research: 2030 and beyond. *Food and Energy Security* 12(2): e390.
- Britwum, K. and M. Demont (2021) Tailoring rice varieties to consumer preferences induced by cultural and colonial heritage: Lessons from New Rice for Africa (NERICA) in The Gambia. *Outlook on Agriculture* 50(3): 305-314.
- Burkina Faso Enquête Démographique et de Santé (2022) <https://dhsprogram.com/pubs/pdf/FR378/FR378.pdf> (in French)
- Burkina Faso Enquête Démographique et de Santé et à Indicateurs Multiples (2011) <https://dhsprogram.com/pubs/pdf/FR256/FR256.pdf> (In French)
- Burrone, S., G. Dingacci, M. Dia, B. Bamba, V. Tarchiani, E. Grieco, C. Zini, D. A. Vecchia and P. Vignaroli (2023) The role of staple crop production during the Covid-19 outbreak: Evidence for women small producers in Senegal. *Applied Economics* 55(26): 3026-3042.
- Coffie, I. S., E. Y. Tweneboah-Koduah, E. C. Ocloo, A. Nkukporu and A. N. A. Kastner (2023) Improving local rice

- consumption in Sub-Saharan Africa through social marketing: evidence from Ghana. *International Review on Public and Nonprofit Marketing*: 1-20.
- Côte d'Ivoire Enquête Démographique et de Santé (2022) <https://dhsprogram.com/pubs/pdf/FR385/FR385.pdf> (in French)
- Côte d'Ivoire Enquête Démographique et de Santé Indicateurs Multiples (2013) <https://dhsprogram.com/pubs/pdf/FR272/FR272.pdf> (in French)
- del Villar, P. M. and F. Lançon (2015) West African rice development: Beyond protectionism versus liberalization?. *Global Food Security* 5: 56-61.
- Demont, M. and M. Ndour (2015) Upgrading Rice Value Chains: Experimental Evidence from 11 African Markets. *Global Food Security* 5: 70-76.
- Finn, A. and J. J. Louviere (1992) Determining the Appropriate Response to Evidence of Public Concern: the Case of Food Safety. *Journal of Public Policy & Marketing* 11(2): 12-25.
- Furner, C. P., P. Racherla and J. S. Babb (2013) Social media marketing and advertising. *Mark Rev* 13(2): 103-123.
- Ghana Demographic and Health Survey (2015) <https://dhsprogram.com/pubs/pdf/FR307/FR307.pdf>
- Ghana Demographic and Health Survey (2023) <https://dhsprogram.com/pubs/pdf/FR387/FR387.pdf>
- Index Mundi <https://www.indexmundi.com/commodities/?commodity=rice> (accessed on: 1st February, 2024)
- Kathiresan, A., T. Nagai and Y. Haneishi (2020) Policy options for galvanizing Africa's rice sector against impacts of COVID-19. *World Development* 136: 105126.
- Laborde, D., G. Matchaya and F. Traore (2023) Impact of the Russia-Ukraine war on African agriculture, trade, poverty, and food systems. *Africa Agriculture Trade Monitor 2023 Report*: 130-158.
- Lusk, J. L. and C. B. Briggeman (2009) Food Values. *American journal of agricultural economics* 91(1): 184-196.
- Mhlanga, D. and E. Ndhlovu (2023) The implications of the Russia-Ukraine War on sustainable development goals in Africa. *Fudan Journal of the Humanities and Social Sciences* 16(4): 435-454.
- Naseem, A., S. Mhlanga, A. Diagne, Y.P. Adegbola and S.G. Midingoyi (2013) Economic Analysis of Consumer Choices Based on Rice Attributes in the Food Markets of West Africa: The Case of Benin. *Food security* 5(4): 575-589.
- Nhlengethwa, S., P. Thangata, D. Muthini, A. Djido, D. Njiwa and A. Nwafor (2023) Review of Agricultural Subsidy Programmes in Sub Saharan Africa: The Impact of the Russia-Ukraine War. *AGRA Policy Brief* 3: 1-14.
- Peterson-Wilhelm, B., L. Nalley, A. Durand-Morat, A. Shew, F. Tsiboe and W. Mulimbi (2023) Quality determinates of rice price in open bag markets in Sub-Saharan Africa. *Journal of Agribusiness in Developing and Emerging Economies* 13(3): 361-378.
- Rutsaert, P., M. Demont, M. Ndour and E. Tollens (2009) Competitive Rivals: Willingness-to-Pay for Senegal River Valley versus Imported Rice. 2nd EAAE Workshop on Valuation Methods in Agro-food and Environmental Economics: Experimental Auctions: Theoretical Background and Empirical Applications, Barcelona, Spain: 1-20.
- SRP (Sustainable Rice Platfor) (2020) Sustainable Rice Platform Performance Indicators for Sustainable Rice Cultivation. Version 2.1. <https://sustainablerice.org/wp-content/uploads/2022/12/203-SRP-Performance-Indicators-Version-2.1.pdf> (accessed on: 1st February, 2024)

- Sers, C. F. and M. Mughal (2020) Covid-19 outbreak and the need for rice self-sufficiency in West Africa. *World Development* 135: 105071.
- Soullier, G., M. Demont, A. Arouna, F. Lançon and P. M. Del Villar (2020) The state of rice value chain upgrading in West Africa. *Global Food Security* 25: 100365.
- Ton, G., W. Vellema, S. Desiere, S. Weituschat and M. D'Haese (2018) Contract farming for improving smallholder incomes: What can we learn from effectiveness studies?. *World Development* 104: 46-64.
- Twine, E. E., S. A. Ndindeng, G. Mujawamariya, S. E. Adur-Okello and C. Kilongosi (2023) Consumer preferences for rice in East Africa. *British Food Journal* 125(13): 316-329.
- USDA, PSD online <https://apps.fas.usda.gov/psdonline/app/index.html#/app/downloads> (accessed on: 1st February, 2024)

2024（令和6）年 3月 29日 発行

プロジェクト研究〔主要国農業政策・食料需給〕研究資料 第6号

令和5年度カントリーレポート ベトナム，中国，インド，西アフリカ

編集発行 農林水産省 農林水産政策研究所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話 (03)6737-9000

FAX (03)6737-9600
